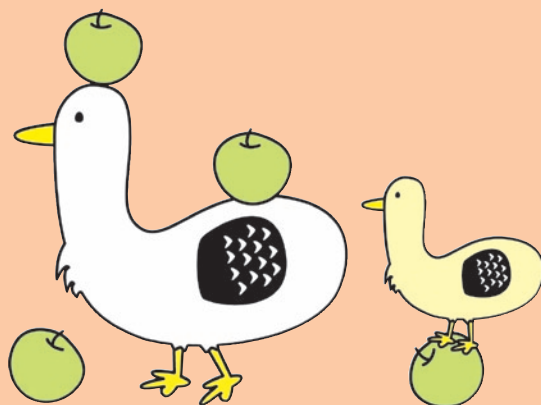


松戸市 子ども総合計画

平成 27 年度～平成 31 年度

ちから
～子ども力でつながる未来～



平成 27 年 3 月
松戸市

市長挨拶

私は、市長就任以来「子育て・教育・文化を軸にした都市ブランドづくり」「人と人のつながりを大切にするまち」、「選ばれる松戸」を目指して、子どもを含めた若い世代や子育て世代の定住や流入の促進を図り、出産後も夢と希望を持って引き続き松戸市で暮らしたいと思えるような、活力と魅力のあるまちづくりを推進してまいりました。



この度、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく国の制度改正に対応し、また、平成17年度から10年間の松戸市次世代育成支援行動計画の前期計画と後期計画を継承する計画として、子どもを妊娠してからその子どもが18歳に成長するまでの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する地域環境の整備とともに、子ども・子育て支援の政策をいっそう促進するための計画として「松戸市子ども総合計画」を策定いたしました。

本計画は、松戸市がこれまでに進めてまいりました子どもを中心とした人のつながりによる新たな地域づくりを重点として、「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」を実現することを基本理念としております。

子どもの権利が尊重され心豊かに育つことができる「子どもの力」、家庭の子育て力が向上し安心して子育てができる「家庭の力」、地域の特色と活力を生かし子どもと家庭を支える「地域の力」の3つの力を支え育むことを基本目標として、子ども・子育て支援の取り組みのいっそうの促進の実現を目指してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりアンケート調査、タウンミーティングにご協力いただいた市民の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました松戸市子ども・子育て会議の委員の皆様ほか関係者に厚くお礼申し上げます。

松戸市長 本郷谷 健次

「松戸市子ども総合計画～子ども力でつながる未来～」によせて

「松戸市子ども総合計画～子ども力でつながる未来～」がここに策定され、平成27年度から子ども子育てにかかわる新たな施策がスタートすることをうれしく思っております。

計画の策定にあたりましては、松戸市子ども・子育て会議において、子育てに携わる各界の関係者及び、市民公募の方で構成された22名の委員の方々と、平成25年8月より活発な審議を重ねて参りました。



子ども・子育て会議の中で尊重された姿勢は以下のような三点です。一点目は、全ての子ども達の未来を考えた松戸市ならではの総合計画にしたいということです。様々な立場の松戸市の子ども達が、主体的に今現在を十分に輝いて生きることができるようにならねばという思いです。それと同時に、松戸に生まれてよかった、私も松戸で子育てしたいと思う市民に育ってもらえるような未来を見据えた計画にしていきたいと考えました。今回の子ども・子育て支援新制度はとかく就学前の保育と教育だけに目が向きがちですが、松戸においては次世代育成の行動計画を吸収発展した形で、就学前から中高生までの切れ目のない子どもの育ちへの支援を考えていこうということにもなりました。二点目は、子育て中の家族が笑顔であるよう、子育て家庭の家族みんなの well-being を考えていこうということです。家族の役割を親が負担なく担っていくためには、何をどのように充足していくことが必要なのかを考えあいました。三点目は、市民として私たち自身が子どもの未来のために何ができるかということです。子どもの未来を語る時に子どもとその家族を取り巻く地域社会の在り方が問題となります。松戸市民として子育てしやすい街づくりのために何ができるか常に考えていこうという姿勢です。以上の、三点を共通理解したうえで基本理念と基本目標が策定されました。

いよいよこれから計画が実行されていきます。行政の力強い推進力を核に市民の方々の参画により地域の活性化を図りながら実践していくものです。計画は常に見直さなければなりません。計画の評価と推進体制を有効に機能させ、今後、松戸の行政と様々な立場の市民の皆様とがつながり支えあいながら、子どもの力でつながる未来に向けて、計画が遂行できることを願っております。

松戸市子ども・子育て会議 会長

聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科教授 西 智子

～子ども力でつながる未来～ 「松戸市子ども総合計画」によせて

小さい頃から異文化理解や交流が深められるよう、国際交流を推進したい。

妊娠中から子育て中の親子と触れ合える機会を進めたい。

小中高校生が豊富な体験を通して、「松戸はいいな」と思ってもらえるような活動をしたい。

子どもは社会の宝であり、松戸の子として宝として、「いつもありがとう」という気持で支援したい。

中高生を地域のボランティアとして巻き込む仕組みづくりを進めたい。

妊娠中の親から子どもまで、検診等を利用し、口の中の健康づくりの普及に努めたい。

利用者の視点に立ち、生活圏を意識した子育て情報を発信したい。



相談の場の充実と支援者の質の向上に努めたい。

地域の人に見守られ、子どもたち同士が助け合いながら活動、体験できる機会を大切にしたい。

子どもと向き合う大人、支援者の育成を大切にしたい。

子育ての問題は地域の問題としてとらえ、地域全体で子どもを育てる気運づくりを進めたい。

色々な団体と連携し、子どもを見る目、子どもに向ける目を育てていきたい。

児童館の役割や機能の充実を。

学校教育として、地域と連携し、学びの場や子どもの知恵を育む体験の場の充実を図り、また、支援の必要な子どもを学校以外でもサポートできるような連携協力を行いたい。

施設が地域に向くことや地域の方々を招くことを通して交流を深め、地域の理解者、子育てへの関心を高めていきたい。

親の学びの場の提供や、「子どもとともに親として成長する楽しさ」などを伝えたい。

大人が輝き、笑顔であり、松戸を好きと言えるような街に。

「子育ては楽しいな、松戸で小中学校に通わせてよかったな」と思えるような活動をしたい。

■ 目次 ■

第1章 計画策定の趣旨	P 1
第1節 策定の背景と趣旨	P 1
第2節 計画の位置づけ	P 2
第2章 子どもを取り巻く環境の変化	P 3
第1節 松戸市の位置と人口	P 3
第2節 松戸市の現状	P 6
第3節 松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況	P 12
第4節 子どもや保護者の意向	P 13
第3章 計画の基本的な考え方	P 27
第1節 基本理念	P 27
第2節 基本目標	P 27
第3節 施策の体系	P 28
第4章 施策の方向	P 29
第1節 目標Ⅰ 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる	P 30
第2節 目標Ⅱ 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる	P 53
第3節 目標Ⅲ 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える	P 84
第5章 事業の推進に係る目標値	P 94
第1節 子ども・子育て支援新制度の概要について	P 94
第2節 区域の設定	P 95
第3節 人口の設定	P 96
第4節 教育・保育の量の見込み 並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	P 97
第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	P 104
第6節 その他の事業の目標値	P 123
第6章 計画の評価と推進体制	P 124
第1節 評価指標と評価の公表	P 124
第2節 計画の推進体制	P 124
資料編	
1 松戸市子ども総合計画策定経過	P 125
2 松戸市子ども・子育て会議条例	P 126
3 松戸市子ども・子育て会議委員名簿	P 127
4 松戸市子ども・子育て支援計画策定ワーキングチーム名簿	P 128
5 対象別関連実施事業一覧表	P 129
6 関連実施事業一覧	P 132
7 用語説明	P 146

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進展、女性の社会進出、家族・地域をめぐる環境の変化による子育ての孤立感や負担感の増加、雇用環境の変化、保育所待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。この環境の変化に対応するため、国では、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

<具体的な取組み>

- ①保育の場を増やし、待機児童を減らし、子育てしやすい働きやすい社会を目指します。
- ②幼稚園と保育所（園）のよいところをひとつにした認定こども園の普及を図ります。
- ③幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限を10年間延長することになり、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組み支援の充実が図られることになりました。

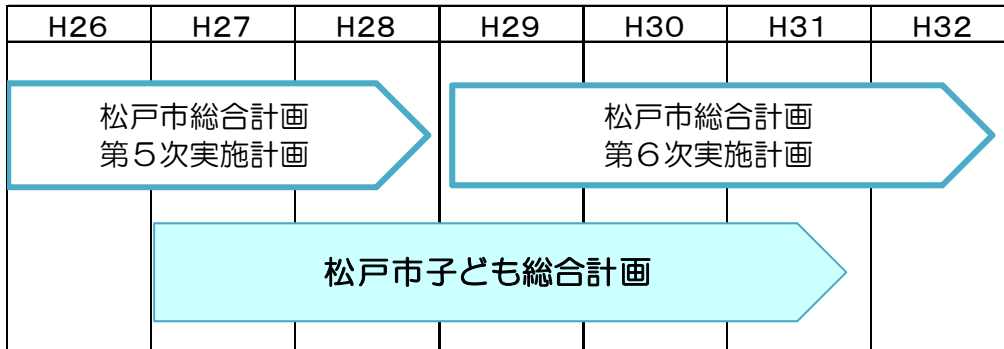
松戸市では、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」の制定により、平成17年度を初年度とし、平成17年～21年次世代育成支援行動計画（前期計画）、平成22～26年次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、次世代を担う子どもの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきました。しかし、子どもやその家族を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないまま親となる人が増加するなど、家庭や地域における子育ての力の低下が続いている現状があります。

今回作成する松戸市の「子ども総合計画」は、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するもので、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承し、妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備するとともに、市民のニーズに応じていくための体制づくりを目指します。

第2節 計画の位置づけ

【計画期間】

本計画は、平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度までの5年間に計画期間とします。

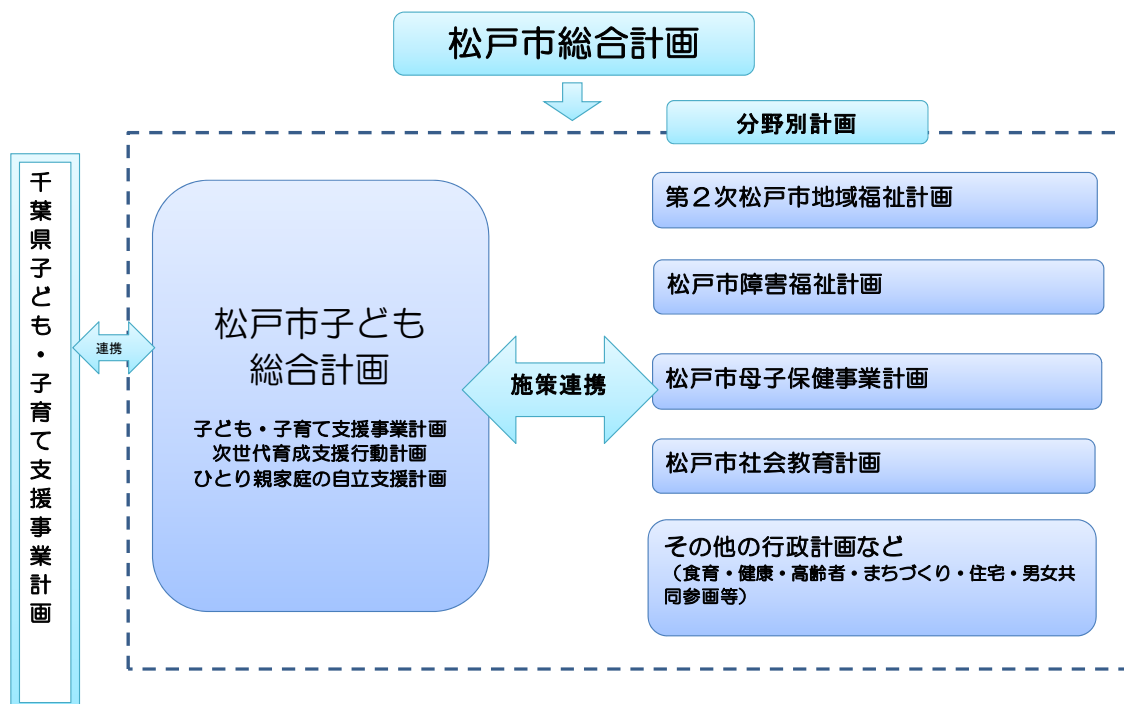


【計画の対象】

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。

ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

【他の計画との関係】



この計画は、「松戸市総合計画」の分野別計画として位置づけ、保健・福祉・教育等に関する計画などと整合を図った計画とします。

第2章 子どもを取り巻く環境の変化

第1節 松戸市の位置と人口

○松戸市の位置

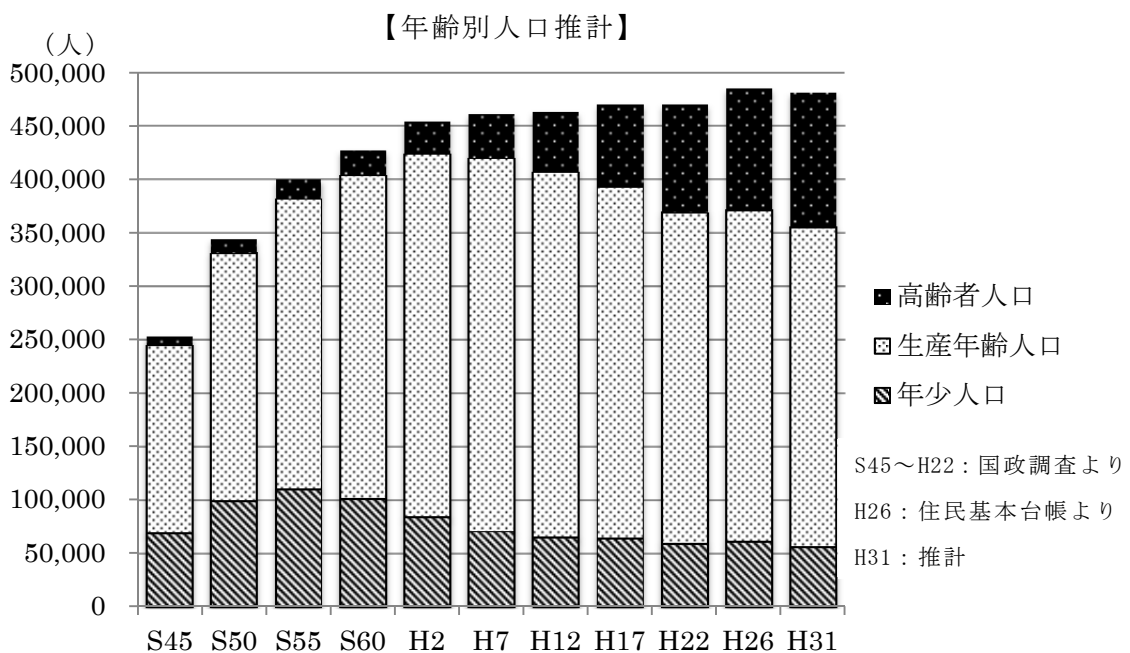
松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区と埼玉県三郷市に隣接しています。



○松戸市の人口

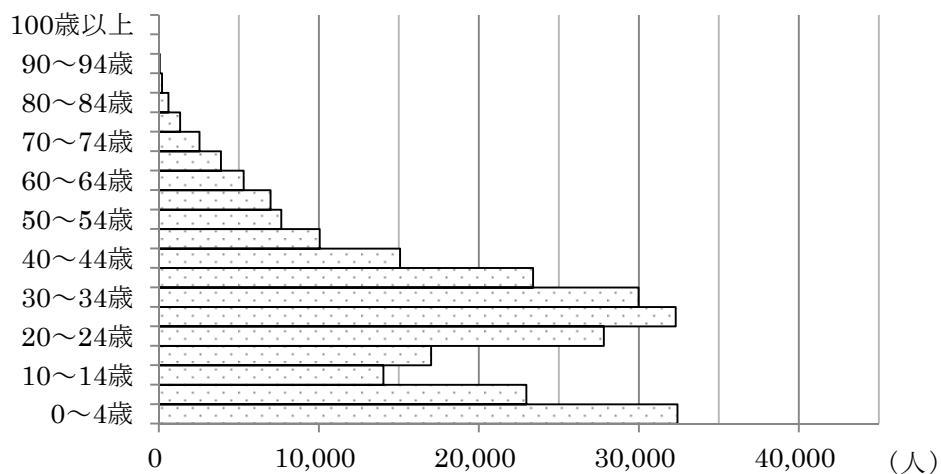
松戸市の人口は、平成26年4月1日現在で480,350人となっています。昭和30年代から40年代にかけて大きく増加し、平成元年に45万人を超えました。その後、48万人を越えましたがわずかながら減少傾向にあります。

年齢別の人口は、高齢者人口の大幅な増加と年少人口や生産年齢人口の減少する傾向となり、少子高齢化が加速しています。

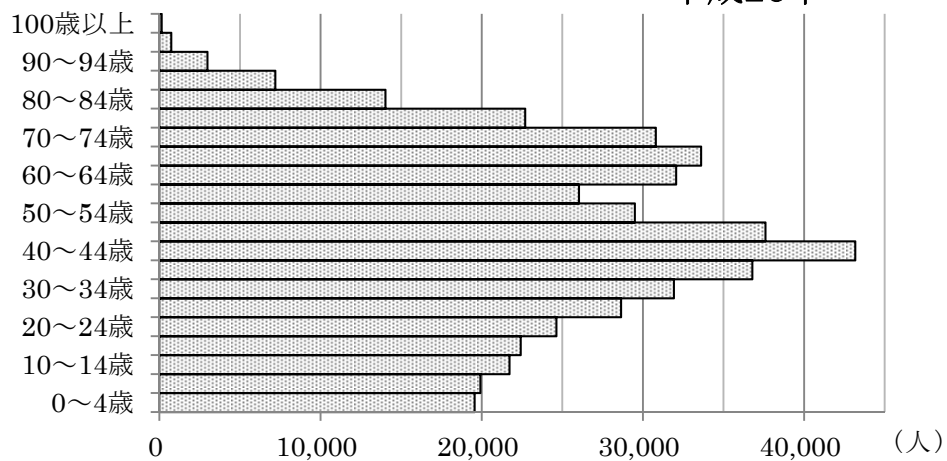


【年齢別人口構成】

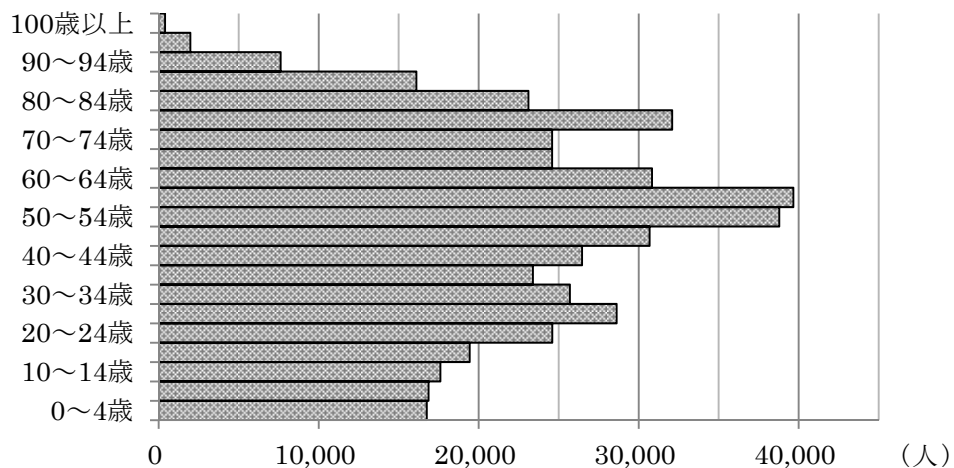
昭和45年



平成26年

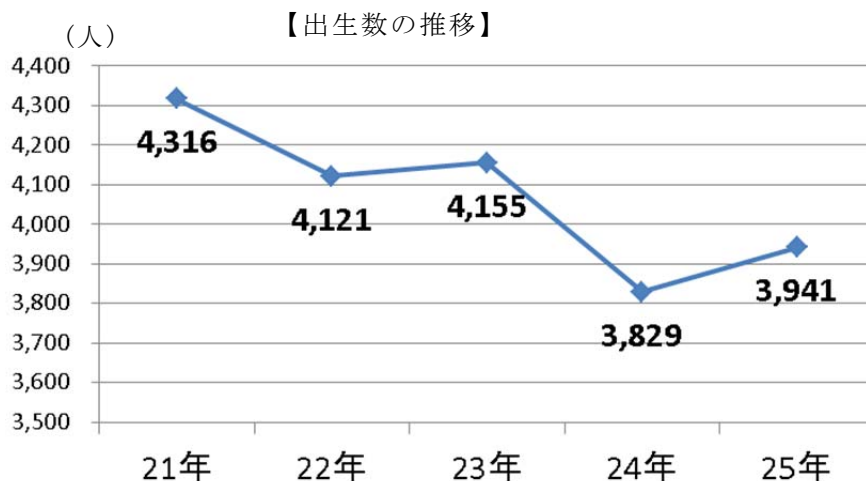


平成31年 (推計)



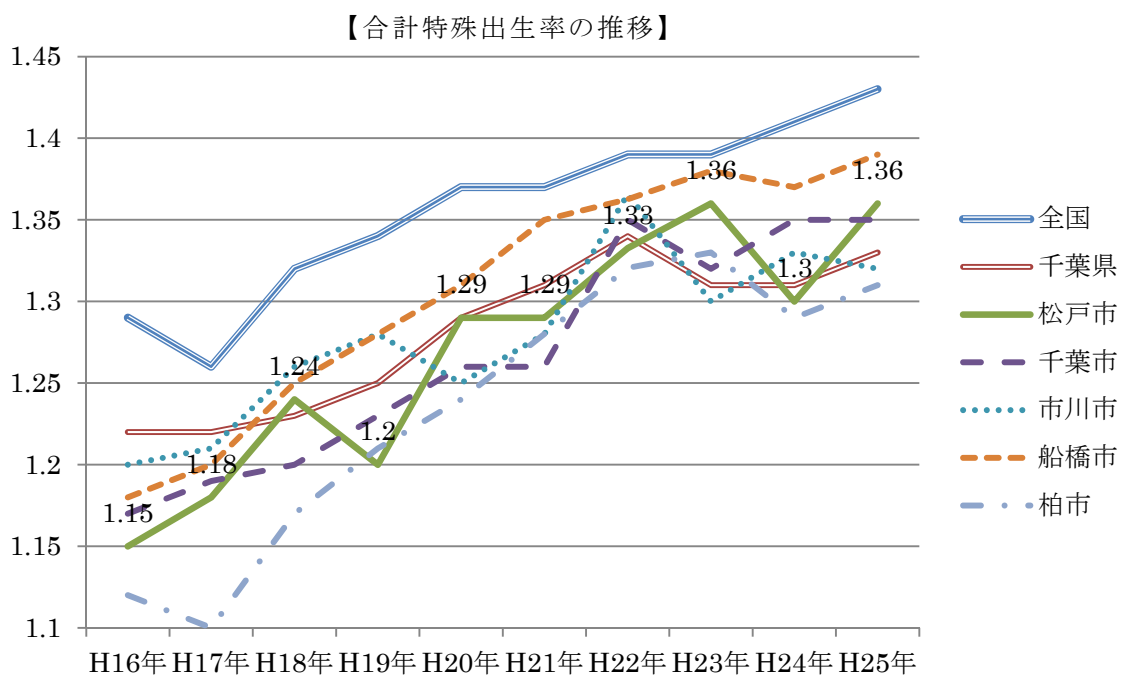
○出生数の推移と就学前児童の教育・保育施設利用の状況

出生数の推移は平成 21 年から減少傾向にありましたが、25 年は若干増加しました。



○合計特殊出生率の推移

松戸市の合計特殊出生率は、平成 8 年の 1.37 から低下傾向にあり、平成 16 年には 1.15 まで低下しましたが、その後は回復傾向となり平成 25 年には 1.36 となっています。



第2節 松戸市の現状

○事業実施の施設

松戸市次世代育成支援行動計画の推進により、10年間で多くの子育て支援事業実施施設が整備されました。なお、実施施設の設置されていない地域もあります。



※地域

市内全体を松戸(中央)・小金・常盤平の3つの保健福祉センターの担当地域として施設の分布を掲載します。

地域子育て支援拠点施設

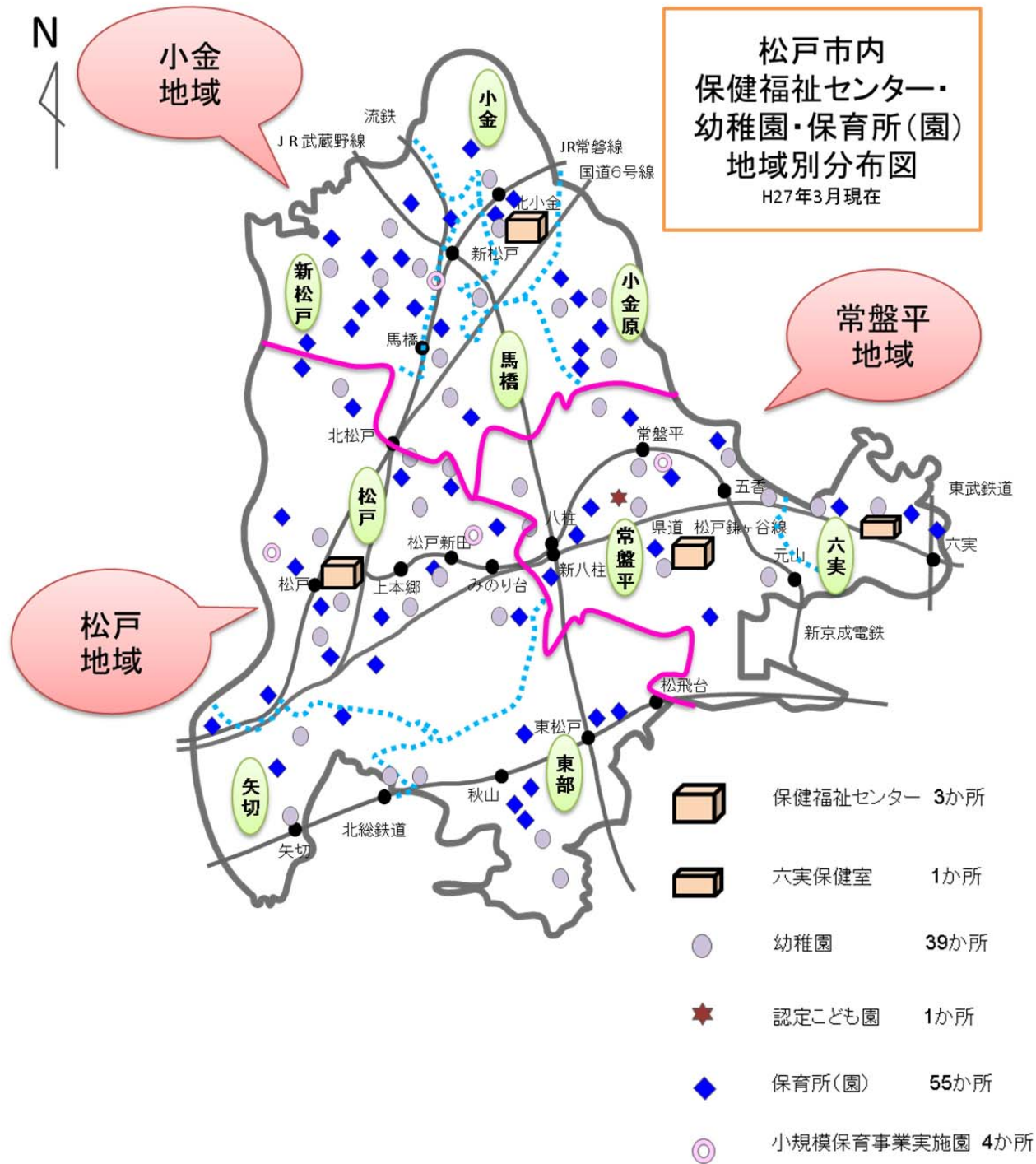
H27年3月現在

地域	おやこDE広場・ 子育て支援センター
松戸	ゆうまつど
	南花島
	北松戸
	松戸
	野菊野
	にこにこキッズ
	チェリッシュ(センター)
	東松戸
	あおば(センター)
	北小金
小金	小金原
	根木内
	旭町
	新松戸
	馬橋
常盤平	ふれあい22
	常盤平
	子すずめ(センター)
	CMS(センター)

乳幼児一時預かり実施施設

H27年3月現在

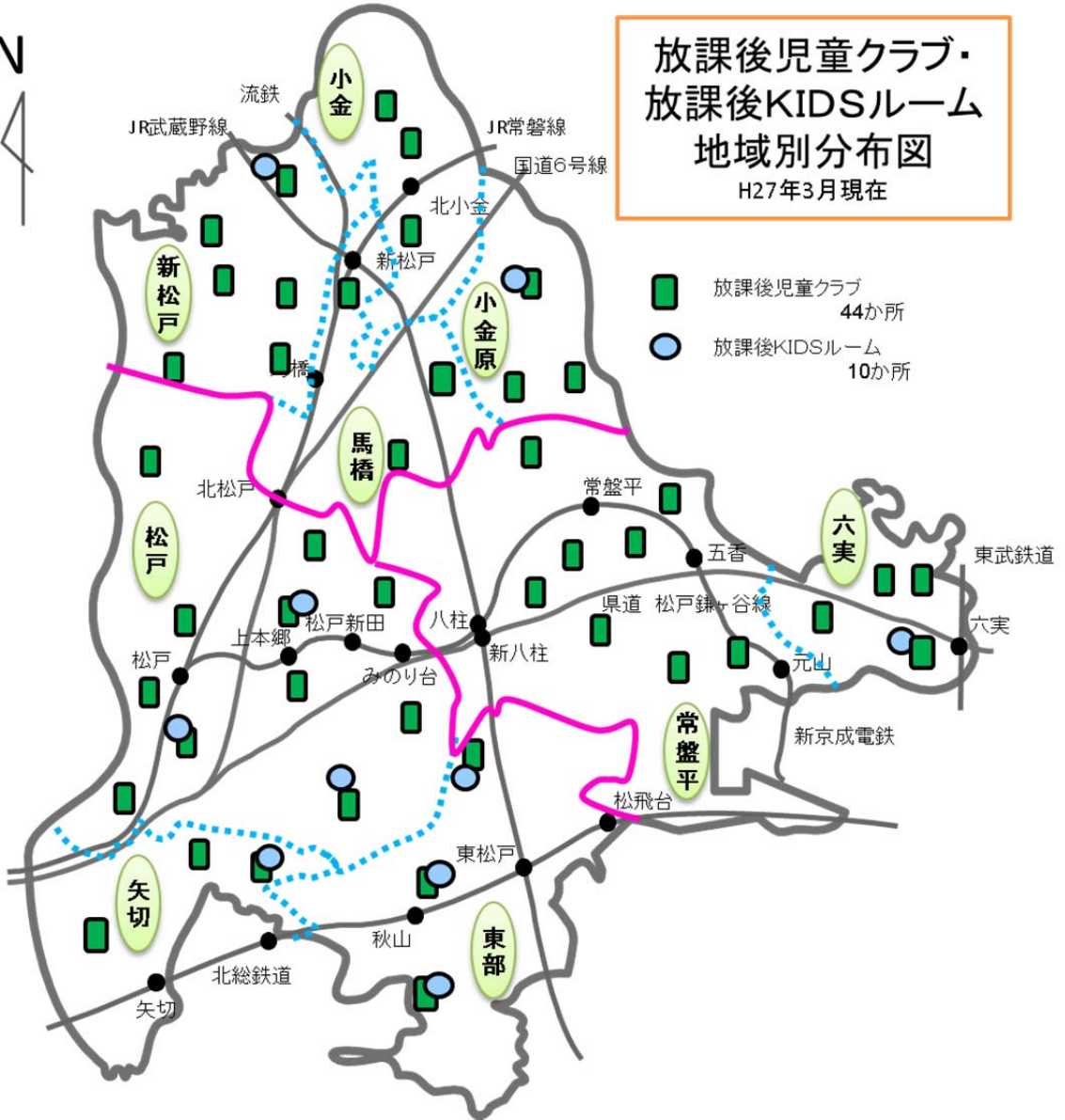
地域	実施施設
松戸	東松戸保育園
	グローバルキッズ
	松戸ミドリ保育園
	佑和保育園
	保育園きぼうのたから
	梨の花保育園
	E-こどもの森・ほっとるーむ東松戸
	E-こどもの森・ほっとるーむ松戸
小金	新松戸南部保育所
	けやきの森保育園
	東進ポップキッズ
	E-こどもの森・ほっとるーむ新松戸
常盤平	晴香園
	牧の原保育所
	こうぜん保育園
	金ヶ作保育園
	はなみずき保育園



施設類型	松戸地域	小金地域	常盤平地域
保育所	1 つばみ保育園	1 いわさき保育園	1 子すずめ保育園
	2 松戸南保育園	2 けやきの森保育園	2 金ヶ作保育園
	3 小羊保育園	3 松戸ひばり保育園	3 三空保育園
	4 梨香台保育所	4 馬橋保育園	4 ときわ平保育園
	5 第一平和保育園	5 馬橋西保育所	5 はなみずき保育園
	6 第二平和保育園	6 小金北保育所	6 牧の原保育所
	7 保育園きぼうのたから	7 北小金グレース保育園	7 松飛台保育所
	8 野菊野保育園	8 小金保育園	8 六実保育所
	9 二十世紀ヶ丘保育所	9 さくら保育園	9 六高台保育園
	10 松ヶ丘保育所	10 若芝保育園	10 こうぜん保育園
	11 松戸ミドリ保育園	11 小金原保育所	
	12 上本郷保育園	12 コアラ保育所	
	13 北松戸保育所	13 貝の花保育園	
	14 東松戸保育園	14 新松戸ベビーホーム	
	15 グローバリーキッズ	15 新松戸中央保育所	
	16 梨の花保育園	16 新松戸南部保育所	
	17 佑和保育園	17 新松戸北保育所	
	18 稔台保育園	18 東進ポップキッズ	
	19 八景台保育園	19 小金西グレース保育園	
	20 八柱保育所		
	21 さわらび保育園		
	22 さわらびドリーム保育園		
	23 古ヶ崎保育所		
	24 古ヶ崎第二保育所		
	25 こすもす保育園		
	26 音のゆりかご保育園		
小規模保育事業実施園	1 ケヤキッズベビールーム (連携：保育園きぼうのたから)	1 新松戸幼稚園おひさまルーム (連携：新松戸幼稚園)	1 金ヶ作保育園なのはなルーム (連携：金ヶ作保育園)
	2 八景台保育園たんぼぼルーム (連携：八景台保育園)		
認定こども園			1 松戸認定子ども園 (梅檀幼稚園)
幼稚園	1 聖ミカエル幼稚園	1 清風幼稚園	1 常盤平幼稚園
	2 矢切幼稚園	2 東漸寺幼稚園	2 ひので幼稚園
	3 みやこ幼稚園	3 中和倉幼稚園	3 高木幼稚園
	4 北部幼稚園	4 二三ヶ丘幼稚園	4 あさひ幼稚園
	5 高塚わかば幼稚園	5 大勝院幼稚園	5 むつみ幼稚園
	6 聖徳大学附属幼稚園	6 いわさき幼稚園	6 さつき幼稚園
	7 松戸みどり幼稚園	7 八照幼稚園	7 千駄堀梅檀幼稚園
	8 松戸いずみ幼稚園	8 みやおか幼稚園	8 八柱幼稚園
	9 北松戸さつき幼稚園	9 聖徳附属第二幼稚園	9 牧の原梅檀幼稚園
	10 本源寺幼稚園	10 新松戸幼稚園	10 金ヶ作幼稚園
	11 さかえ幼稚園	11 第二かきのき幼稚園	11 北丘幼稚園
	12 まるやま幼稚園	12 いわさき第二幼稚園	
	13 明和幼稚園		
	14 高塚幼稚園		
	15 かきのき幼稚園		
	16 専修大学松戸幼稚園		



放課後児童クラブ・
放課後KIDSルーム
地域別分布図
H27年3月現在

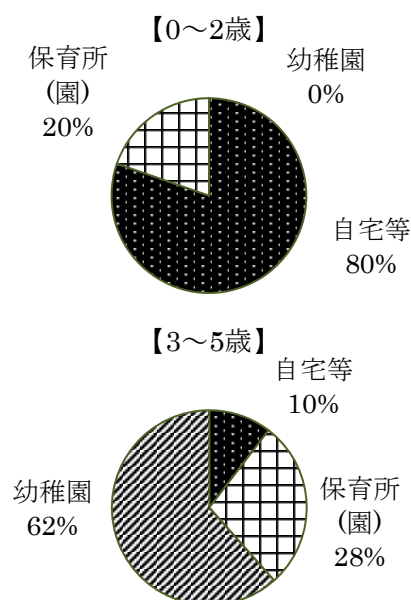


○幼稚園・保育所の在園状況と放課後児童クラブの利用状況

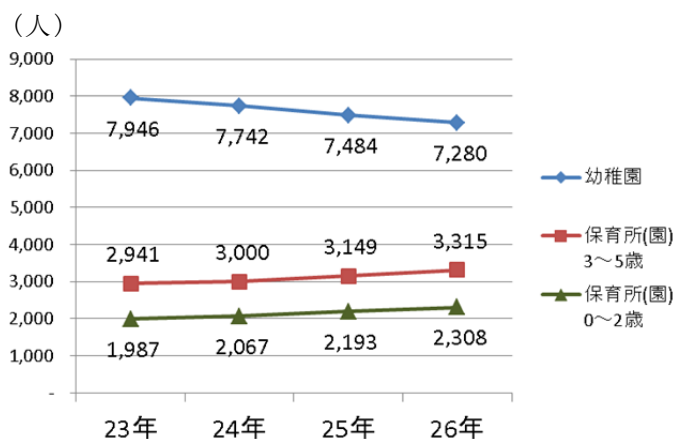
就学前の3～5歳児は、62%が幼稚園に、また、28%が保育所（園）に在園していますが、幼稚園在園児童数は減少、保育所（園）入所児童数は増加傾向にあります。

また、放課後児童クラブの利用児童について、高学年については3%前後で推移していますが、低学年は増加傾向にあり、平成26年は20.1%となっています。

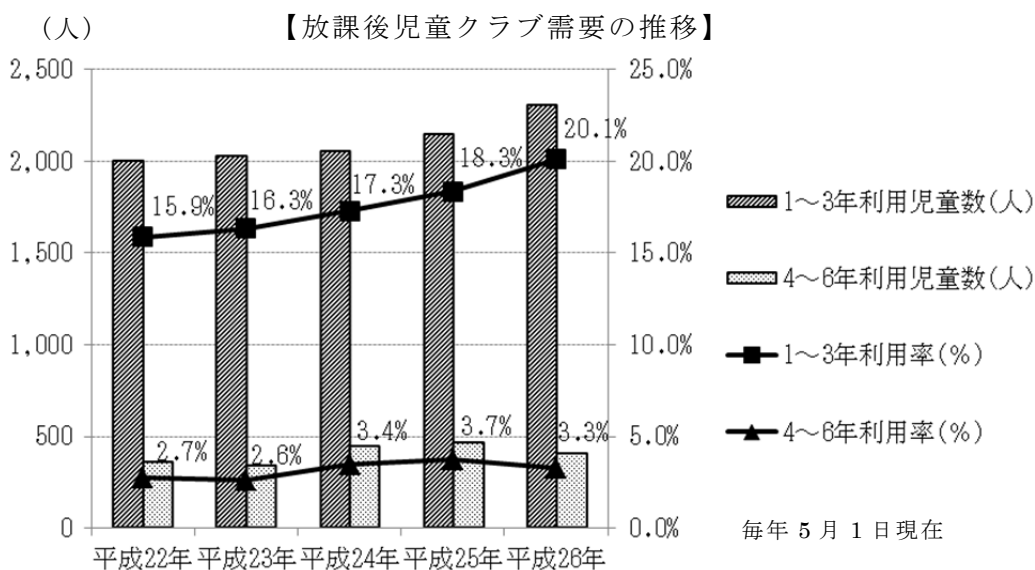
【幼稚園・保育所（園）の在園状況(H26年)】



【保育所(園)の入所児童数と幼稚園の在園児数】



保育所(園)入所児童：毎年4月1日現在
幼稚園在園児：毎年5月1日現在



第3節 松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

平成22年度から平成26年度までの松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）の期間に実施及び推進された施策や事業、及び、平成24年5月30日に松戸市次世代育成支援行動計画推進委員会から、松戸市長に提出された「魅力ある子育てタウン創造にむけた提言」に基づいて、次のとおり事業を推進しました。

【松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）の推進】

基本目標Ⅰ 子どもにとって安らげる家庭・家族であること

- 子育てホームページ事業（まつど子育て応援サイト「まつどあ」の運営）
- 父親のための情報提供事業（パパ手帳を配布）
- 親力向上セミナー（乳幼児の親への子育て講座、パパを楽しもう講座）
- 中高生と赤ちゃんのふれあい体験事業（高校3校、中学1校で実施）
- 保育事業の充実（延長保育実施の拡大、新設保育所整備など）

基本目標Ⅱ 子どもから広がる地域づくり

- 地域放課後児童支援事業（放課後KIDSルームを7小学校で実施）
- まつどリーム事業（商業施設との連携事業として割引などを実施）
- 子育てコーディネーター事業（総合的な相談支援体制の整備）
- 子育てスタッフ養成講座と子育て人材バンク制度

基本目標Ⅲ 全ての子どもが自分らしい夢を持てるようになる

- 子どもフォーラム事業（松戸の施策について市長に意見発表）
- 若者塾（ゲットユアドリーム）事業

基本目標Ⅳ 全ての子どもが健やかに成長する

- こども発達センターの地域支援体制の充実（障害児相談支援事業所の指定）

【魅力ある子育てタウン創造に向けた提言による推進事業】

提言1 子どもたちと地域のつながり

- ・聖徳大学、伊勢丹松戸店の共催による「まつどおしごとデパート」の開催
- ・松戸駅に総合子育て支援施設整備（文化ホールにおやこDE広場を開設）
- ・聖徳大学との事業連携

提言2 子どもと子育て世代の魅力づくり

- ・21世紀の森と広場の活用事業（子どもの意見による森のこども館事業の実施）

提言3 子どもを中心とした市の組織改革

- ・子ども部の設置による妊娠から18歳までの支援を連携して政策形成

第4節 子どもや保護者の意向

(平成25年度に実施した松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果より)

1 調査の目的

「子ども・子育て支援法」に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画(計画期間5年)として、次世代育成支援行動計画を継ぐ子ども・子育ての総合的な計画を策定するにあたり、市民を対象に特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握し、計画立案の基礎資料とするために実施しました。

2 調査の種類と内容

調査名	主な設問内容
1. 未就学児童保護者調査	①子どもと家族の状況 ②保護者の就労状況と今後の意向 ③教育・保育サービスの利用状況・利用意向 ④子育ての状況 ⑤国や自治体に望む子ども子育て支援政策
2. 小学生の保護者調査	①子どもと家族の状況 ②保護者の就労状況と今後の意向 ③放課後児童クラブ(学童保育)とその他のサービスの利用状況・利用意向 ④子育てに関する考え ⑤国や自治体に望む子ども子育て支援政策
[児童・生徒調査] 3. 小学5年生 4. 中学2年生 5. 高校2年生	①保護者との会話時間、家事などの手伝い頻度 ②放課後の過ごし方 ③自己評価 ④地域活動への参加状況 ⑤将来のこと ⑥松戸市に期待するサービスや事業
6. 一般市民調査	①少子化について ②地域の子育て支援について ③虐待について

3 調査方法と回収結果

《調査実施期間》 平成 25 年 9 月 21 日～10 月 11 日

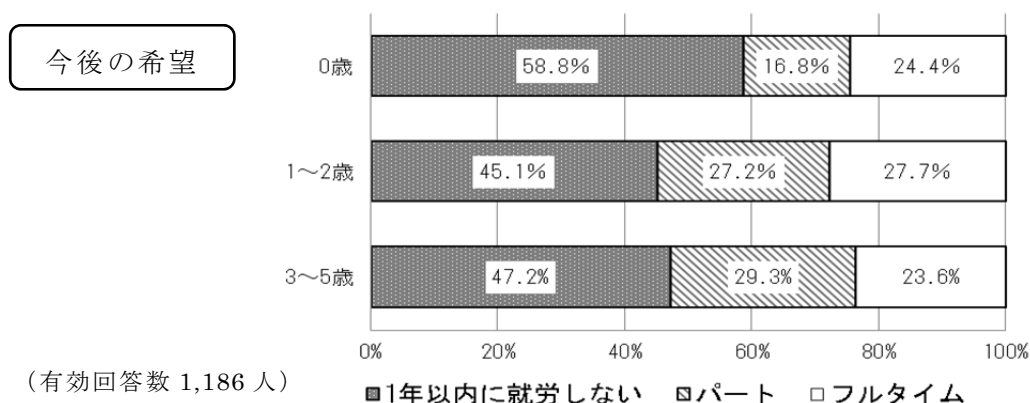
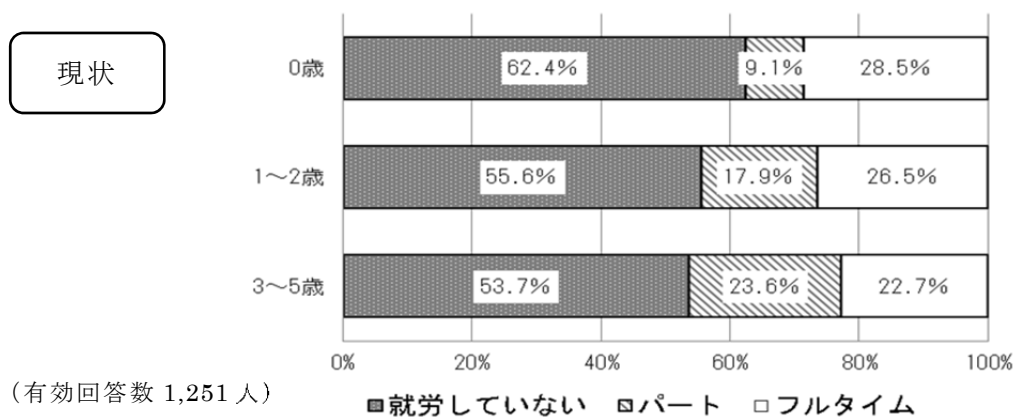
調査名	対象者	調査方法	対象者数 (標本数)	回収数 (回収率)
1. 未就学児童保護者調査	・平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた、0 歳～6 歳までの児童の保護者	・平成 25 年 9 月 4 日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出し、保護者宛に調査を依頼。 ・郵送による配布回収。	2,000 人	1,251 (62.6%)
2. 小学生の保護者調査	・小学 1 年生から小学 6 年生までの児童の保護者	・平成 25 年 9 月 4 日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出し、保護者宛に調査を依頼。 ・郵送による配付、回収。	1,000 人	666 (66.6%)
[児童調査] 3. 小学 5 年生	・市内小学校(4 校)の小学 5 年生	・平成 25 年 9 月 4 日現在の対象児童に対し、学校(対象校)を通じて、調査票を配布、回収。	543 人	535 (98.5%)
4. 中学 2 年生	・市内中学校(2 校)の中学 2 年生		532 人	512 (96.4%)
5. 高校 2 年生	・市内高校(2 校)の高校 2 年生		500 人	457 (91.4%)
6. 一般市民	・平成 25 年 9 月 4 日現在で満 20 歳以上の松戸市民	・平成 25 年 9 月 4 日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出。 ・郵送による配付、回収。	1,000 人	538 (53.8%)

○未就学児保護者の就労状況と今後の希望

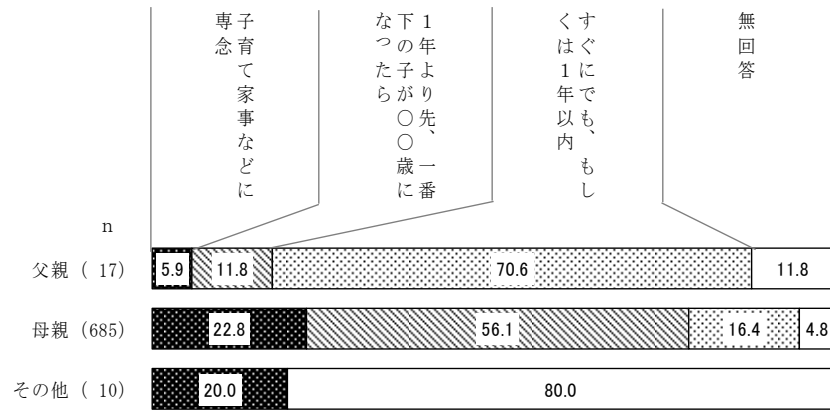
現状では、0歳児 37.6%、1～2歳児 44.4%、3～5歳児 46.3%の保護者（母）が就労していますが、今後の希望では、0歳児 41.2%、1～2歳児 54.9%、3～5歳児 52.9%の保護者（母）が就労を希望しています。

現在就労していない保護者の就労希望としては、すぐにでも、もしくは1年以内に就労希望がある人が、父親で70.6%、母親で16.4%となっております。就労を考えている母親のうち84.5%がパートタイムやアルバイトなどの就労形態を希望しています。

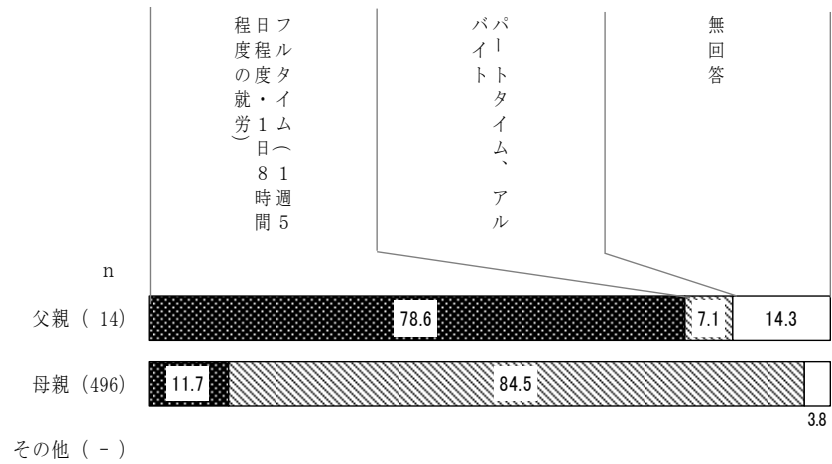
【未就学保護者の就労状況と今後の希望】



【現在就労していない保護者の就労希望】



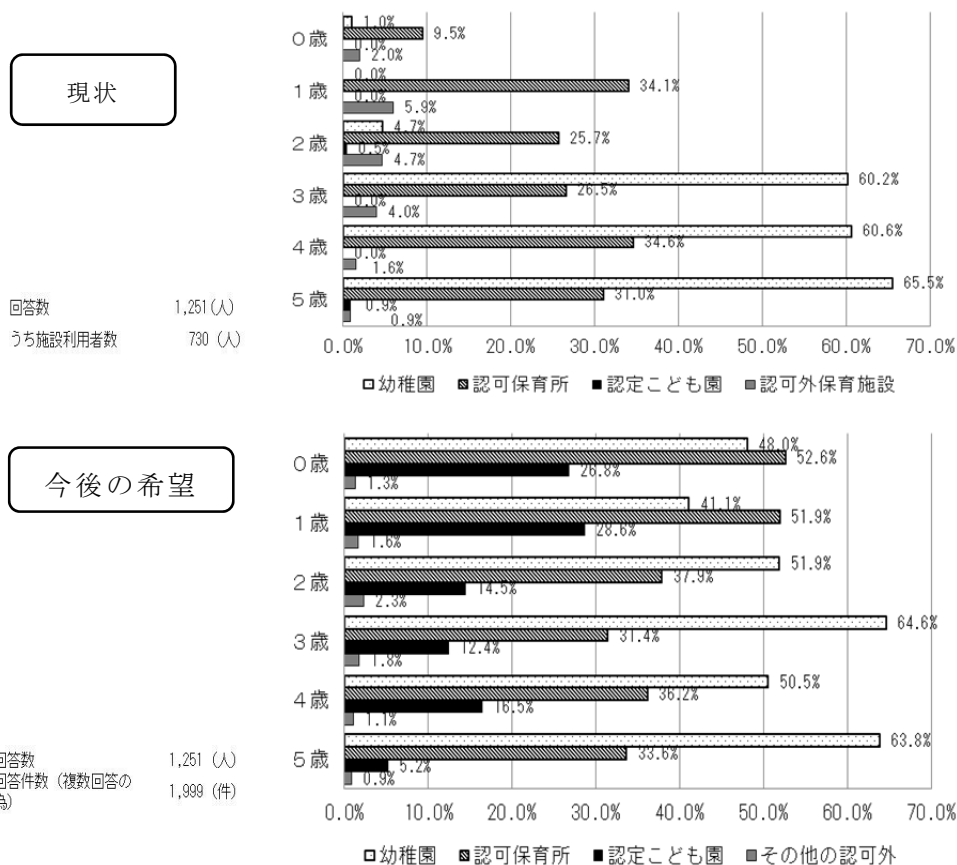
【1年より先、すぐにも就労したい保護者の希望する就労形態】



○未就学児の利用施設の現状と今後の希望

施設の利用としては、認可保育所や幼稚園、認定こども園への利用を希望する保護者が多い状況です。

【未就学児の利用施設の現状と希望】



○おやこDE広場・子育て支援センターの利用と希望

0～3歳児の保護者の49.5%がおやこDE広場や子育て支援センターを利用したことがあります。さらに、10.2%の利用希望があります。

地域	広場・支援センター (か所)	0歳～3歳人口 (人)	0歳～3歳利用率 (%)	利用ニーズ伸び率 (%)
松戸	9	6,996	52.8	10.6
小金	6	5,177	47.8	8.6
常盤平	4	3,647	47.9	11.3
計	19	15,820	49.5	10.2

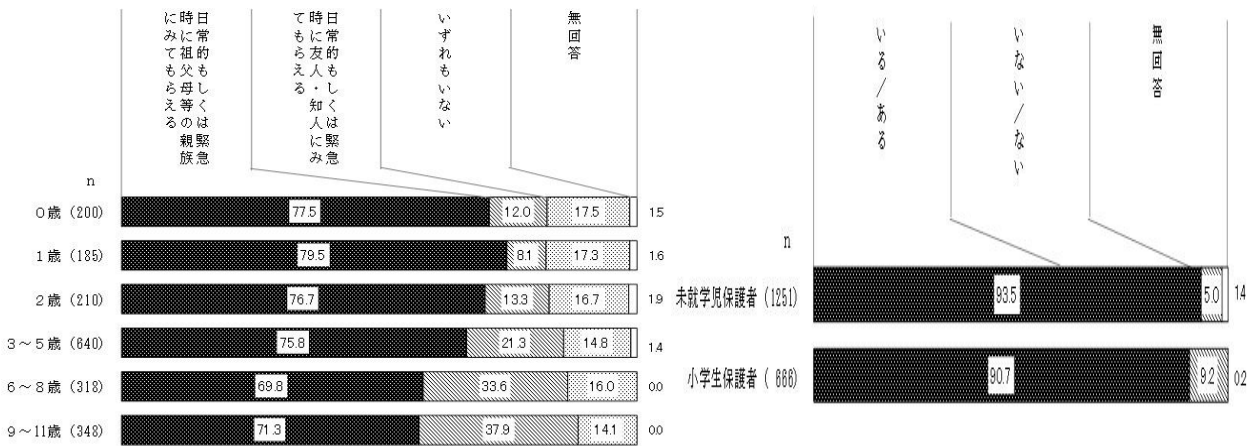
○子育ての支援と子育ての気持ちについて

普段子どもを見てもらえる親族や知人がいると回答した人は、80%を超えています。
 また、子育ての相談をする相手がいると回答した人は、90%を超えており、その相談相手としては、祖父母や友人、知人、幼稚園・保育所などです。

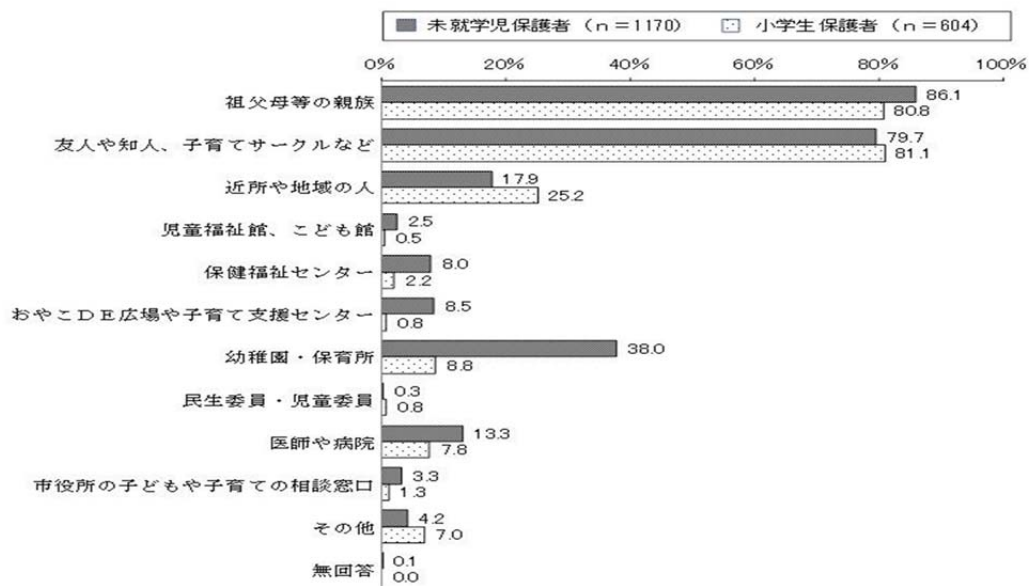
子育て中の保護者の気持ちとしては、「子どもといると毎日楽しい」「子育てをすることで自分も成長している」と感じている人が多く、一方で、子育てに不安や悩みを感じている人が増加しています。

【子どもを見てもらえる親族・知人】

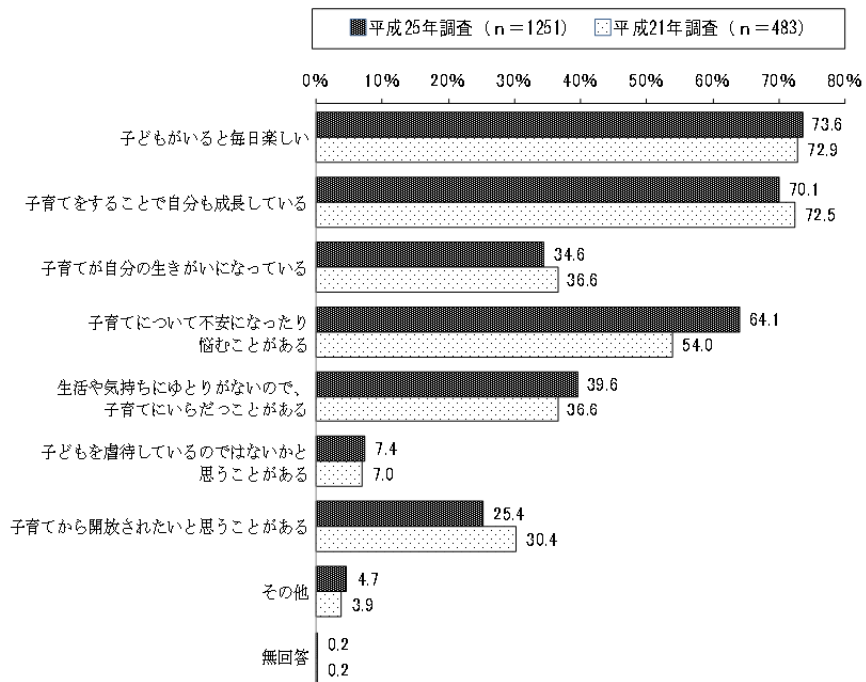
【気軽に相談できる相手の有無】



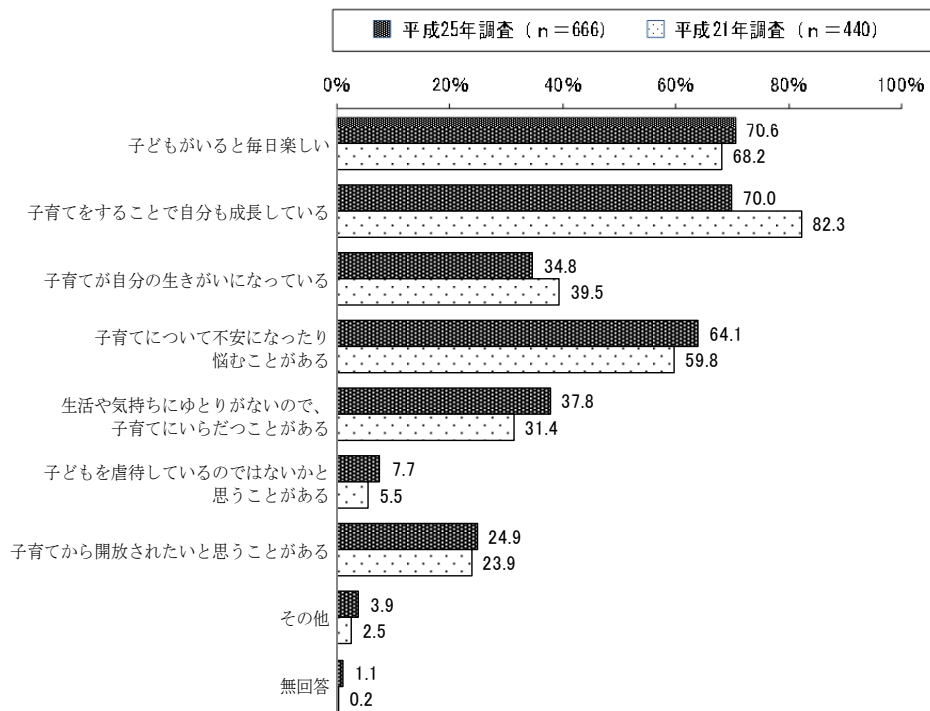
【子育てに関して気軽に相談できる相手】



【未就学児保護者の子育ての気持ち】



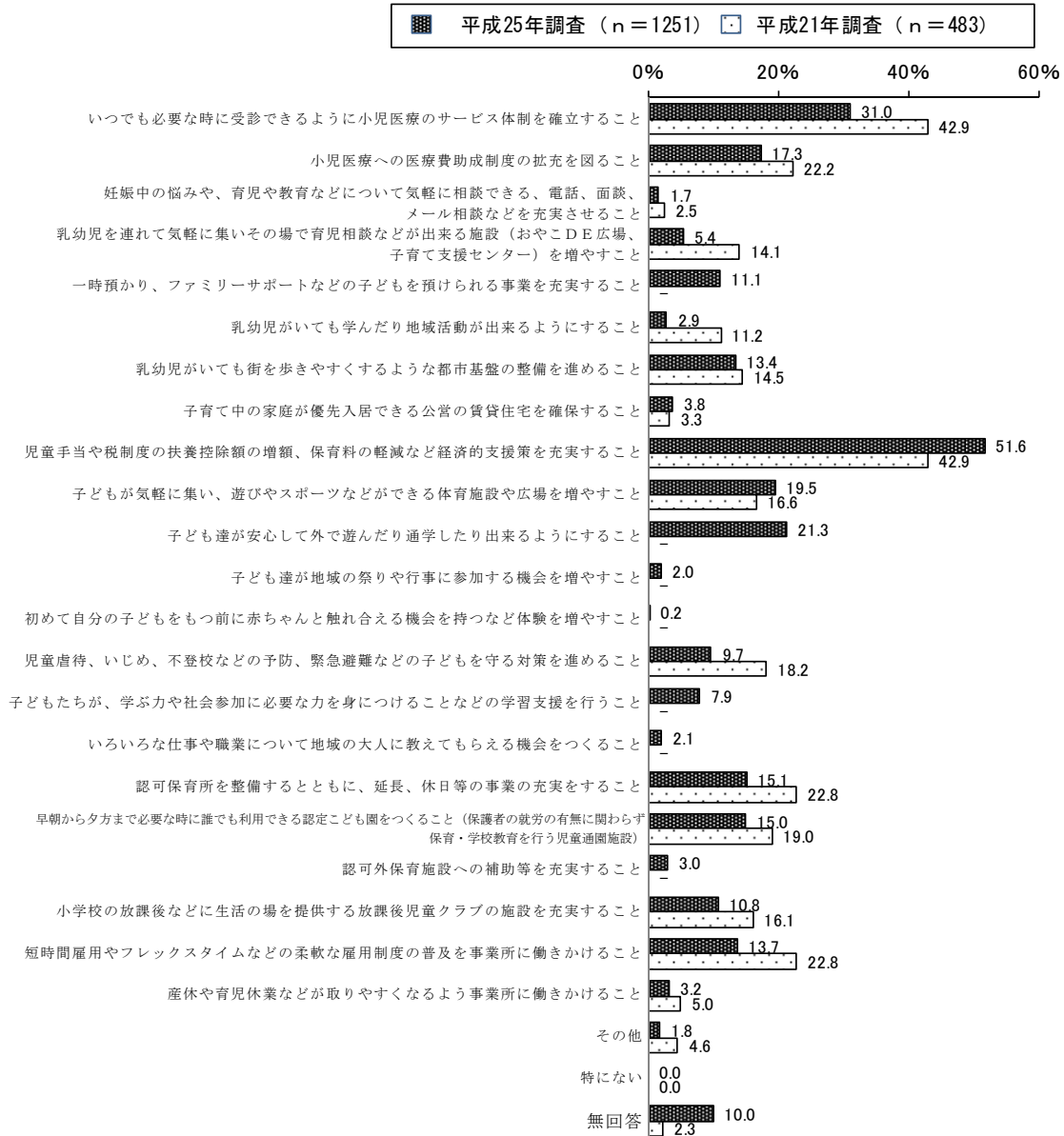
【小学生保護者の子育ての気持ち】



○子育て中の保護者が国や自治体に期待すること

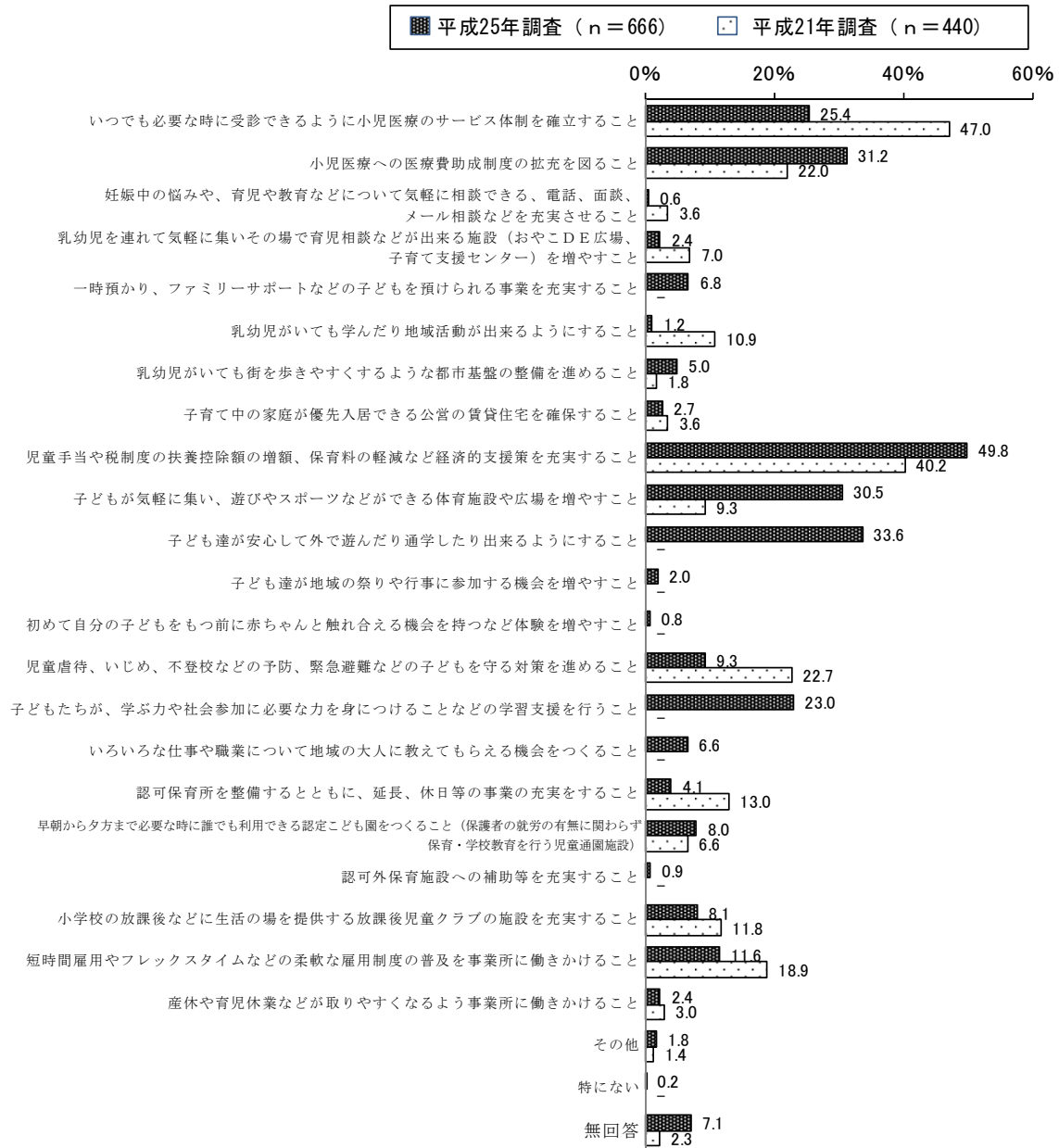
未就学児保護者、小学生保護者が最も期待することは、経済的支援策の充実となっています。続いて、未就学児保護者では小児医療体制の確立、小学生保護者では子どもたちが安心して遊んだり通学したりできるようにすることとなっています。

【未就学児保護者が国や自治体に希望する政策】



※ -は未調査の項目

【小学生保護者が国や自治体に希望する政策】

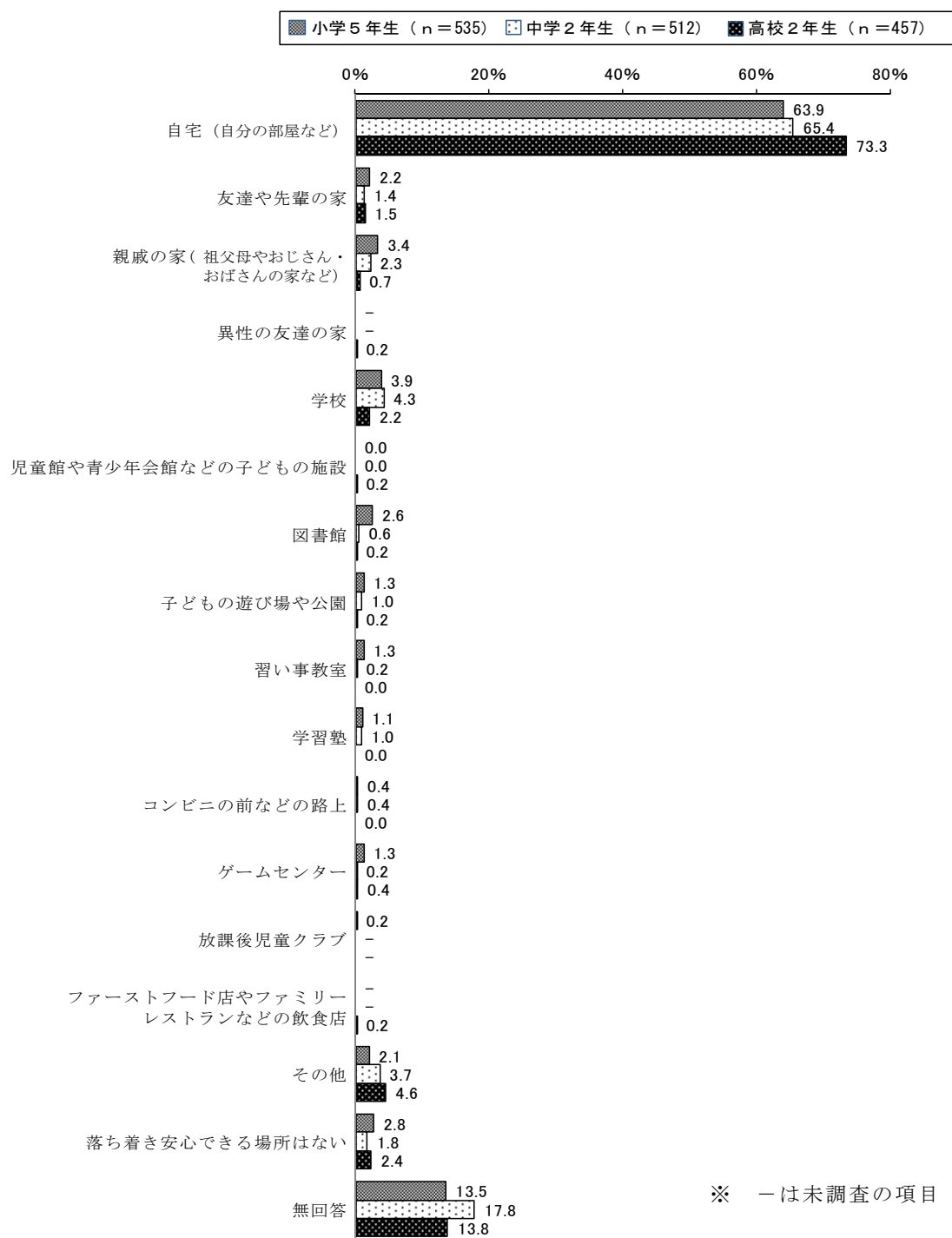


※ -は未調査の項目

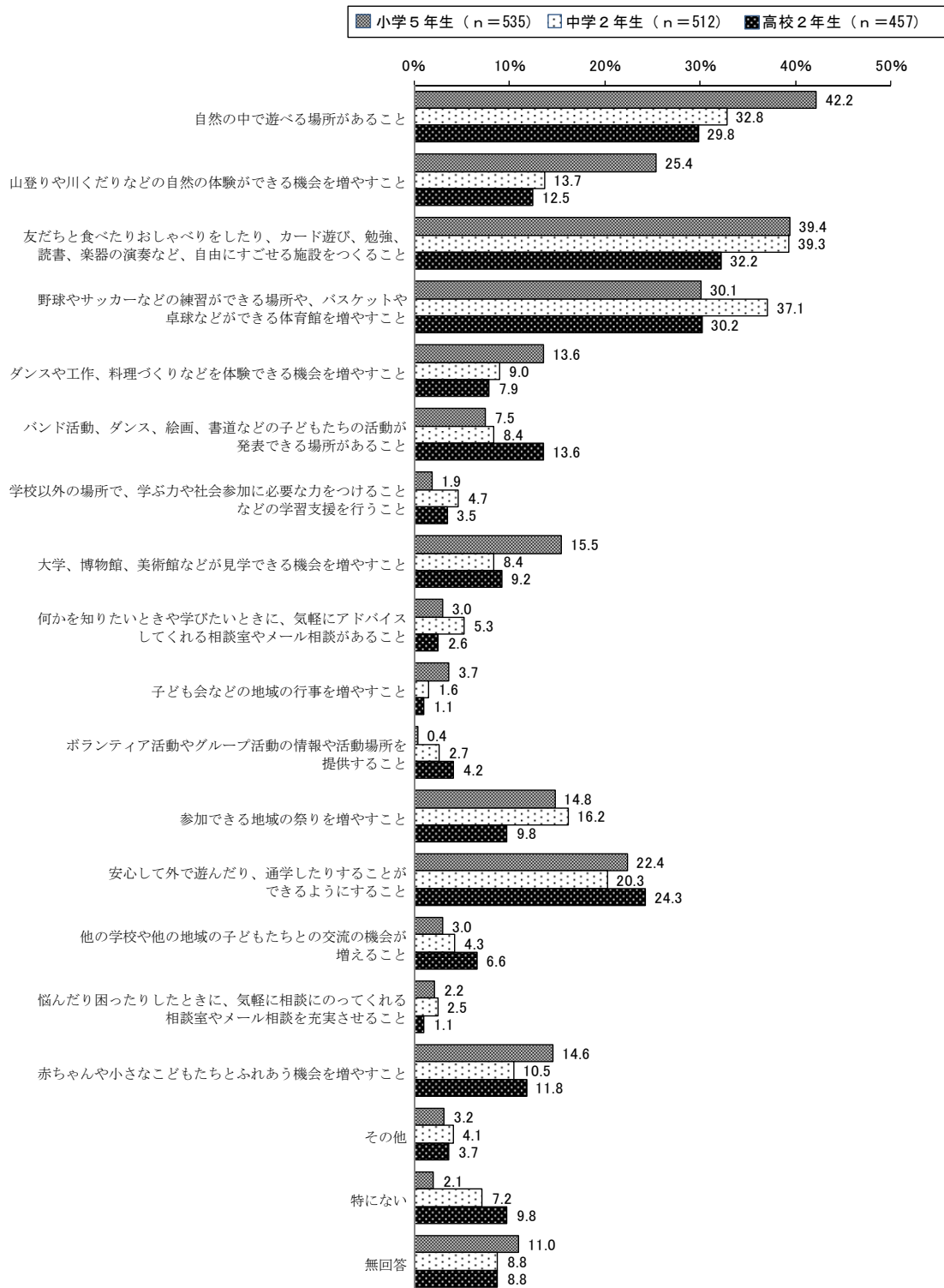
○子どもの気持ちが落ち着き安心できる場所と子どもが期待する事業や取組み

子どもが一番安心できる場所は自宅(自分の部屋)となっていますが、同時に、子どもは、自由に安心して過ごすことができる施設や遊べる環境整備を求めています。

【子どもの気持ちが落ち着き安心できる場所】



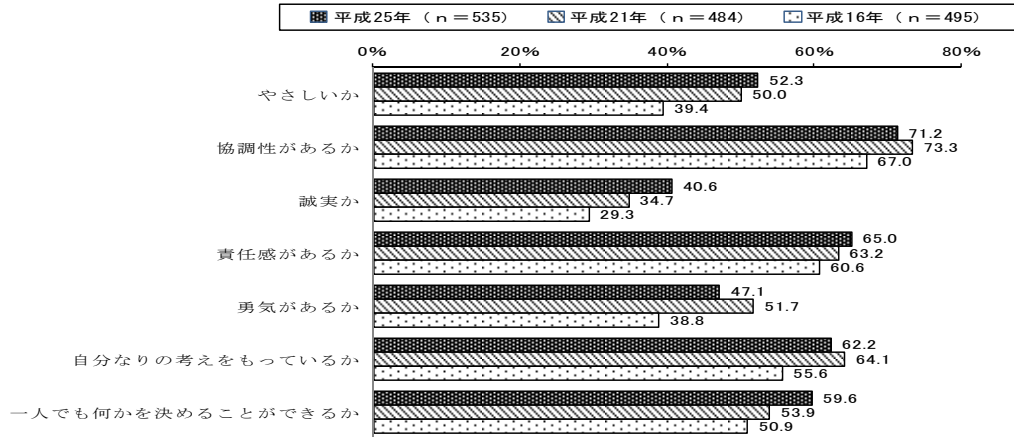
【子どもが行政に期待する施策】



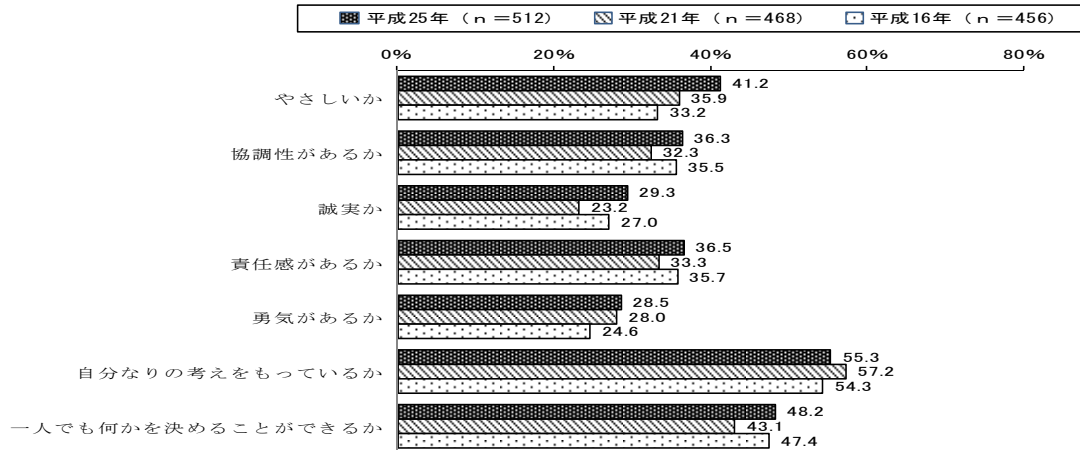
○子どもの自己評価と悩みがあるときの相談相手

子どもの自己評価は、平成16年と平成25年を比較すると、ほとんどが上回っています。悩みがあるときの相談相手は、母親などの家族と友達・同級生が多くなっています。

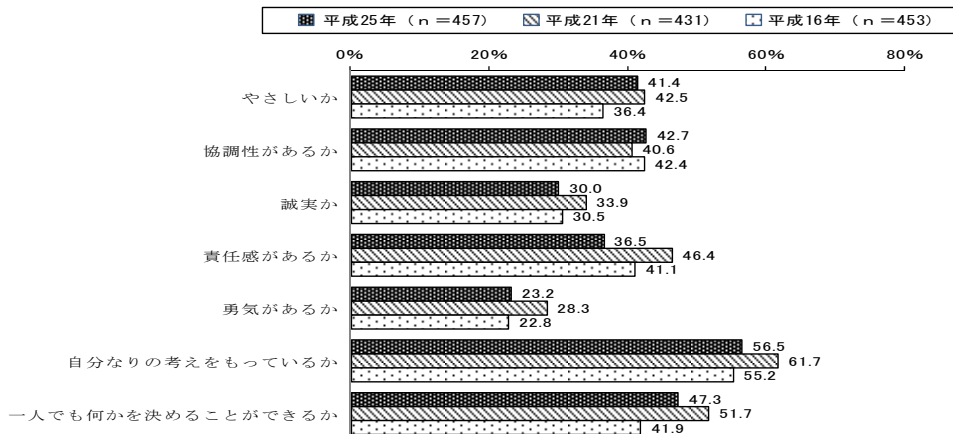
【子どもの自己評価（小学校5年生）】



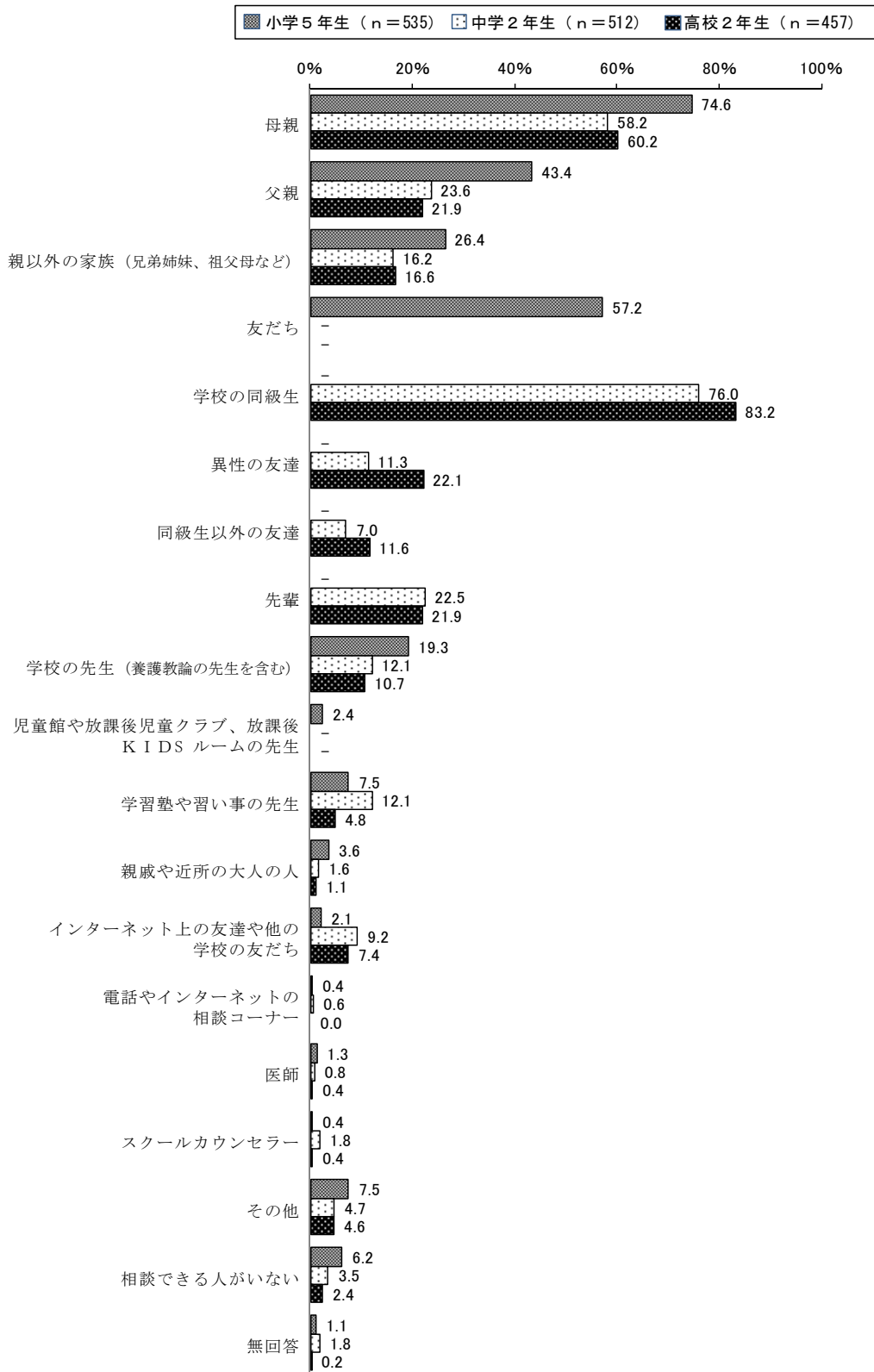
【子どもの自己評価（中学校2年生）】



【子どもの自己評価（高校2年生）】



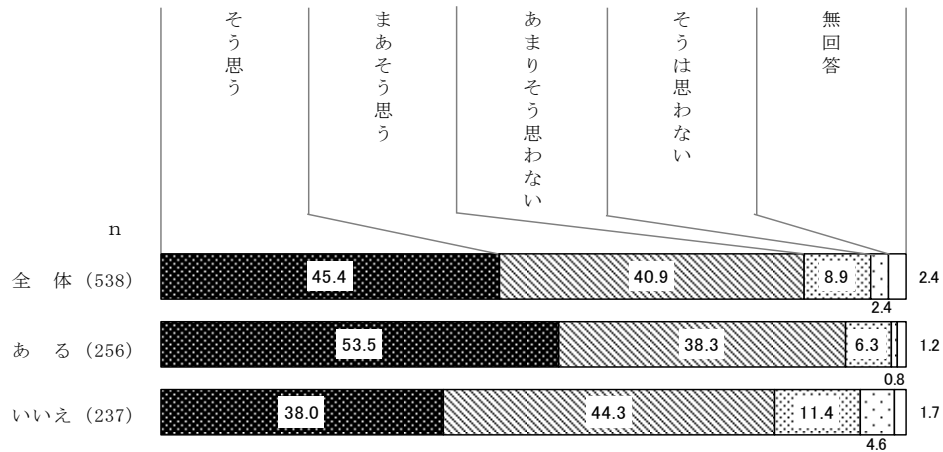
【子どもが悩みがある時の相談相手】



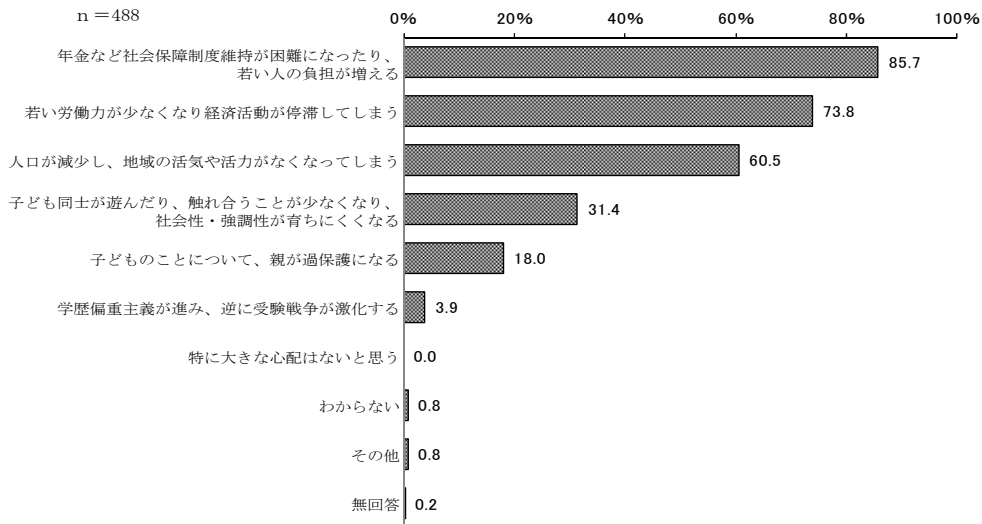
○一般市民の子ども・子育て支援に対する意見

一般市民は、少子化により、若い世代の負担増、労働力や地域力の低下などの影響があると感じており、また、地域で子育て支援に取り組むことの必要性を感じている方が多く見られます。

【子育て支援を地域で取り組むことの必要性(子どもにふれあう機会の有無別)】



【少子化問題が社会に与える影響について】



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

ちから ～子ども力でつながる未来～

「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもの育ちが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」を行政、各関係団体、地域とともに実現します。

第2節 基本目標

基本理念を具体化し、めざす方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

＜Ⅰ＞子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる 【子どもの力】

子どもは、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在であり、社会の希望、すなわち「未来の力」となります。子どもの権利が尊重され、すべての子どもが社会に見守られながら、自立した大人へと成長できるよう、子どもが本来もっている育つ力を最大限に生かし、子どもが主役となる街「まつど」を目指します。

＜Ⅱ＞家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる 【家庭の力】

子どもが健やかに育つためには、愛情と安心して過ごせる家庭環境がとても大切です。家庭の孤立感や不安感、負担感を軽減し、子どもの成長を喜び、子育てを通して心豊かな人生を送ることができるような支援を推進します。

子育て家庭が安心して子育てができ、必要な支援を受けながら子育てに楽しみや喜びを実感できる街「まつど」を目指します。

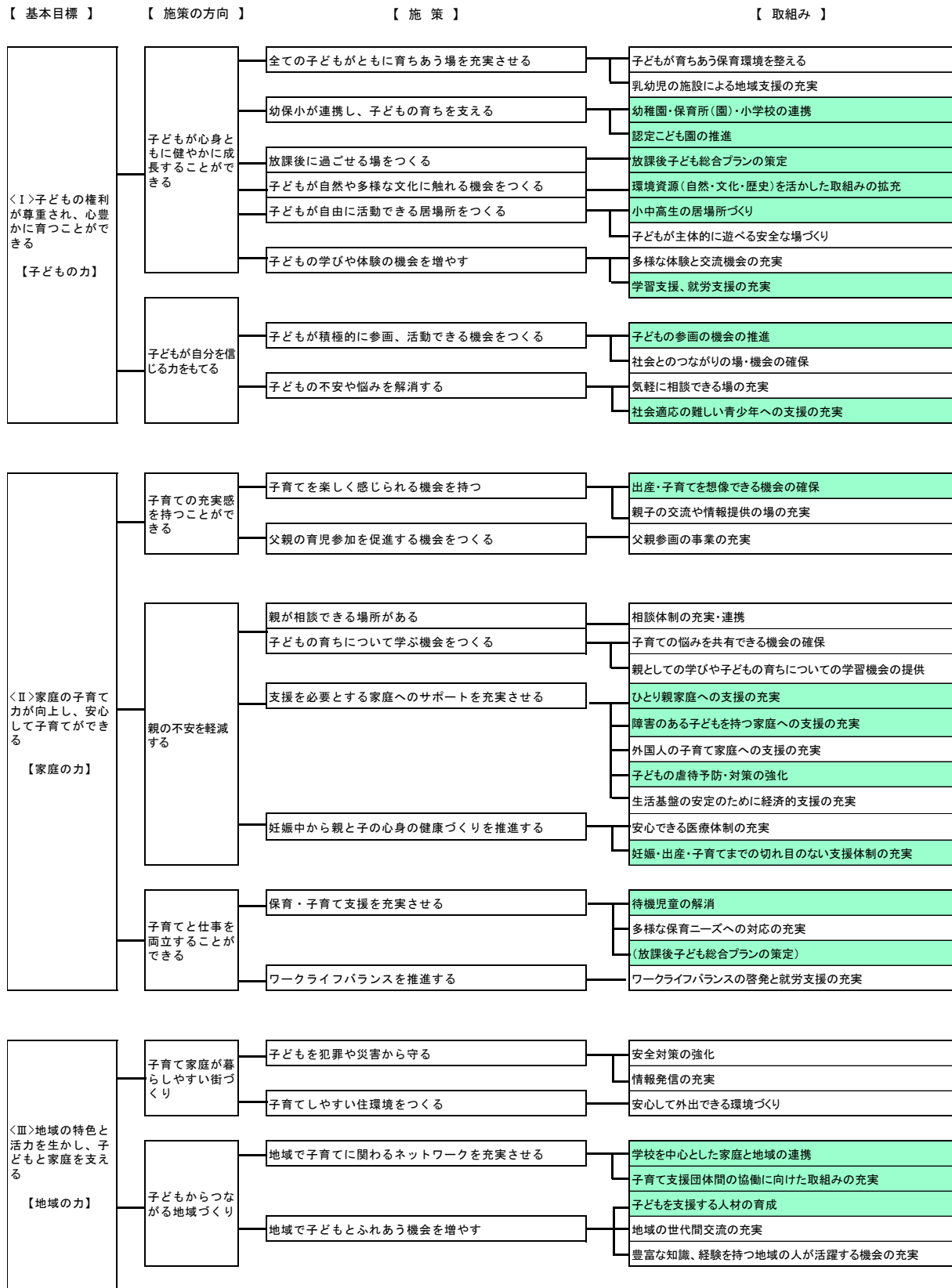
＜Ⅲ＞地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える 【地域の力】

子育て家庭が地域で安心して子育てしながら暮らすことができるように、地域づくり、住環境づくり、災害や防犯対策を推進します。

地域の一人ひとりが子育て支援の重要性に関心と理解を深め、子育てに関わる多くの人々が、子どもを通じて地域とつながる街「まつど」を目指します。

第3節 施策の体系

.....重点的取組み



第4章 施策の方向

■ 施策の方向と計画事業 ■

- 各施策について、現状を踏まえて施策の方向を示し、取組みを推進していきます。
- 計画の目標を着実に実現していくために、今後5年間で重点的に取組んでいくことを「重点的取組み」とし、17の取組みを目標に添って掲げました。また、その他の計画事業については「推進事業」として整理しました。
- ★印は『子ども・子育て支援新制度』に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」です。

【推進事業等の記載例と記載項目】

<推進事業>

事業名称	概要	担当課
<input type="checkbox"/> ★△△△△△	〇〇〇を実施します。	□□□□課

実施事業一覧の通し番号

『子ども・子育て支援新制度』に位置づけられた「地域子育て支援事業」

今後5年間で重点的に取組んでいくこと

<重点的取組み>

実施事業一覧の通し番号

取組み	〇〇〇〇〇〇					
担当課	事業名称 □□□□課					
具体的	<input type="checkbox"/>	△△△△△△	〇〇〇を実施します。			事業概要
事業	<input type="checkbox"/>	△△△△△△	〇〇〇を実施します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	◇◇◇の整備			→		
◇◇◇の実施	◇◇◇の拡大			→		

年度ごとの具体的な取組みを記載

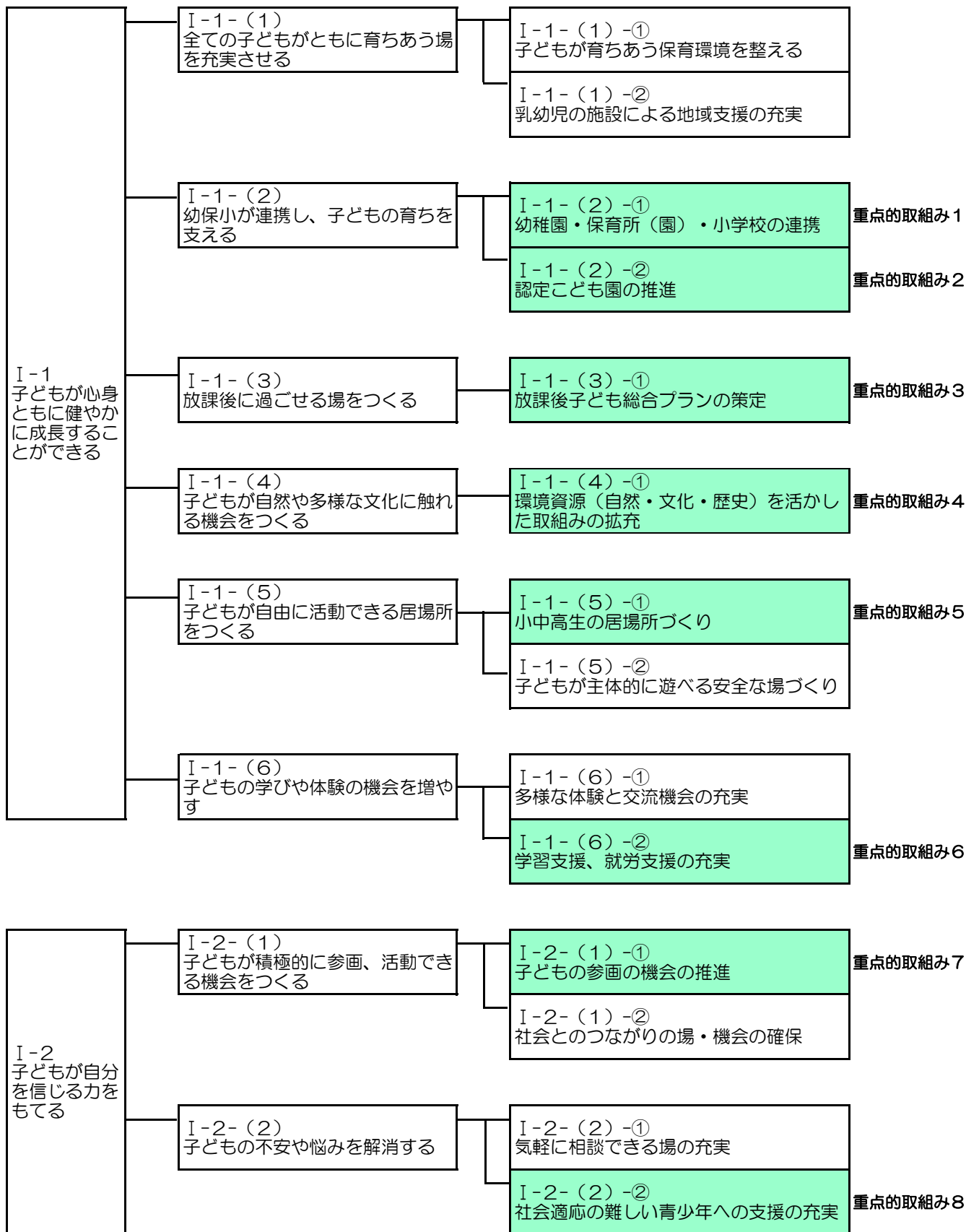
各事業の実施・拡大等の継続を表しています。

第1節 目標Ⅰ 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる

【 施策の方向 】

【 施 策 】

【 取組み 】



施策の方向

I-1

子どもが心身ともに健やかに成長することができる

子どもは、自由に安心して遊べる場所、いきいきと生活する場を求めています。しかし、現実には子どもが自らの考えを発信する、子どもを受けいれてくれる、子どもが認められる場や機会が十分にあるとは言えません。

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、「生きる」、「育つ」、「守られる」という権利が尊重され、親や身近な大人、友だちとの関わりの中で自分自身が大切にされているという感覚を宿すこと＝自己肯定感の育みが必要です。そして、その自己肯定感を土台に他者へのいたわりや慈しみ、願いを実現させようと努力する力、また、他者と協働しようとする力が育まれるといわれています。

また、子どもはさまざまな体験を通し、学び葛藤し成長する存在でもあります。子どもの成長段階に応じて子どもが自ら考え、チャレンジできるような学びや体験の機会を充実させていくとともに、子どもが心身ともに安心、安全に過ごせる居場所をつくり、子どもが模索しながらも前向きに葛藤を乗り越えようとする子どもの姿を温かいまなざしと具体的な方策で支援していきます。

さらに子どもの健やかな育ちを支えるしくみとして、幼稚園・保育所（園）・小学校・放課後児童クラブなどが中心となって顔の見える関係作りを強化し、おやこDE広場や子育て支援センターなど地域の子育て支援機関とのつながりを深めていきます。

施策

I-1-(1)

全ての子どもがともに育ちあう場を充実させる

多様な生活状況の子どもが、地域の中でともに育ちあう場を充実させていきます。子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長していくうえで子どもが通う保育所（園）や幼稚園、学校と専門機関との連携を充実させていきます。

また、地域の中で子どもに関わる人たちが顔の見える関係作りを強化し、子ども自身や保護者を支える体制を整えていきます。

取組み

I-1-(1)-①

子どもが育ちあう保育環境を整える

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
1	保育所(園)	保育を必要とする乳幼児を対象に、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
2	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の学校教育を行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
3	認定こども園	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行ない、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
4	統合保育室設置 モデル事業	心身に障害を持つ子どもを保育所に受入れ、集団保育を実施し成長を支援しています。	幼児保育課
5	こども発達センター の保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援しています。	幼児保育課 健康福祉会館 (こども発達センター)
6	児童施設等巡回相談 (千葉県障害児等 療育支援事業)	地域の保育所(園)、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童及び児童のいる施設職員に対して相談・助言を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
7	保育所等訪問支援 事業	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	健康福祉会館 (こども発達センター) 障害福祉課
8	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスが利用できるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっていきます。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
9	通園保育 (児童発達支援)	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
10	外来療育	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
11	発達に関する相談・ 診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)

I-1-(1)-②

乳幼児の施設による地域支援の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
12	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
13	保育所（園）の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
14	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課

施策

I-1-(2)

幼保小が連携し、子どもの育ちを支える

幼稚園や保育所で生活していた子どもが、小学校に入学し、環境の変化によるさまざまな違いに出会います。『小1プロブレム』（教科学習に集中できない、教員の話が聞けない、困っていることを伝えられない等）といわれる姿や、一方で、できるのに小さい子として扱われ、自信を失う子どもがいます。親もまた、初めて就学を迎えるわが子への期待と不安に駆られる姿があります。親子が安心して就学を迎えられるような取組みが求められています。

子どもの育ちをつなぐ取組みとして、保育所（園）・幼稚園・小学校がお互いの立場を尊重しつつ、それぞれの知識やノウハウを伝え合いながら、子どもや保護者に関する課題を共有する機会を設け、それぞれの課題を整理するとともに連携を図り、協働の取組みをしていきます。また、小学校に入学する児童が、入学までに必要な「生活する力」「人と関わる力」「学びの芽（知的好奇心）」を持ち、スムーズに学校生活に向かうことができるよう、幼稚園、保育所と小学校の円滑な接続のための保育・教育の総合的なあり方を研究していきます。

取組み

I-1-(2)-①

幼稚園・保育所（園）・小学校の連携

<重点的取組み 1>

取組み		幼稚園・保育所（園）・小学校の連携				
担当課		幼児保育課 ・ 各学校（指導課）				
具体的事業	15	幼・保・小の情報交換会	幼稚園、保育所（園）、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観等を実施します。			
	16	就学接続期保育に関する研究	地域の幼稚園、保育所（園）において、就学接続期の保育について研究を実施します。			
	17	年長児童の小学校見学	幼稚園、保育所（園）の年長児童の小学校見学の機会をつくっていきます。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
幼・保・小の情報交換会の実施（計6か所）		幼・保・小の情報交換会の実施（計9か所） 担当者間の相互訪問の実施				→
就学接続期保育に関する研究		幼稚園・保育所による共同研究開始				→
年長児童の学校見学の実施						→

I-1-(2)-②
認定こども園の推進

<重点的取組み 2>

取組み		認定こども園の推進				
担当課		幼児保育課				
具体的事業	18	認定こども園の研究と推進	幼稚園と保育所などが就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。 保護者の就労状況などに関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23か所の幼稚園・保育所（園）等から認定こども園への転換を図ります。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
認定こども園の研究		→	実施施設間の交流	認定こども園連絡協議会の発足	認定こども園連絡協議会の実施	
認定こども園の推進・拡大 (1か所)					→ (計23か所)	

施 策

I-1-(3)

放課後に過ごせる場をつくる

全ての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、放課後の活動と交流を通じた学びや体験の場となる居場所づくりを推進するという共通理念の下に、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの両事業を実施し、その運営にあたっては、「安全な居場所」であること、「子どもの成長支援の場」であること、保護者の「仕事と育児の両立支援の場」であるという視点を基に推進していきます。

取組み

I-I-(3)-①

放課後子ども総合プランの策定

<重点的取組み 3>

取組み		放課後子ども総合プランの策定	
担当課		子育て支援課	
具体的事業	19	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)の運営基準による体制整備	<p>条例に基づく運営法人の指導監督と補助事業の推進を図ります。また、利用児童の見込み量に応じて放課後児童クラブの施設拡充を図ります。</p> <p>校外施設の学校内への移設を推進します。</p> <p>小学校の新設に伴い放課後児童クラブ(放課後KIDSルームとの一体型)を新規開設します。</p> <p>第三者評価により、放課後児童健全育成事業の運営の評価・改善ができる体制を整えます。</p>
		放課後KIDSルームの拡充と放課後児童クラブとの一体的な推進(一体型の放課後児童クラブ及び放課後KIDSルーム)	<p>一体型の放課後児童クラブ・放課後KIDSルームの実施を図ります。</p> <p>活動室内での遊びや読書、学習支援だけでなく校庭や体育館でのスポーツなど、放課後児童クラブと放課後KIDSルーム共通の活動プログラムを実施します。</p> <p>活動プログラムの企画・実施にあたって、学校・事業者(コーディネーター)・地域による運営委員会など学校区毎の定期的な打合せの場を設け、関係者全ての連携により子どもたちの活動プログラムの充実を図ります。</p> <p>一体型推進のため、放課後KIDSルームの活動内容の充実と開設校数の増加を目指します。</p>
		放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームに携わる職員の質の向上に向けた取組み	<p>放課後児童支援員、補助員の研修や放課後KIDSルームスタッフの研修を実施し、職員の質の向上に努めます。</p>
		小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの活用	<p>放課後児童クラブの施設の拡充及び放課後KIDSルームの新規拡大について、学校施設の活用等について教育委員会と協議します。また、図書室等の他、校庭や体育館等の一時利用の促進を図ります。</p>

取組み		放課後子ども総合プランの策定				
担当課		子育て支援課				
具体的事業	19	放課後子ども総合プランの実施に係る教育委員会と子ども部の具体的連携	総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策（放課後子ども総合プラン）について協議し推進を図ります。			
		放課後児童クラブの開所時間延長	全ての放課後児童クラブで午後7時までの開所延長を継続的に実施していきます。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
一体型の放課後児童クラブ・放課後KIDSルームの推進（新設校含む） 放課後KIDSルームの整備（計14校）	(計17校)	(計20校)	(計23校)	(計26校)	→	
放課後児童クラブの既存施設拡充 (4か所)	(4か所) 放課後児童クラブの新規開設（新設校での放課後KIDSルームとの一体型・1か所） ※市内全45校に設置	(4か所) 放課後児童クラブの学校内移設 (2か所)	(4か所)	(2か所)		
放課後児童支援員・補助員の研修制度構築	研修の実施				→	
放課後児童クラブの開所時間延長					→	

活動事例


地域放課後児童支援事業(放課後KIDSルーム)

放課後KIDSルームを、小学校の放課後に、図書室を活用し実施しました。

小学生が、地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動などを行い、子育て支援活動の促進支援を行います。

市内小学校10校で実施しており、その小学校の全児童を対象に登録制で利用する仕組みです。小学校、保護者(PTA等)、地域・放課後児童クラブと連携しながら実施しています。




KIDSルーム
だより 12月号

平成26年度 社会福祉法人 松戸福祉会
 放課後KIDSルーム上二 2014.11.26 発行

早いもので今年最後の月になりました。お子さん達は身長も伸び、自分の意見もはっきり言えるようになってきました。保護者の皆様、今年もお世話になりました。来年もよろしくお願ひ致します。

12月のよてい (開室は4:30です。イベントの日や開始時間にご注意下さい。)

日付	曜日	内 容	開室時間	日付	曜日	内 容	開室時間
2日	(火)	スイーツデコを作ろう	放課後～4:30	16日	(火)	ガラス結晶でクリスマスカード	放課後～4:30
3日	(水)		放課後～4:30	17日	(水)	ガラス結晶でクリスマスカード	放課後～4:30
4日	(木)		放課後～4:30	18日	(木)	ガラス結晶でクリスマスカード	放課後～4:30
5日	(金)	スイーツデコを作ろう	放課後～4:30	19日	(金)	(再登校の日)	2:30～4:30
9日	(火)	ボディランゲージとボブリー発表会	放課後～4:30	24日	(水)	リクエスト DVD	9:00～12:00
10日	(水)		放課後～4:30	25日	(木)		9:00～12:00
11日	(木)		放課後～4:30	26日	(金)	リクエスト DVDのグリーンキッズ	9:00～12:00
12日	(金)	ボディランゲージとボブリー発表会	放課後～4:30				

活動事例

小金わくわく探検隊

子どもたちが、小金地域の歴史的、文化的な建造物や民家を体験活動の場として地域を「探検」する取組みとして、地域の大人が一丸となり16年前から継続して実施されています。

現在は、小金小学校の1年生から6年生までの児童たちが、総合的な学習の時間の学習活動として取組み、地域の大人たちと一緒に、事前企画や当日の運営もしています。

また、当日はこどもたちの安全のために、地域・学校・家庭が連携、協力して管理体制を作っています。

平成26年度のテーマは「大好き小金！街の魅力を掘り出そう！」

4年生以上の全児童が探検しました。

探検場所：八坂神社、京屋、小金バスランド、東漸寺、妙典寺、マツモトキヨシ資料館、トラットリア朝日屋、池田材木店、野尻畳店、藍染め屋など。



I-1- (4)

子どもが自然や多様な文化に触れる機会をつくる

I-1- (5)

子どもが自由に活動できる居場所をつくる

松戸市の歴史や文化を身近に感じ、自然環境を活かした豊富な体験機会をつくっていきます。子どもが地域に興味や愛着を持ち、松戸をふるさとと感じられるよう、自然や多様な文化、歴史に触れることができ、子どもが主体的に遊びを展開できる場づくりを目指します。

小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流が図られるような居場所づくりを推進していきます。

取組み

I-1- (4) -①

環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充

I-1- (5) -①

小中高生の居場所づくり

<重点的取組み 4・5>

取組み		環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充 小中高生の居場所づくり			
担当課		子どもわかもの課			
具体的事業	20	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPO や地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。		
	21 29	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に過ごしたり活動したり、楽しい体験ができるように、市内1ヶ所の児童福祉館と2ヶ所のこども館を開設しています。今後は、児童館機能をもった施設の拡充と事業の充実を図ります。		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
こどもの遊び場の整備・拡充 (1か所)	こどもの遊び場の整備・拡充 (1か所)		こどもの遊び場の整備・拡充 (2か所)		
	児童館機能施設の整備 (1か所)		児童館機能施設の整備 (1か所)		
「冒険こどもの遊び場」 (1か所)		「冒険こどもの遊び場」の充実			→

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
22	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
23	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
24	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
25	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
26	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
27	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
28	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会

I-1-(5)-②

子どもが主体的に遊べる安全な場づくり

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
30	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
31	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課

事業名称		概要	担当部署等
32	放課後等 デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所の選択ができるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
33	スポーツ施設	市内には、運動公園をはじめ、スポーツパークやテニスコート、野球場、プールなどのスポーツ施設があります。	スポーツ課
34	都市公園	市内には 397 か所（うち緑地 108 か所）の公園があります。	公園緑地課
35	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPO や地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子ども わかもの課
36	21 世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
37	子ども読書推進 センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
38	放課後 K I D S ルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
39	★放課後児童健全育成 事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課
40	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子ども わかもの課
41	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課

施策

I-1-(6)

子どもの学びや体験の機会を増やす

子どもが自分の夢を描けるよう、自己形成に大切な学びや体験の機会が選択できるような取り組みを増やしていきます。また、そうした体験の場における異年齢や世代間の交流、外国人との交流の場を増やし、子どもが見たり、聞いたり、感じたりと五感を通して学べる機会をつくっていきます。

また、子どもが自己肯定感を高め、自分を信じる力が持てるよう、地域の中の大人の温かい見守りの中で、子どもが主体的に活動できる場や子どもが自ら相談できる場を確保します。

取組み

I-1-(6)-①

多様な体験と交流機会の充実

<推進事業>

事業名称	概要	担当部署等
42 都市公園	市内には 397 か所（うち緑地 108 か所）の公園があります。	公園緑地課
43 こどもの遊び場	こどもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPO や地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課
44 21 世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
45 子ども読書推進センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
46 青少年会館事業	小学生以上 25 歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
47 放課後 K I D S ルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
48 ★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課

事業名称		概要	担当部署等
49	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
50	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
51	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
52	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
53	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
54	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
55	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
56	ボーイ・ガールスカウトへの補助	青少年の健全育成を目的として奉仕の精神を身につけ、人や社会のために貢献できる人格形成を目指し、市内のボーイスカウト団及びガールスカウト団の育成活動を支援しています。	生涯学習推進課
57	松戸少年少女発明クラブへの補助	青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成を図ることを目的として、実施されている少年少女発明クラブに補助しています。	生涯学習推進課
58	こども祭り	市内の子ども達と一緒に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課
59	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課

事業名称		概要	担当部署等
60	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
61	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
62	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
63	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会

活動事例

松戸市子ども祭り

21世紀の森と広場に子ども達と一緒に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい一日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図ることを目的としています。

松戸市子ども会育成連絡協議会、松戸市青少年相談員連絡協議会、松戸市少年補導員連絡協議会からなる実行委員会が開催しています。当日は、わんぱく相撲やゴールキック、SL、昔の遊び創作、ステージショー、マジックショー、ストライクボードなど、無料で遊べる約30種類のコーナーでイベントを実施しました。

関係協力団体：青年会議所、保育園連絡協議会、和名ヶ谷中学校、松戸向陽高校、松戸東警察等



活動事例

森のこども館事業

豊かな自然を生かした広大な総合公園「21世紀の森と広場」で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの居場所とすることを目的としています。

子どもからのアイデア(子どもフォーラム2013「子どもが主役の公園をつくろう！」ワークショップ)を基にして企画され、今までにない新しい試みとなりました。『自然と触れ合って遊ぼう!』をテーマに自然を活かした遊びを企画し、野菊野こども館と公園担当部署が連携して実施しました。21世紀の森と広場で毎月1回開催しています。

《今までに実施した企画》

- ・森のこども館の看板作り
- ・わくわく自然体験
- ・森のコンサート
- ・ハンモック作り



I-1-(6)-②

学習支援、就労支援の充実

<重点的取組み 6>

取組み		学習支援、就労支援の充実				
担当課		子どもわかもの課・生活支援一課				
具体的事業	68	子どもの学習支援 (生活困窮者対象)	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。			
	71	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
子どもの学習支援の実施 (2か所 60人)	子どもの学習支援の実施 (3か所 90人)				→	
ゲットユアドリーム事業の充実と 就労体験、学校との連携の強化					→	

活動事例

若者塾の実施(ゲットユアドリーム)事業

中高生に対し、様々な世代・経歴の大人の価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考える場を提供し、自立することを支援する事業として実施しました。

◎ファシリテーター養成講座(全4回)

リーダーシップ能力を養い、その後のワークショップに生かします。

◎ゲットユアドリーム(ワークショップ)

色々な職業に就いて活躍している人生の先輩の話聞きながら、自分の将来について同世代の仲間たちと語り合うワークショップです。

講師には、医師(病院長)、介護施設長、インターナショナルスクール事務局長、公務員(市職員)、市内事業者社長、畳店職人、農家、飲食店経営者、生花店社長などを迎え実施しました。



<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
64	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
65	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
66	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
67	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
69	まつど地域若者サポートステーション	働くことに悩みのある15歳から39歳までの人を対象に個人面談、スキルアッププログラム、職場体験を通して就職活動をサポートしています。	商工振興課
70	若者就労支援事業	合同企業説明会やセミナーを開催し、若者の就労支援を行っています。	商工振興課

児童の権利に関する条約

（子どもの権利条約）

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべての子どもを対象に、子どもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准しました。

この条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

1 生きる権利

- ・防げる病気などで命をうばわれないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

- ・自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

松戸市民憲章

私たちは、縄文の昔より悠久とした時の流れにはぐくまれた、この大地を郷土とする松戸市民です。私たちは、このまちを誇りとし、輝かしい未来の実現と、かけがえのない地球と文明との永遠の調和を求め、全市民共通の願いとして、ここに松戸市民憲章を定めます。

1. 私たちは、自然をいつくしみ、豊かな心を育てます。
1. 私たちは、ともに助けあい、健康で明るい社会を築きます。
1. 私たちは、伝統を守り、新しい文化をはぐくみます。
1. 私たちは、郷土を愛し、希望と活力にあふれるまちをつくります。
1. 私たちは、平和を尊び、広い視野をもつ国際人をめざします。

平成5年4月1日制定

施策の方向

I-2

子どもが自分を信じる力をもてる

子どもが社会との関わりの中で自主性や自立性を育んでいくためには、子どもの「参加する」、「意見を表明する」といった権利が尊重され、その最善の利益が保障されることが大切です。成長段階に応じて子どもの意見を十分に尊重するとともに、その意見が施策や地域の活動の中に反映できるよう、取組みを進めます。

子どもの成長過程の中で、友だちのこと、勉強のこと、進路のこと、性に関すること、経済のことなど抱える悩みは多岐にわたり、いじめなどに代表されるように、時にその問題は深刻化します。一方で、家族や地域社会の絆が希薄になり、日常生活で子どもが悩みを気軽に相談できる相手が十分いるとは言えない状況があります。アンケート調査（P. 24「子どもの自己評価」より）では、自分を肯定的に評価している子どもの割合は小学生では比較的高く出ているものの、中学生になるとその割合は下がり高校生になっても低い割合を維持しています。

思春期の子どもは、心とからだのバランスが崩れやすくもろい反面、親からの自立を願う気持ちの間で揺れ動き、悩みがあってもその心のうちを容易に親には相談できずにいます。子どもが、地域社会の中で様々な人々と出会い、悩みを相談したり語り合ったりする場が必要です。

子どもが自分を信じる力が持てるよう、地域の中の大人の温かい見守りの中で、主体的に活動できる場や子どもが自ら相談できる場を確保していきます。

さらに、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害が予防され、早期に対応が図れるよう、各種の相談窓口の充実や救済の仕組みづくりに向けた対策の検討を行っていきます。

施策

I-2-(1)

子どもが積極的に参画、活動できる機会をつくる

子どもが主体的に活動できるような事業を実施するとともに、子どもフォーラムや子どもモニターなどにより、子どもの意見を聴く機会や話し合う場を設け、子どもの発想や願いを市の施策や地域の活動などのさまざまな取組みの中に反映させ、子どもが社会参加・参画できる機会を確保していきます。

取組み

I-2-(1)-①

子どもの参画の機会の推進

<重点的取組み 7>

取組み		子どもの参画の機会の推進				
担当課		子どもわかもの課				
具体的事業	73	子ども フォーラム事業	こども新聞の編集・取材・施設見学等や子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。その意見を活かし、行政に反映させる取り組みを行なっています。			
	74	子ども モニター事業				
	76	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に過ごしたり活動したり、楽しい体験ができるように、市内1ヶ所の児童福祉館と2ヶ所のこども館を開設しています。今後は、児童館機能をもった施設の拡充と事業の充実を図ります。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
子どもフォーラム、子どもモニターの実施	施策として実現	子どもフォーラム、子どもモニターの実施	施策として実現		→	
	児童館機能施設の整備（1か所）		児童館機能施設の整備（1か所）			

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
72	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
75	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課
77	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
78	青少年教室（小中高生対象）	青少年自ら、芸術・文化・スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会として、また親子・地域のかかわりを重視して開催しています。	生涯学習推進課
79	青年講座（18歳～35歳対象）	青年に身近な課題をとりあげ学習することによって、自己表現力を高め、仲間作りを通して活力あるグループ作りをめざして開催します。	生涯学習推進課

I-2-(1)-②

社会とのつながりの場・機会の確保

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
80	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
81	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
82	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
83	市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務	中学生や高校生などが夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	市民自治課
84	地域への社会奉仕活動	社会福祉施設への訪問やクリーン作戦を実施します。	各学校（指導課）
85	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課

施策

I-2-(2)

子どもの不安や悩みを解消する

子どもが成長していく過程の中で、友だちのこと、家族のこと、勉強や将来のことなどについて、不安に感じたり悩んだときに、自ら安心して相談できる場などを確保します。

身近な大人や地域の大人たちが子どもの悩みや不安を受け止め、支えとなることで子どもが自己肯定感を高め、自分を信じる力を持てるよう、見守りや支援の体制を整え、支援者間の連携を深めていきます。

取組み

I-2-(2)-①

気軽に相談できる場の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
86	教育相談・就学相談	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
87	家庭教育相談員	子どもの悩み事（学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等）の相談について、電話で受け付けます。	子どもわかもの課
88	こどもSOSカードの配布	家庭児童相談の連絡先をカードにして、子どもに配布します。	子ども家庭相談課
89	学校教育相談	児童生徒の心の悩みの問題について適切な対応を図るため、教育相談担当教諭や養護教諭が相談にあたります。	教育研究所
90	少年相談	非行問題について、本人・保護者からの来所・電話による相談を受けています。	子どもわかもの課
91	いじめ電話相談	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめの電話相談を実施しています。	指導課
92	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
93	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
94	中核地域生活支援センターとの連携 (ほっとねっと)	千葉県が民間に委託して行なっている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
95	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
96	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)

I-2-(2)-②

社会適応の難しい青少年への支援の充実

地域の子育てに関わる支援者、団体、施設によるネットワークの構築を推進し、各団体間の連携を強化していきます。その中でも、学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化・充実するために、学校を中心とした家庭と地域の連携を充実させます。

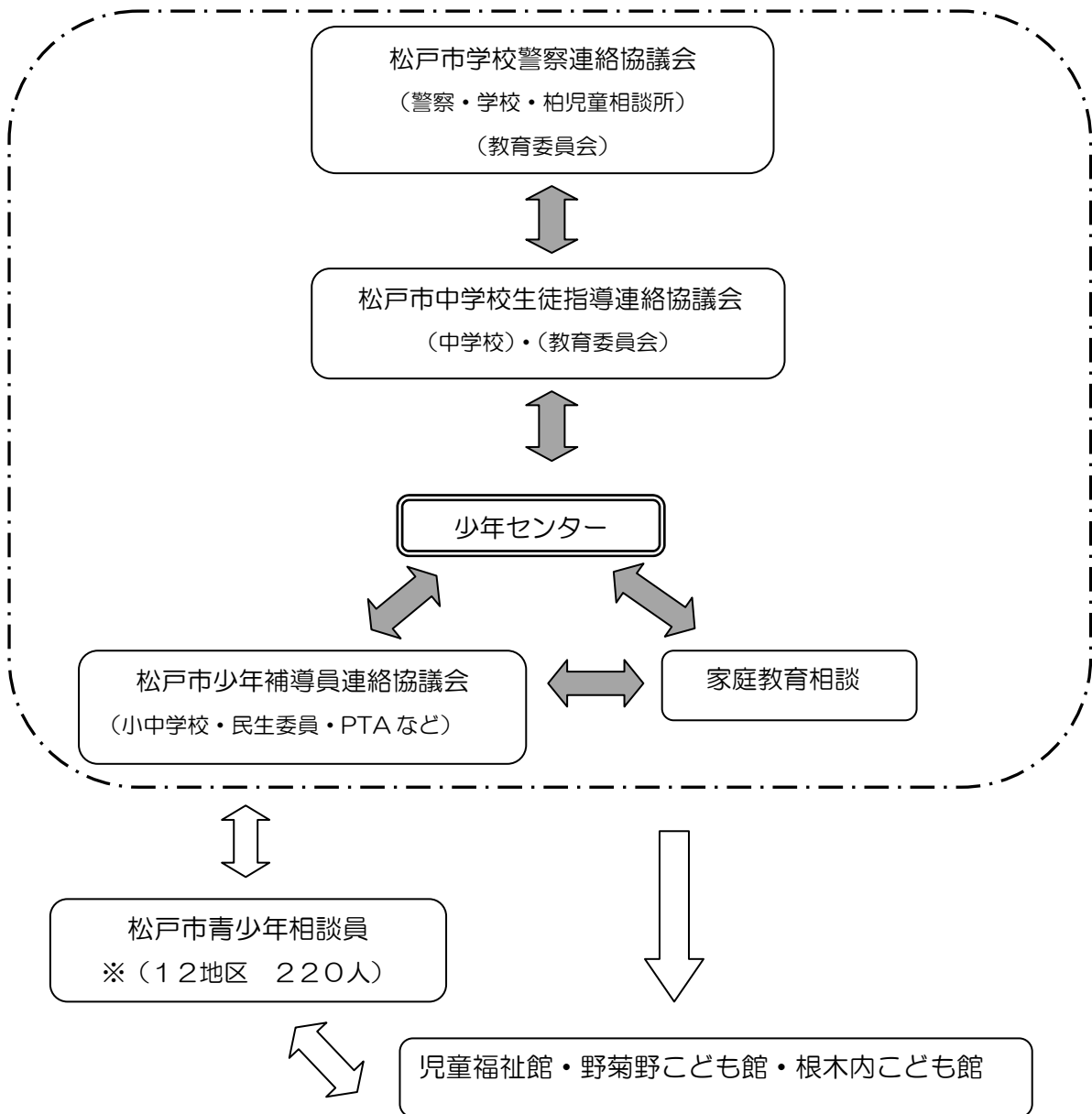
<重点的取組み 8>

取組み		社会適応の難しい青少年への支援の充実				
担当課		子どもわかもの課				
具体的事業	99	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応しています。また、相談員の質の向上に向けた研修を充実させていきます。			
	100	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
青少年相談員、家庭教育相談員の研修の充実					→	
少年センター運営会議の機能強化	子育て・教育関連機関との連携による地域会議の強化				→	

<推進事業>

事業名称	概要	担当部署等
97 適応指導教室	主に不登校について教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、学校復帰をめざして、支援する教室を運営します。	教育研究所
98 青少年の健全育成事業(非行防止)	少年補導員の協力を得て、街頭補導活動を行い注意や助言を行ないます。	子どもわかもの課

■ 少年センターと関連機関の連携 ■

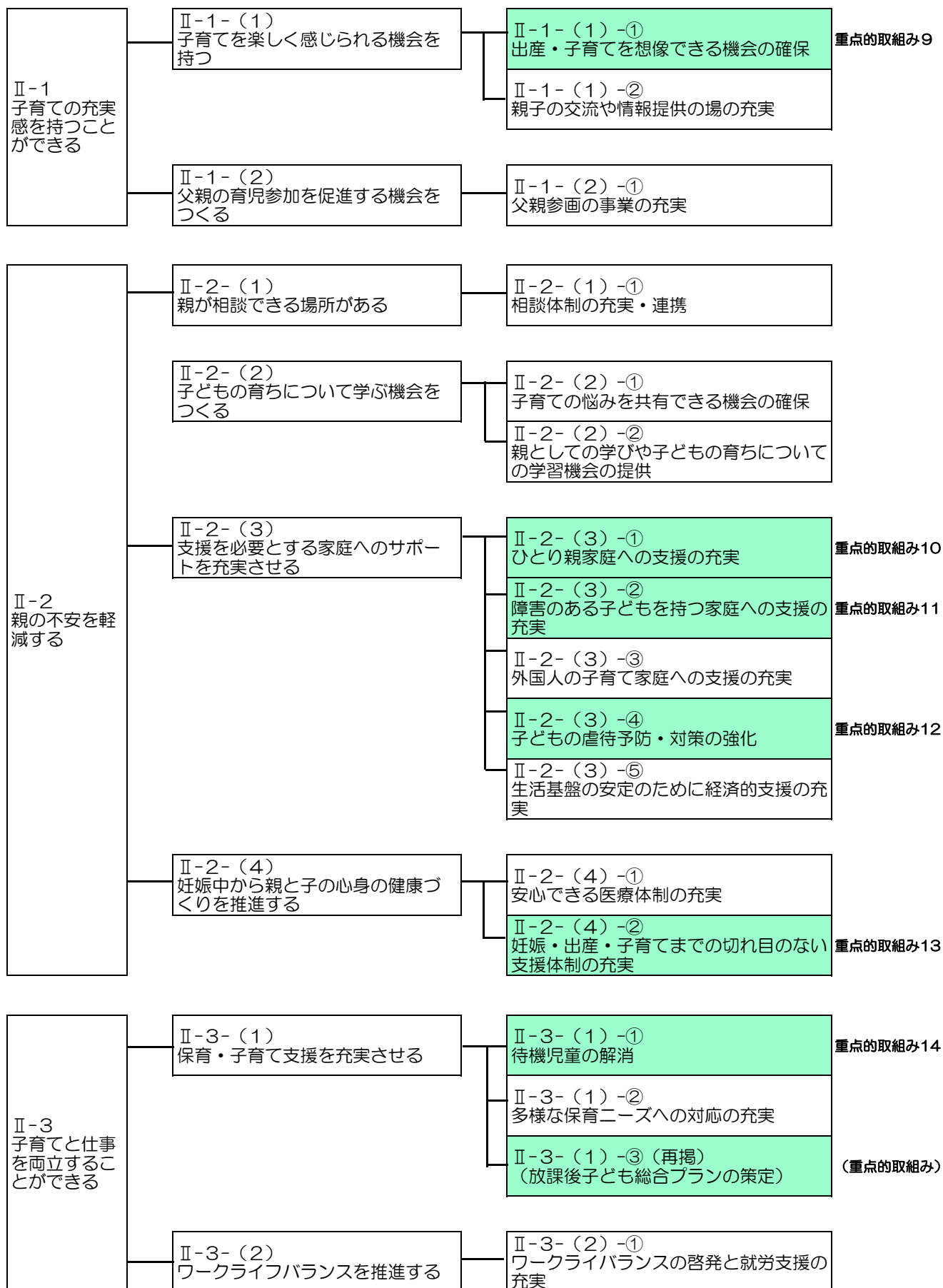


第2節 目標Ⅱ 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる

【 施策の方向 】

【 施 策 】

【 取組み 】



施策の方向

Ⅱ－１

子育ての充実感を持つことができる

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増加しているため、子育ての楽しさや子どもの成長への喜びについて知るとともに、男女が協力して家庭を築くことの大切さに気づく機会が重要となります。また併せて、妊娠・出産、母体の健康についての正しい知識を学ぶ機会を確保することも大切です。そのため、中学校・高校と連携し、結婚や子育てを含めた自らのライフデザインを考え学べる機会を充実させていきます。

また、妊娠中から子育て中の親子まで交流ができる場を拡充するとともに、父親の育児参加を推進する取り組みを充実させていきます。父親が積極的に関わっていくことは、子どもたちの未来が、たくましく心豊かに育つことにつながっていくと言われていています。父親が家庭、しいては地域で活躍できるよう、父親同士が語り合い、つながる仕組みをつくりまします。

施策

Ⅱ－１－（１）

子育てを楽しく感じられる機会を持つ

子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、出産・子育てについて想像できるような体験機会を親になる前の時期から確保していきます。

身近な地域における子育て支援の拠点として、保育所（園）、おやこDE広場、子育て支援センターなどで、多様な体験や交流できる機会を推進するとともに、子育て、地域に関する情報をわかりやすく提供できるしくみをつくり、安心して子どもを産み、ゆとりの中で子どもを育てられるよう支援の輪を広げていきます。

取組み

Ⅱ-1-(1)-①

出産・子育てを想像できる機会の確保

<重点的取組み 9>

取組み		出産・子育てを想像できる機会の確保				
担当課		子育て支援課・幼児保育課・子どもわかもの課・ 子ども家庭相談課（母子保健担当室）				
具体的 事業	101	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。			
	104	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれあい体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。			
	105	マイ保育所（園） ・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
ママパパ学級の充実 （おやこDE広場や支援センターでの実施：年6回）ふれあい交流		ママパパ学級の充実 （おやこDE広場や支援センターでの実施：月1回）ふれあい交流			→	
中高生と乳幼児のふれあい体験の拡大実施 （1か所）	中高生と乳幼児のふれあい体験の拡大実施 （2か所）	→		中高生と乳幼児のふれあい体験の拡大実施 （2か所）	→	
	マイ保育所の実施 （3か所） マイ広場の実施 （4か所）	マイ保育所の拡大 （3か所） マイ広場の拡大 （4か所）	マイ保育所の拡大 （3か所）	→		
				→		

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
102	母子健康手帳の 交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。(妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等) 交付の際は、保健師が面接し、必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
103	父親への育児 情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課

活動事例

中高生と赤ちゃんのふれあい体験事業

～学校の家庭科授業の中で～

<事業内容>

中高生が命の大切さを学び将来親となる準備として、赤ちゃんに触れ合うプレママ・パパ体験を中学校・高校と協力して実施しています。

「命の尊さや性について」の話を聞いたり、乳幼児とその保護者とのふれあいや交流をします。その際は、おやこDE広場のスタッフが、学生と親子をつなぐなど、より良い体験となるようサポートしています。

<実施校>

平成 26 年度：県立松戸南高校、松戸向陽高校、市立松戸高校、旭町中学校

<参加者の声（一部抜粋）>

高校生の声：赤ちゃんに触れ合った経験がなかったので、抱っこした時の柔らかさや温かさを感じ、優しい気持ちになった。

自分の親にも自分の子どもの頃の話聞きたくなった。

親は大変な思いをして私を育ててくれたと感じた。

保護者の声：普段ふれあうことのない年代の高校生と交流でき、貴重な体験、いい刺激になり、これからの子育てに元気をもらった。



Ⅱ-1-(1)-②

親子の交流や情報提供の場の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
106	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
107	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
108	子育てホームページ（まつどあ）	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てホームページを管理・運営します。 インターネットを活用して個人個人に必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課
109	子育てガイドブックの発行	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てガイドブックを発行します。	子育て支援課
110	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
111	まつど子育て応援大作戦事業～まつどリーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるよう、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々などと連携し、子どもを温かく見守り、子育てを応援する取組みを構築します。	子育て支援課 市民課 IT推進課 商工振興課
112	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
113	おやこっこクラブ	親子間のコミュニケーションを深める一助となることを目的に講座を実施しています。	生涯学習推進課
114	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供しています。	生涯学習推進課

活動事例

子育てホームページ事業

<事業内容>

市内の子育て情報をわかりやすく掲載した子育てホームページ「まっどあ」です。

○「子ども連れのおでかけレポート」や「季節に合わせた特集記事」、「おしゃべりひろば」などを掲載、子育て情報メール「こどもあ」も配信しています。

○個人専用の「myまっどあ」ページもあります。住んでいる地域や子どもの年齢に合わせたイベント情報や子育て支援サービスを知ることができたり、子どもの成長記録や日記をつけたり、カレンダーで予定管理をすることもできます。

子育てガイドブックの作成・配布

<事業内容>

市内の子育て関連情報（子育て支援施設、公園、医療機関、手当てや助成、防犯に関する情報など）を一冊にまとめ、子育てに関する一元的な情報提供を行っています。

作成会議（子育て中の保護者に参加を依頼）を開き、内容等を適宜更新しています。

配布先：子育て支援課、保健福祉センター、市民課・支所、おやこDE広場や子育て支援センター等に設置しています。



施策

Ⅱ-1-(2)

父親の育児参加を促進する機会をつくる

妊産婦にとって、妊娠・出産は、心と身体に大きな変化があるため、こころの健康についてのサポートが大切となります。妊娠中の母親への支援のみならず、父親の子育てへの積極的な参画を促していくことで、母親が子育てへの不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりを行っていく必要があります。また、父親自身が子育てに参画する喜びを感じるとともに、子育て中の父親同士の交流や地域に根ざした活動へと広がっていく仕組みづくりを展開します。

取組み

Ⅱ-1-(2)-①

父親参画の事業の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
115	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
117	子どもから広がる地域づくり事業(パパ講座)	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなブレイリーダーを育成し、地域に根付く活動をします。	子育て支援課

施策の方向

Ⅱ-2

親の不安を軽減する

松戸市では、誰もが抱える子育てへの不安を少しでも解消するため、相談支援体制の整備や子育て世代の仲間づくりの推進、地域の支援者や専門機関につなぐなど、子育て環境の整備を進めてきました。今後も、地域の身近な場所で気軽に相談できる場の充実を図り、相談機関の横のつながりを強化し、重層的な支援となるよう、日々の活動のきめ細かな連絡、情報共有を大切にした活動を展開します。

施策

Ⅱ-2-(1)

親が相談できる場所がある

地域の身近な場所で、子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を充実させていきます。また、関係機関の連携を強化し、効果的な情報提供・相談対応ができる体制づくりを図ります。

取組み

Ⅱ-2-(1)-①

相談体制の充実・連携

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
118	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
119	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
120	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の健康相談室に常駐し、母子健康手帳、育児相談、健康相談、健診等各種届出などを行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
121	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課

事業名称		概要	担当部署等
122	発達に関する 相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
123	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
124	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
125	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じしています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
126	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
127	少年センターの 機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
128	ゆうまつどころ の相談	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる女性を対象に、専門の女性カウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
129	児童家庭支援 センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け、対応します。他機関との連絡調整などを総合的に行います。	子ども家庭相談課
130	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課

事業名称		概要	担当部署等
131	中核地域生活支援センターとの連携 (ほっとねっと)	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
132	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課

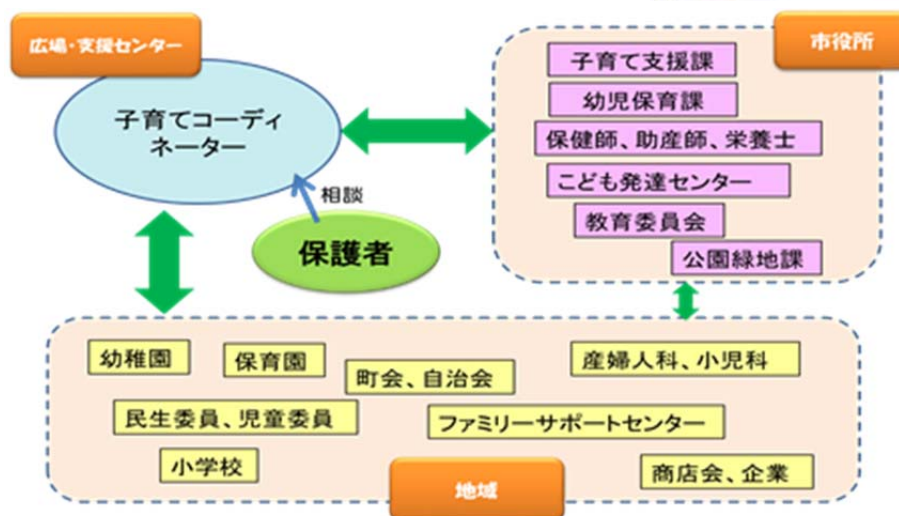
活動事例

子育てコーディネーター事業(利用者支援事業)

<事業内容>

○子育ての身近な相談窓口として、市内19か所のおやこDE広場と子育て支援センターに配置された子育てコーディネーターが、悩みや疑問に対応します。

○地域の多岐にわたる情報を提供するとともに、保健師などの専門の機関につなぐ支援を行っています。



施策

Ⅱ-2-(2)

子どもの育ちについて学ぶ機会をつくる

親が祖父母や近隣住民などの多くの人々と関わる中で、子育ての知恵を学ぶという機会が失われつつあり、子育て家庭の孤立化が指摘されています。親が子育てに不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込む状況があり、育てにくさを感じている人が増えています。そのため、子どもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場、仲間づくりなどを地域の子育て支援施設や地域の支援者とともに充実させていきます。

保育所（園）、おやこDE広場、子育て支援センターなどが、子育て中の親子にとって気軽に立ち寄れる遊び場・交流の場となり、その中で専門職による相談や助言が受けられるような体制を整えていきます。

取組み

Ⅱ-2-(2)-①

子育ての悩みを共有できる機会の確保

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
133	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
134	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
135	マイ保育所（園）・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につながる仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
136	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。メールや電話での相談も受けています。	子育て支援課
137	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
138	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課

139	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
事業名称		概要	担当部署等
140	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課

II-2-(2)-②

親としての学びや子どもの育ちについての学習機会の提供

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
141	個育てサロン	親子で、個性を育む絵本や雑誌・図書をみたり、語り合ったりする場を設けています。	男女共同参画課
142	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
143	マイ保育所(園)・マイ広場	地域の身近な保育所(園)・およこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につながる仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
144	★地域子育て支援拠点事業(およこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
145	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんとお母さんを対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
146	離乳食教室	生後4~5か月頃の赤ちゃんをもつ親を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての説明と離乳食の作り方を実演します。	健康推進課
147	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
148	わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防(歯と口腔の健康のため)の教室を2歳から3歳5か月までの時期に(3回)実施します。	健康推進課
149	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。(保健師:子どもの育ちなど、栄養士:食生活、歯科衛生士:歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
150	親のための性教育	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように取り組んでいきます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室) 男女共同参画課

151	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
-----	--------	---	---------

施策

Ⅱ-2-(3)

支援を必要とする家庭へのサポートを充実させる

子育てをしている保護者の孤立感、負担感が高まっているといわれる中、各種支援と結びつきにくい子育て家庭や、障害や外国籍など特に配慮が必要な子どもと家庭、また学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化、充実していきます。さらに、支援者同士が網の目のように連携をとることができる地域づくり、人づくりの仕組みを充実させていきます。

取組み

Ⅱ-2-(3)-①

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の経済的格差が児童の学力や進学、就職に影響を与えることがないように、またその保護者の孤立や不安が解消されるように、それぞれが抱えるさまざまな課題に対して、総合的な支援ができる体制を整えていきます。

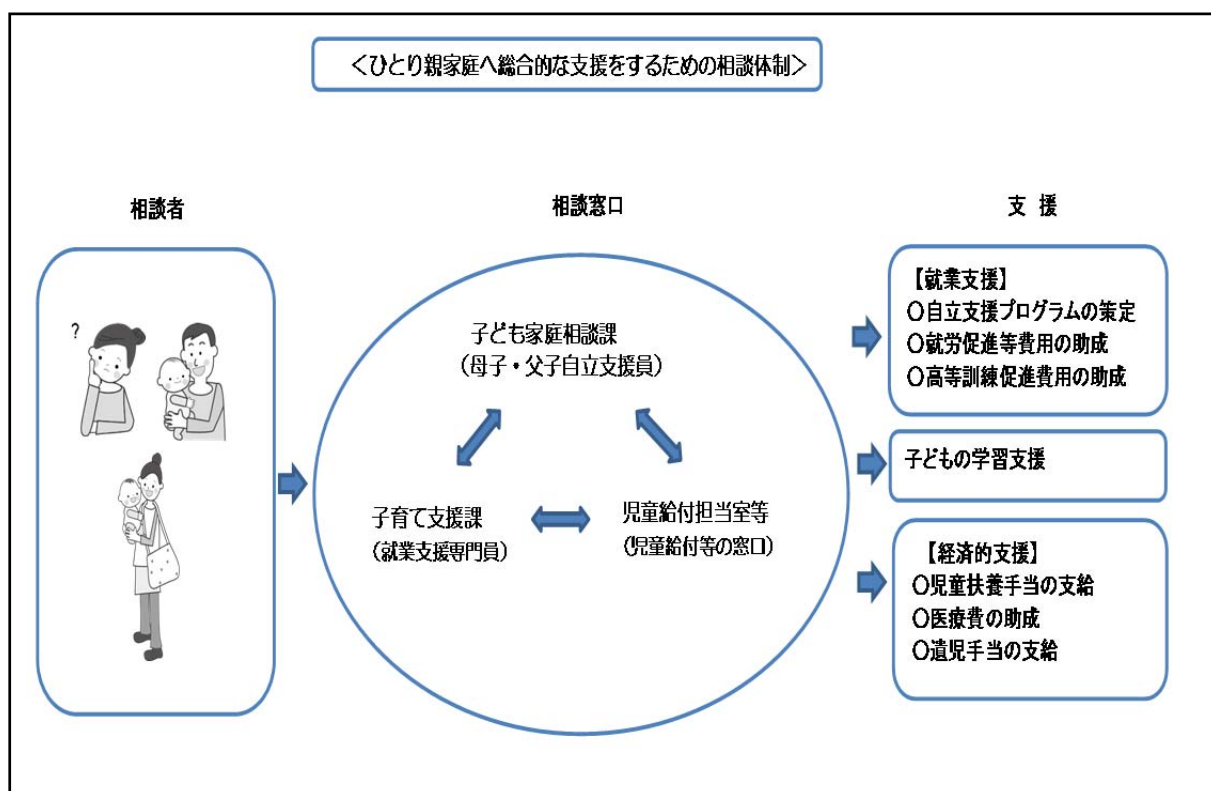
「ひとり親家庭への支援の充実」をひとり親家庭の自立支援計画として位置づけます。

<重点的取組み 10>

取組み		ひとり親家庭への支援の充実			
担当課		子育て支援課 ・ 子ども家庭相談課 ・ 生活支援一課			
具体的 事業	152	ひとり親家庭に対する相談支援の充実	多様な相談に対して、各部署で実施する就業支援、学習支援、経済的支援がつながるよう、総合的な支援のための相談体制を整備します。		
	153 154 155	経済的支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当、医療費助成、遺児手当を支給し、子どもの福祉の増進を図ります。		
	156 157 158	就業支援の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援プログラム策定により自立・就労支援を行います。就労促進等費用や高等訓練促進費用の助成により、生活の負担の軽減を図ります。		
	159	子どもの学習支援 (生活困窮者対象)	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施します。		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
ひとり親家庭に対する相談支援の連携	総合相談体制の構築				
児童扶養手当、医療費助成、遺児手当等の経済的支援の充実					
自立支援プログラム策定をはじめとする就労支援の拡充	プログラム策定者 (50人) 就職、転職、増収者の増加 (60人)	(50人) (60人)	(50人) (60人)	(50人) (60人)	
子どもの学習支援の実施 (生活困窮者対象) (2か所：60人)	子どもの学習支援の実施 (生活困窮者対象) (3か所：90人)				

<推進事業>

事業名称	概要	担当部署等
160 ジョイントワーク 松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課



II-2-(3)-②

障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実

現在、障害を持つ子どもが日中過ごす場所が、主に保護者の状況によって選択されたり、子どもの状況に応じて保護者の就労が制限されたりという状況となっていることが多く、必ずしも一人ひとりの子どもにあった支援や日中の活動の場の提供がされていません。保護者が働いている、いないなどに関わらず、その子どもに必要な支援が適切に受けられるよう、地域での受け入れ態勢の整備が必要となります。

障害を持つ子どもとその家族が地域の中で安心して暮らしていけるように、子どもの成長段階や保護者を取り巻く環境に応じた支援を展開できる体制づくりを目指します。

放課後や夏休みなどの長期休業時に安心して過ごすことができる居場所の整備や、障害を持つ子どもが過ごす場において、子どもに関わる職員などが専門的な助言を受けら

れるしくみをつくるなど、相談支援体制を充実していきます。

＜重点的取組み 11＞

取組み		障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実				
担当課		障害福祉課 ・ 健康福祉会館（こども発達センター）				
具体的 事業	165	障害児相談支援等	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行ないます。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。			
	166	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスが利用できるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行っていきます。			
	167	放課後等デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。			
	168	保育所等訪問支援 事業 (障害児通所支援)	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
障害児相談支援等 事業者の新規参入 促進					→	
児童発達支援(※) (障害児通所支援) 117 実人/月	123 実人/月	129 実人/月			→	
放課後等デイサー ビス(※) (障害児通所支援) 319 実人/月	335 実人/月	351 実人/月			→	
保育所等訪問支援 事業(※) (障害児通所支援) 2 か所	2 か所	2 か所			→	

※第4期 松戸市障害福祉計画に記載する事業の人数です。

＜推進事業＞

事業名称		概要	担当部署等
161	発達に関する 相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
162	外来療育	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
163	通園保育 (児童発達支 援)	就学前の障害を持つこどもを対象とし、日々通園する中で、生活や遊びを通して主に生活面を自立に向けていくために、保育を基盤とした支援を行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
164	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
169	ふれあい相談室 (おおぞら・ほ ほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
170	中核地域生活 支援センター (ほっとねっ と)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
171	松戸市基幹相談 支援センター CoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
172	心身障害児(者) 一時介護料の 助成	障害児(者)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課

173	心身障害児(者)及び付添人交通費の助成	障害児(者)及び付添人が福祉施設・学校等に通った交通費を助成します。(市内在住の方)	障害福祉課
事業名称		概要	担当部署等
174	心身障害児入学祝金	障害のある児童が小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
175	特別児童扶養手当	20歳未満の障害児の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
176	障害児福祉手当	20歳未満の障害児の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
177	心身障害児福祉手当	在宅の20歳未満の障害児に対し、月額で手当が支給されます。	障害福祉課
178	障害福祉サービス等	自宅での介護(ヘルパー)や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守り等を行う地域生活支援事業等、障害児者やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課

II-2-(3)-③

外国人の子育て家庭への支援の充実

外国人家庭に対するに日本語支援の充実と NPO 法人の協力のもと、学習支援をはじめとする相談機能を強化します。

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
179	日本語学級学習支援	松戸市国際交流協会(MIEA)で行う事業の1つで、昼・夜の部とあり、3学期制の初級日本語教室を開催しています。	国際交流協会
180	庁内通訳(英語・中国語)	庁内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行います。	文化観光課
181	外国人の子どものための学習支援	認定 NPO 法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みをもつ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
182	外国人の子どもへの日本語指導	外国人児童生徒への日本語指導支援スタッフの派遣を行っています。	指導課

Ⅱ－２－（３）－④

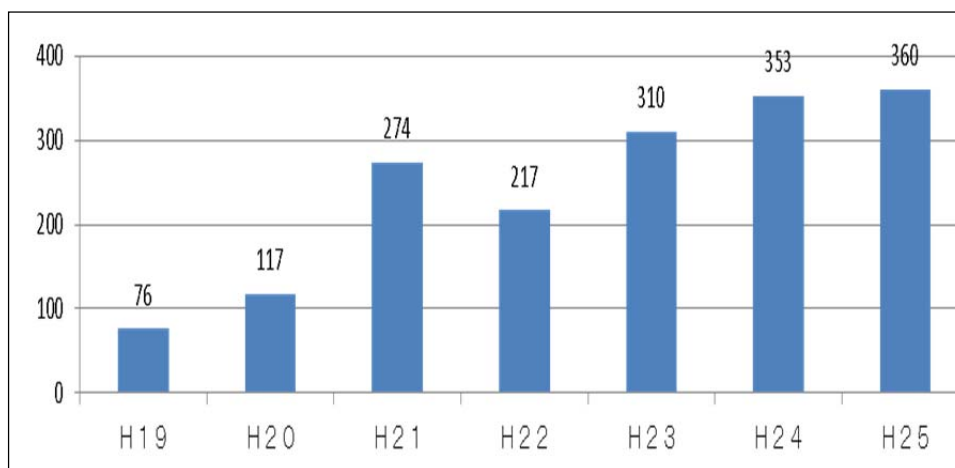
子どもの虐待予防・対策の強化

地域における子育て機能の低下が懸念される中で、家庭における育児者の負担が増加しています。相談相手や支援者が身近にいない、育児に行き詰まり、子育てがストレスとなって不適切な育児、不当な虐待行為にまでおよんでしまうような場合も少なくありません。

松戸市の児童虐待対応件数の推移（下図）を見ても、年々増加しており、件数の約半数はネグレクトとなっており、子育てを支え見守る存在が重要となります。

支援の必要な要保護児童（虐待を受けている子どもや、様々な問題を抱えている子ども）や子育てをすることが難しい家庭において、複雑化、多様化する虐待の原因や家庭の環境に対応するため、虐待の予防・早期発見・特別な支援方法など、地域のネットワークによる取組みを強化します。

松戸市の児童虐待対応件数



<重点的取組み 12>

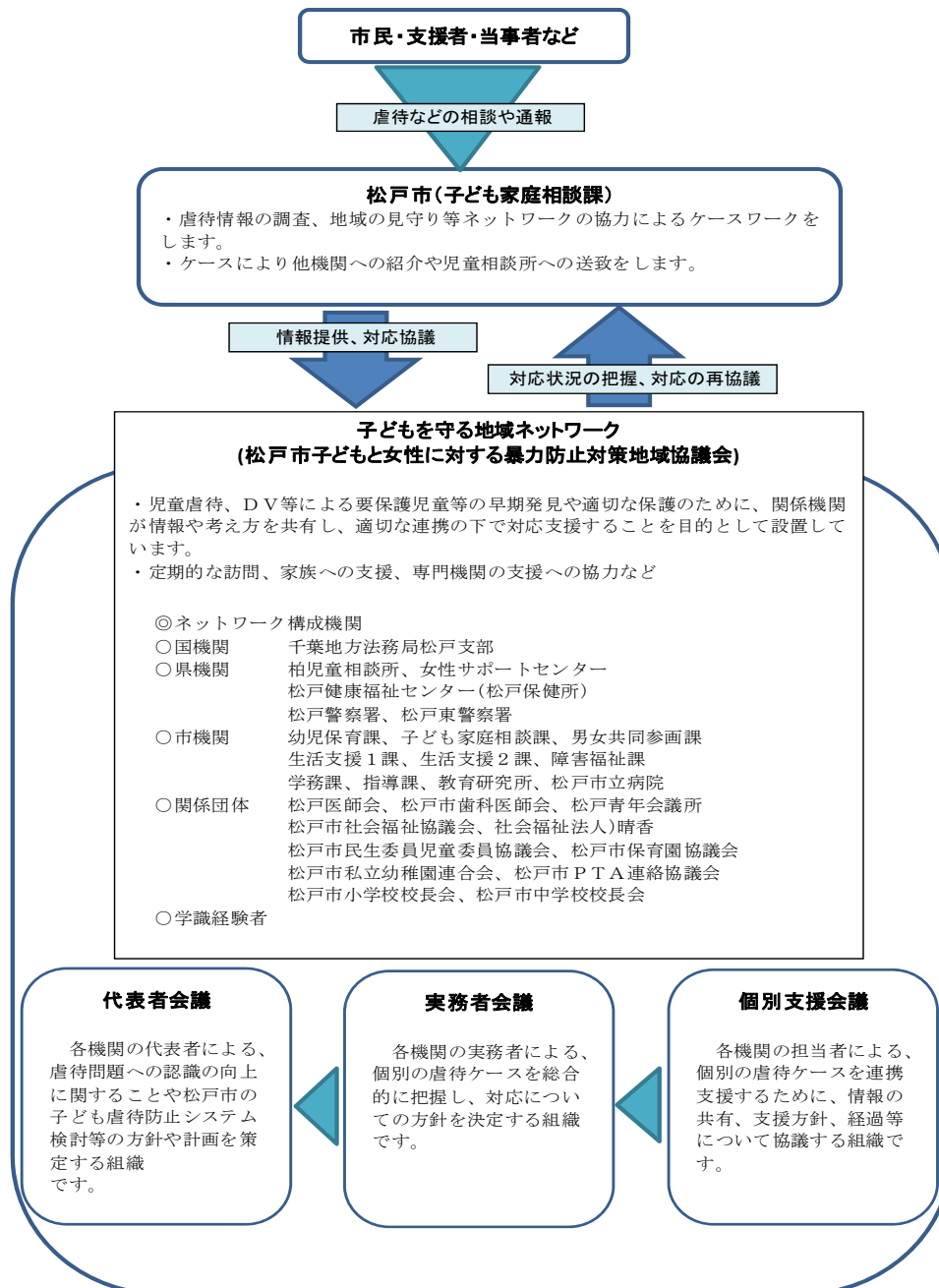
取組み		子どもの虐待予防・対策の強化				
担当課		子ども家庭相談課				
具体的事業	186	★子どもを守る地域ネットワーク（松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会）機能強化	松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。			
	187	要支援家庭の相談・支援体制の構築	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、虐待原因の排除に向けた相談などの支援の充実及び居所不明児の対応と地域の関連機関の連携による見守り体制を構築します。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
子どもを守る地域ネットワークの機能強化						→
要支援家庭の相談・支援体制の構築 ・相談員の体制の強化 ・居所不明児における各課の連携 (母子保健担当室や幼児保育課、教育委員会等)			予防のネットワーク構築			→

<推進事業>

事業名称	概要	担当部署等
183 ★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
184 健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

185	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
事業名称		概要	担当部署等
188	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしたりしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
189	児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け対応します。他機関との連絡調整などを総合的にを行います。	子ども家庭相談課

<虐待対応の体制図>



II-2-(3)-⑤

生活基盤の安定のために経済的支援の充実

家庭の生活基盤や経済基盤の安定をはかるため、児童扶養手当等の経済的支援を推進します。

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
190	児童手当制度	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
191	子ども医療費助成制度	中学校修了前の児童の医療に要する費用を負担するその保護者に当該費用の全部または一部を助成します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
192	幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、保育料にかかる負担を軽減するために補助をします。	幼児保育課
193	私立幼稚園児補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、教材等に係る負担を軽減するために補助をします。	幼児保育課
194	私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助をします。	幼児保育課
195	入院助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる人が、受けられる制度です。	子ども家庭相談課
196	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金を支給します。	国民健康保険課
197	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成をします。	子育て支援課 (児童給付担当室)
198	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
199	遺児手当	交通事故等により、両親又は片親をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
200	高等学校修学資金・松本清奨学金	経済的な理由で児童を高等学校等に修学させることが困難な家庭を対象に、修学に必要な資金を交付します。	子育て支援課 (児童給付担当室)

201	高等学校入学資金貸付制度	経済的理由により高等学校(高等専門学校を含む)への入学が困難な家庭を対象に、入学資金をお貸しします。	子育て支援課 (児童給付担当室)
-----	--------------	--	---------------------

施策

Ⅱ-2-(4)

妊娠中から親と子の心身の健康づくりを推進する

妊娠中から心身の健康づくりを行うことは、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することにつながり、親と子の生涯にわたる健康の出発点ともいえます。

母子健康手帳の交付からはじまり、妊産婦健康診査、乳児家庭全戸訪問(新生児訪問、未熟児訪問含む)、乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じて、妊娠中から相談支援のできる保健師が中心となり、産科医療機関をはじめとする各関係機関や地域と連携し、包括的な支援を展開するためのネットワークを構築し、育児支援や要支援家庭の早期発見、早期支援の取組みを推進していきます。

母子保健の取組みについては、今後、母子保健事業計画を策定し、事業を推進していきます。

取組み

Ⅱ-2-(4)-①

安心できる医療体制の充実

多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、夜間小児急病センター、休日の待機病院・在宅当番医などの体制を整えることで、安心して子育てができる環境づくりの柱となっています。引続き、市立病院と医師会との連携による体制強化を図ります。

事業名称		概要	担当部署等
202	市立病院 小児医療 センター	新生児を含む小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科、新生児科の3本の柱に、平成23年4月に小児心臓血管外科、平成26年4月に小児脳神経外科を加え、院内各科や地域の医療機関と連携しながら、重症な状態のお子さんの診療を行う小児医療センターを開設しています。また、平成26年4月より、小児集中治療室(PICU)を一部開床しています。	市立病院) 経営企画課
203	市立病院 地域周産期母子 医療センター	現在、市立病院では、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応していますが、今後より総合的な体制のもとで、一貫した周産期治療が行えるよう、千葉県からの地域周産期母子医療センターの認定に向けて取り組んでいます。	市立病院) 経営企画課

204	夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立病院の協力のもとで、毎日開設しています。	地域医療課
-----	------------	--	-------

＜推進事業＞

事業名称	概要	担当部署等
205 休日土曜日夜間 歯科診療所	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛等の応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始等の夜間に開設しています。	地域医療課

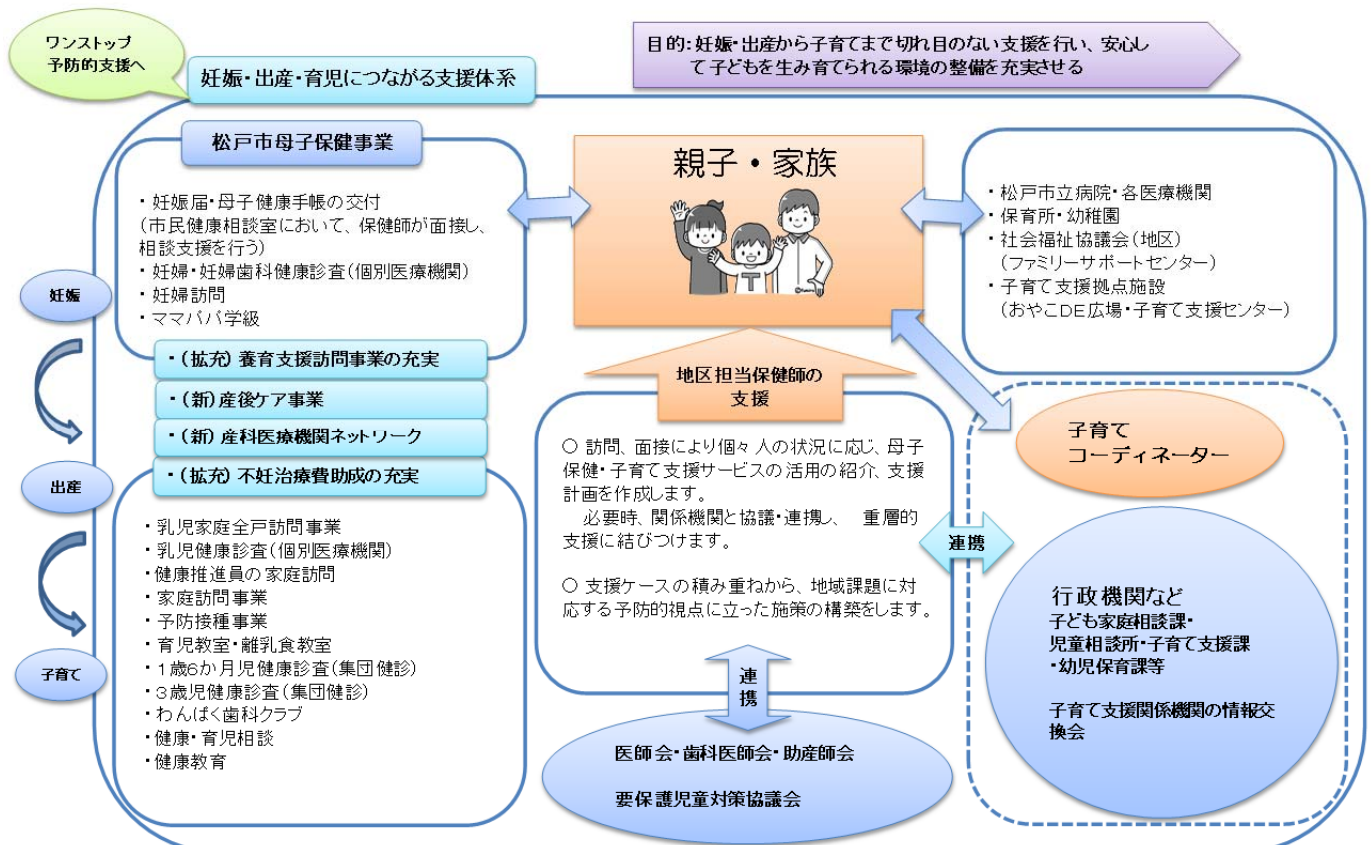
II-2-(4)-②

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実

妊娠中は、出産後の子育てまで考えが及ばない場合もあり、特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られない時は、不安を抱えながら子育てを行うことにつながりやすい状況が見受けられます。そのため、妊娠から出産までの支援を保健師がコーディネートする体制をつくり、特に、産後ケアの充実として、母親自身のセルフケアの向上や赤ちゃんのいる生活に慣れるための支援、母親の孤立を防ぐための仲間作りや情報提供を充実させます。

また、産科医療機関との連携を強化し、関係機関とのネットワークの構築を進め、妊産婦の支援の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

＜妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制図＞



<重点的取組み 13>

取組み		妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実				
担当課		子ども家庭相談課（母子保健担当室）				
具体的 事業	208	産後ケア事業	産後の親子の支援として、産科医療機関やファミリー・サポート・センターなどの関係機関と連携しサポート体制を充実します。			
	217	出産直後の育児支援事業	出産直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。			
	222	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、治療費の一部を助成します。国県の助成に上乗せを行うとともに、所得制限で対象となっていない方に助成を行うなど、さらに治療を受けやすい環境の整備をしています。			
	223	市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、医師・助産師との顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有と相談体制の充実を図ります。			
	224	★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
市内産科医療機関とのネットワーク構築	参加医療機関の拡大				→	
産後ケア事業 ○出産直後の育児支援事業の提供会員数の拡充 （150人） ○養育支援家庭訪問事業の充実 （支援員の拡充と研修体制の充実・関係機関との連携強化） ○産後ケア体制の検討	(210人)	(240人)	(270人)	(300人)	→	
	→	産後ケア体制の構築			→	
特定不妊治療費支給対象者拡大					→	

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
206	母子健康手帳の 交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。 (妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等) 交付の際は、保健師が面接し、必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
207	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実に図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
209	★妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
210	妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託医療機関で無料で健康診査を受けられます。	健康推進課
211	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんとお親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
212	★乳児家庭全戸訪問 事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
213	健康推進員の家庭 訪問	市から委嘱された健康推進員が、各担当地区の乳児の家庭訪問を行います。市民と市のパイプ役となって、市民の健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課
214	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
215	乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節検診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
216	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	健康推進課

事業名称		概要	担当部署等
218	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
219	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
220	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。 (保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
221	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。(保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
225	わんぱく歯科 くらぶ	虫歯予防(歯と口腔の健康のため)の教室を2歳から3歳5か月までの時期に(3回)実施します。	健康推進課
226	口腔保健教室	歯と口腔の健康のための歯科保健指導を行います。	健康推進課
227	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等での実施を進めています。	健康推進課

施策の方向

Ⅱ-3

子育てと仕事を両立することができる

女性の就業率の上昇、育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所等を利用して働き続けたいという女性の増加により、保育所への入所希望者は年々増加傾向にあります。また、就労形態の変化に伴い、保育ニーズも多様化してきています。

子育てと就労が両立できるように、保育所や放課後児童クラブの待機児童を解消する取り組みや、多様な保育ニーズへの対応策を充実させていきます。保護者が安心して預けることができ、子どもの成長を支えて行けるよう、質と量の両面から整備を図っていきます。

女性でも就労の継続を諦めることなく子どもを産み育てることができるよう、働きながら子育てしやすい子育ての環境づくりを推進していきます。

施策

Ⅱ-3-(1)

保育・子育て支援を充実させる

子どもの健やかな成長と就労の両面を支える保育所・保育施設の整備は、働く女性の増加に伴い待機児童が増加しているなか、喫緊の課題となっています。最近では、0歳児の子どもを保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりする状況が見られます。育児休業満了時から保育所等に入所ができ、安心して子育てと就労を両立できるよう、待機児童の解消に向けた取り組みや保護者のニーズに応じた取組みを積極的に進めていきます。

また、保護者の働き方の変化に左右されることなく、継続して通うことができる認定こども園について、保育内容などの検討を行い推進していきます。保護者にさまざまな保育の利用の仕方や子育て支援の情報を提供し、利用についてサポートをする仕組みを整えていきます。

取組み

Ⅱ-3-(1)-①

待機児童の解消

<重点的取組み 14>

取組み		待機児童の解消				
担当課		幼児保育課				
具体的 事業	228	保育所の整備	待機児童の解消に向け、保育需要に応じた認可保育所の整備を民間の活力を活かし推進していきます。また、児童の安全確保の為、保育所の耐震化対応等の老朽化対策を推進します。保育機能面の整備も地域ごとに行っていきます。			
	229	小規模保育事業	0～2歳のお子さんを対象に、少人数（定員6～19人）で預かる保育事業で、新制度における「地域型保育」事業の一つに位置づけられています。			
	230	幼稚園の預かり保育の整備	在園中のお子さんを対象に幼稚園の通常の間以外に別料金で保育を行なっています。在園児保護者の就労支援につながるよう事業を拡充していきます。			
	231	★利用支援コンシェルジュの設置	多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた的確な施設等の利用案内を行ないます。			
	232	潜在保育士再就職支援事業	潜在保育士の再就職に向けた研修を実施し、市内の保育所（園）での就労をサポートし、保育士確保を図ります。			
	233	認定こども園の推進	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23か所の幼稚園・保育所（園）等から認定こども園への転換を図ります。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
保育所の整備※					→	
小規模保育事業整備※					→	
幼稚園の預かり保育の整備※					→	
利用支援コンシェルジュの設置 (1か所)	(1か所)	(1か所)				
潜在保育士再就職支援研修実施					→	
認定こども園推進拡大(1か所)					(計23か所)	

※詳細は第5章第4節に記載しています。

Ⅱ-3-(1)-②

多様な保育ニーズへの対応の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
234	★一時預かり事業 (保育所等、おやこDE広場等、幼稚園)	幼稚園・保育所(園)・おやこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課 子育て支援課
235	★子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポート・センター)	地域の中で、育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。	子育て支援課
236	★子育て短期支援 事業(こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。	子育て支援課
237	★病児・病後児保育 事業	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。(※現在、病後児保育事業のみ行っています。)	子育て支援課
238	★時間外保育事業 (延長保育)	保育所(園)等へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。	幼児保育課
239	★放課後児童健全 育成事業(放課後児 童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課
240	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
241	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
242	放課後等デイサービス (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがりようできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっていきます。	障害福祉課
243	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
244	日中一時支援	障害を持つ子ども(者)の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設などで一時的に見守り等の支援をします。	障害福祉課

Ⅱ-3-(1)-③

放課後子ども総合プランの策定（再掲）

全ての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定することにより、保護者の就労などとの両立支援を目指していきます。

<推進事業>

	事業名称	概要	担当部署等
245	放課後子ども総合プランの策定と推進（再掲）	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課

施策

Ⅱ-3-(2)

ワークライフバランスを推進する

子育てと就労の両立を希望する保護者に対し、就労に関する情報の提供やセミナー等の開催による就労支援を充実していきます。

また、保護者の仕事と生活のバランスがとれている家庭では、親子の触れ合う時間が持てるなど、子どもの健やかな成長にとっても良い影響が期待できます。ワークライフバランスの啓発について関係機関との連携を図っていきます。

取組み

Ⅱ-3-(2)-①

ワークライフバランスの啓発と就労支援の充実

<推進事業>

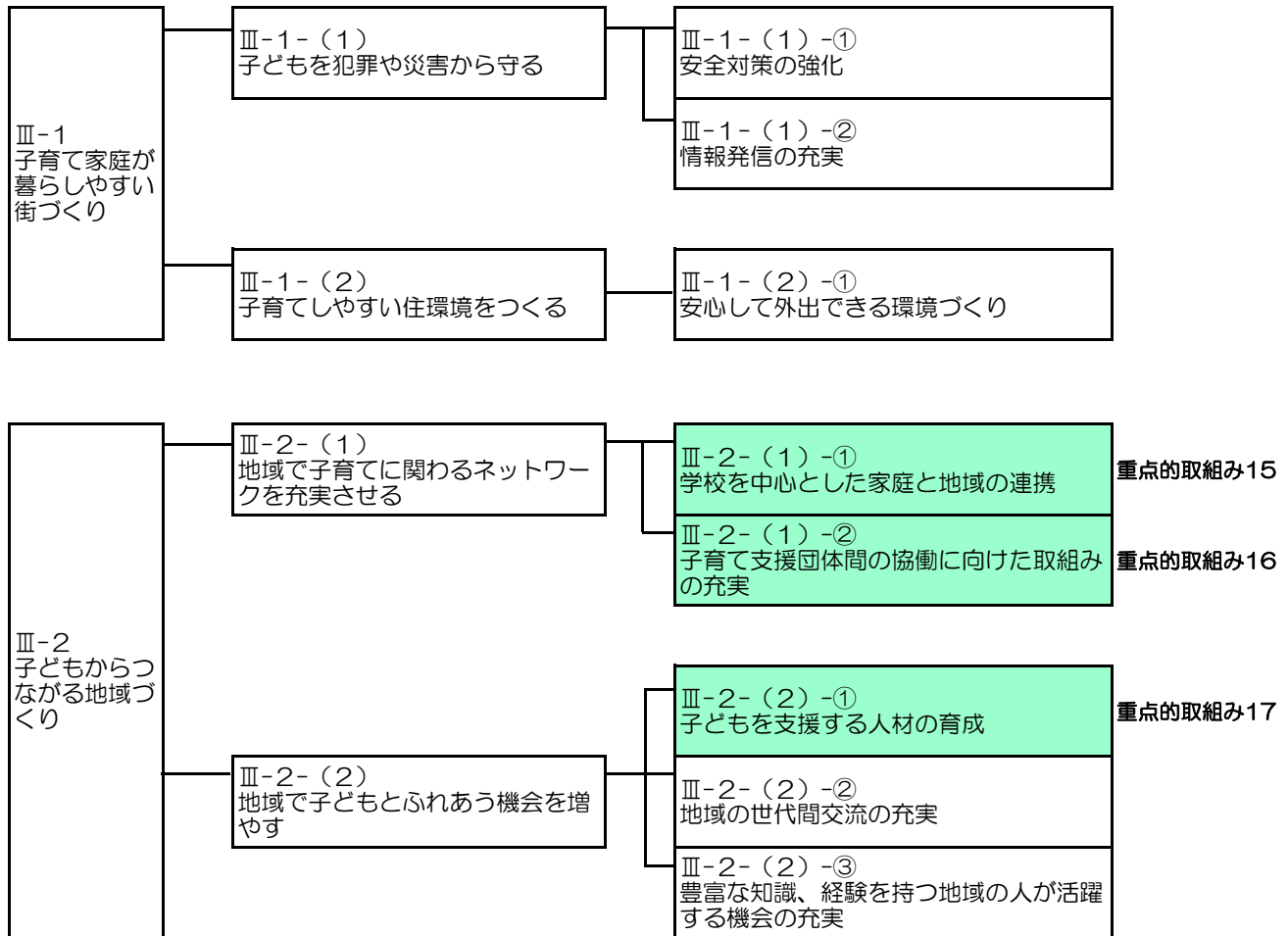
	事業名称	概要	担当部署等
246	就労支援事業	若者や女性を対象にした就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。また、働く女性のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
247	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラなど労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
248	働きたい女性の就労支援コーナー	働きたいけど何をどうしていいのかわからない人から就職準備中の人までを対象に、幅広い情報を用意しています。	男女共同参画課
249	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
250	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
251	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
252	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課

第3節 目標Ⅲ 地域の特徴と活力を生かし、子どもと家庭を支える

【 施策の方向 】

【 施 策 】

【 取組み 】



施策の方向

Ⅲ－１

子育て家庭が暮らしやすい街づくり

子どもを連れていても安心して外出ができたり、身近に子どもを遊ばせたり、親同士が集えるような場の整備を推進していきます。

また、子どもが住みなれた地域の中で安心して遊んだり活動したりすることができるよう、地域の大人による見守りの体制と情報提供を充実させていきます。

施策

Ⅲ－１－（１）

子どもを犯罪や災害から守る

地域における自主防犯活動や防犯ボランティアなどの協力のもと、地域全体で子育てをする家庭と子どもを見守り、災害や犯罪から守る環境を整えていきます。

取組み

Ⅲ－１－（１）－①

安全対策の強化

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
253	こども 110 番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課
254	自主防犯パトロール事業	防犯団体・町会・ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	市民安全課
255	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時などに見回りを実施しています。	保健体育課
256	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを強化しています。	市民安全課
257	町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	市民安全課
258	商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校児の見守り、声かけ等を実施しています。	商工振興課
259	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員と少年センター職員が計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを込め補導活動を行います。	子どもわかもの課 少年センター
260	防犯カメラの設置	住宅街などの治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を推進しています。	市民安全課

Ⅲ－１－（１）－②

情報発信の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
261	安心・安全情報メール不審者情報	火災・風水害などの災害情報や不審者・犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする「松戸市安全安心情報」のメール配信サービスです。	市民安全課
262	防犯・防災・災害についての講座	「地域災害に対する備え」「地域の防犯対策について」「わが家の耐震対策」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課 市民安全課 建築指導課

施策

Ⅲ-1-(2)

子育てしやすい住環境をつくる

市内の公共施設等を中心に子どもや子育て中の保護者の視点から見直しを行い、赤ちゃん連れの保護者が安心して外出できるような「赤ちゃんぽけっと」の推進など、子育てしやすい街づくりに向け住環境の整備などをしていきます。

取組み

Ⅲ-1-(2)-①

安心して外出できる環境づくり

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
263	授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぽけっと)の提供事業	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課 商工振興課
264	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成など、まちづくりを推進します。	街づくり課

活動事例

赤ちゃんぽけっと事業

市内の登録施設にて授乳・おむつ替えスペース・ミルク用のお湯の提供などを行い、子育て中の保護者の方が気軽に外出できるように、地域ぐるみで子育てを応援する取組みです。

「赤ちゃんぽけっと」として登録した施設は目印となる別紙シンボルマークを掲示しています。



赤ちゃんぽけっと実施か所数 H25 実績

公共施設	6
こども館	2
おやこDE広場	11
子育て支援センター	4
保育所(園)	38
まつドリーム事業協力店	48
合計	109

施策の方向

Ⅲ-2 子どもからつながる地域づくり

価値観の変化や住環境の限界などから、「子どもの声がわずらわしい」、「音がうるさい」などの苦情が寄せられることがあります。子育て世帯と地域との日常的な交流で、互いに地域で声をかけあい、助け合う関係が築きにくい現状があります。一方で、子どもが危険にさらされそうになる出来事や不審者なども多発しています。

市内には子どもを中心とした地域づくりに取り組み、子どもが自分の住んでいる地域の大人たちとの関わりの中で地域活動を行なっているところもありますが、子ども会やスポーツチームの活動なども少子化や活動を担う人材不足により、それまでの活動が停滞せざるを得ない地域もあります。

子どもは社会の宝です。子育てを親や家庭の個の問題とせず、地域の子どもや教育・保育施設と地域住民が顔見知りになり、地域で子どもを育む気持ちが持てるような関係づくりや、地域の中で温かく見守り支える仕組みが求められています。また、地域、企業、大学、NPO、行政が互いの存在や役割を理解しあい、交流や連携、共に学ぶ機会を持つことで地域の核となり、地域の支えあいの力を高めていく必要があります。

施策

Ⅲ-2-（1）

地域で子育てに関わるネットワークを充実させる

地域できめ細かい子育て支援や青少年の健全育成の取り組みを展開していくため、地域で活動している各種団体やグループ、子どもの通う幼稚園、保育所（園）、学校などの施設職員などが、子どもや子育てに関する様々な課題や問題など情報を共有し、その支援策や解決に向けた協働の取り組みができるしくみを整えていきます。

活動事例

野菊野こども館 こどもの国事業

地域の子どもたちが小さな社会体験の場として、こども自身が仕事を選び仕事の行い、お給料チケットで食べたり遊んだり買い物したりすることができるイベントです。地域自治会をはじめ、市内の大学生や高校生がボランティアとして参加しています。

対 象：来年1年生になる幼児と保護者、小学生

内 容：仕事を選ぶ→働く→お給料をもらう→遊ぶ！食べる！買い物！

場 所：野菊野こども館

参加ボランティア：野菊野団地自治会、みどりの行動会議、NPO 協議会、NPO 法人子どもっとまつど、CHIE の輪、松戸ひょうたんの村、MamaCan、シェイクハンズ、流通経済大学、聖徳大学、千葉大学の学生、松戸国際高校学生、野菊野こども館を利用している中学生・高校生、保護者など



取組み

Ⅲ-2-(1)-①

学校を中心とした家庭と地域の連携

<重点的取組み 15>

取組み		学校を中心とした家庭と地域の連携				
担当課		子どもわかもの課・生涯学習推進課				
具体的事業	266	家庭教育支援の取組み	身近な地域で、家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加するさまざまな取組みや講座などの学習機会を提供したり、家庭教育に関する情報提供などのしくみを充実していきます。			
	268	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
家庭教育支援の取組み		→				
少年センター運営会議の機能強化		子育て・教育関連機関との連携による地域会議の強化	→			

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
265	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
267	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応することができるように研修を充実させていきます。	子どもわかもの課

Ⅲ-2-(1)-②

子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実

地域の子育て支援者一人ひとりの顔が見える支援から、各団体内のネットワーク、支援者団体間のネットワーク、街づくりのための市全体の連携など、点から線へ、線から面へ、さらに面から立体へと地域の支援ネットワークが何層にも重なるようにさまざまなレベルでの連携の仕組みをつくりまします。

また、地域コミュニティの形成や子どもの多様な交流や体験を充実させていくため、市内の大学や企業などとの協働の取組みを推進し、子どもや子育て家庭を地域全体で応援していきます。

活動事例

まつど子育てフェスティバル

子育て支援を行っている団体等の情報共有と提供、協力関係の構築を図りネットワークを推進して市内全体で子育てを応援する意識を高めることを目的として、毎年開催しています。

◎内容(平成 25 年度)

親子で楽しむ遊び(ふれあい遊び、手作り工作、ままごと遊び、食育遊び)、子育てに役立つ情報の紹介、子育ての専門職による相談、子どもへのイベント(うたコンサート、子育て講演会、大型絵本、親子体操、マジックショーなど)、おもちゃの病院(修理)、子育てガイドブックの配布、子育てみらいカードキャンペーンなど

◎実行委員会

松戸市保育園協議会、松戸市私立幼稚園連合会、(社福)松戸市社会福祉協議会、松戸市子育て支援センター連絡会、松戸市おやこDE広場ネットワーク会議(社)千葉県助産師会松戸地区、松戸市、松戸市教育委員会



<重点的取組み 16>

取組み		子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実				
担当課		子育て支援課・子どもわかもの課・障害福祉課				
具体的 事業	269	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供ができるように子育てフェスティバルを開催します。			
	271	子育て関係機関の情報交換会	それぞれの地域の支援者が集まり、情報を共有し連携することで、地域の子育て支援環境の整備を推進し、支援が必要な人に支援が行き届くようなネットワークを構築します。			
	272	子ども・子育て会議	保護者等を含む子ども・子育て支援の当事者の意見を聴く会議であり、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などを行います。			
	273	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。			
	274	自立支援協議会（こども部会）	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。地域の子育て支援施設等と連携します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
こども祭り、子育てフェスティバルの開催と団体間の情報共有 実行委員会の開催（年2～3回）					→	
情報交換会の実施（5か所）	情報交換会の実施（6か所）	情報交換会の実施（7か所）			→	
子ども・子育て会議の開催と推薦団体の連携					→	
自立支援協議会と子育て支援施設等と連携					→	

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
270	聖徳大学・伊勢丹との三者協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的とし、協定を締結します。	子育て支援課 政策推進課 商工振興課

施策

Ⅲ-2-(2)

地域で子どもとふれあう機会を増やす

父親、大学生、高齢者など多様な人々が連携し、子どもの成長を持続的に支えることができる地域社会づくりを目指すために、地域の活動や様々なイベントなどを通して、地域の人たちが子どもや子育て中の保護者と触れ合う機会を増やしていきます。

また、子どもの体験活動や子育てへの支援を通じて、知識や経験の豊富な人たちが活躍できる場をつくっていきます。

取組み

Ⅲ-2-(2)-①

子どもを支援する人材の育成

市内で子育て支援の担い手として活躍したいと考えている知識や経験の豊富な大人たちを発掘し、「子育て応援団」としてさまざまな立場で子どもや子育て家庭を温かく見守り支援する大人たちの活躍の機会を作り、支援する人材を育成する研修体制を充実させます。

活動事例

子育てスタッフ養成講座と子育て人材バンク制度

◎子育てスタッフ養成講座

講座の企画から実施までを聖徳大学に委託し実施し、保育園、おやこDE広場、ファミリー・サポート・センターなどで地域の子育て支援事業で即戦力として活躍できる人を養成しています。

〈これまでの実績（平成26年3月現在）〉

・養成人数：139人　・就労者：64人　・ファミリー・サポート・センター提供会員：96人

◎子育て人材バンク制度

子育てスタッフ養成講座を修了した人や子育てに関わる資格を有する人が、「松戸市子育て人材バンク」に登録できる仕組みです。市内の子育て支援事業運営者に登録情報を提供しています。これまで、多くの方が松戸市内の子育てに関わる事業で活躍しています。

〈主な紹介先〉：保育所(園)、児童福祉館、おやこDE広場、子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後KIDSルーム、こども館、こどもショートステイなどの各事業運営者

講座修了者	64人	おやこDE広場	31人
有資格者	9人	こども館	3人
		子育て支援センター	2人
		保育園	6人
		放課後児童クラブ	24人
		一時預かり	1人
		放課後KIDSルーム	6人

<重点的取組み 17>

取組み		子どもを支援する人材の育成				
担当課		子育て支援課				
具体的 事業	275	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。			
	276	子どもから広がる地域づくり事業（子育て応援団養成講座）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレリーダーを育成し、地域に根付く活動をしします。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
子育て支援員認定研修の実施 (70人)		(40人)	(70人)	(70人)	(40人)	
子育て人材バンク紹介事業者の拡大(幼稚園等)		子育て人材バンク紹介事業者の拡大(障害児施設等)				
父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ)		父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ) 父親のグループによるイベント開催(年6回)		父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ)		
子育て応援団養成講座の開催 (3回)(70人)		(50人)	(50人)	(50人)	(50人)	
		子育て応援団による活躍の機会の提供の仕組みづくり				
			フォローアップ講座(年2回)			

Ⅲ-2-(2)-② 地域の世代間交流の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
277	中高生と乳幼児のふれあい体験	高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児との触れ合い体験を市内の中学・高校で実施しています。	子どもわかもの課
278	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
279	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
280	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
281	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、お祭りや運動会などのイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会
282	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。(こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等)	子どもわかもの課

Ⅲ-2-(2)-③ 豊富な知識、経験を持つ地域の人々が活躍する機会の充実

<推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
283	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
284	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
285	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
286	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課
287	市民活動団体	地域課題に取り組む市民活動団体の活動に対し、支援を行います。	市民自治課

第5章 事業の推進にかかる目標値

第1節 子ども・子育て支援新制度の概要について

子育て家庭への給付

地域子ども・子育て支援事業

施設や事業の利用に対して給付

【施設型給付】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

【地域型保育給付】

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

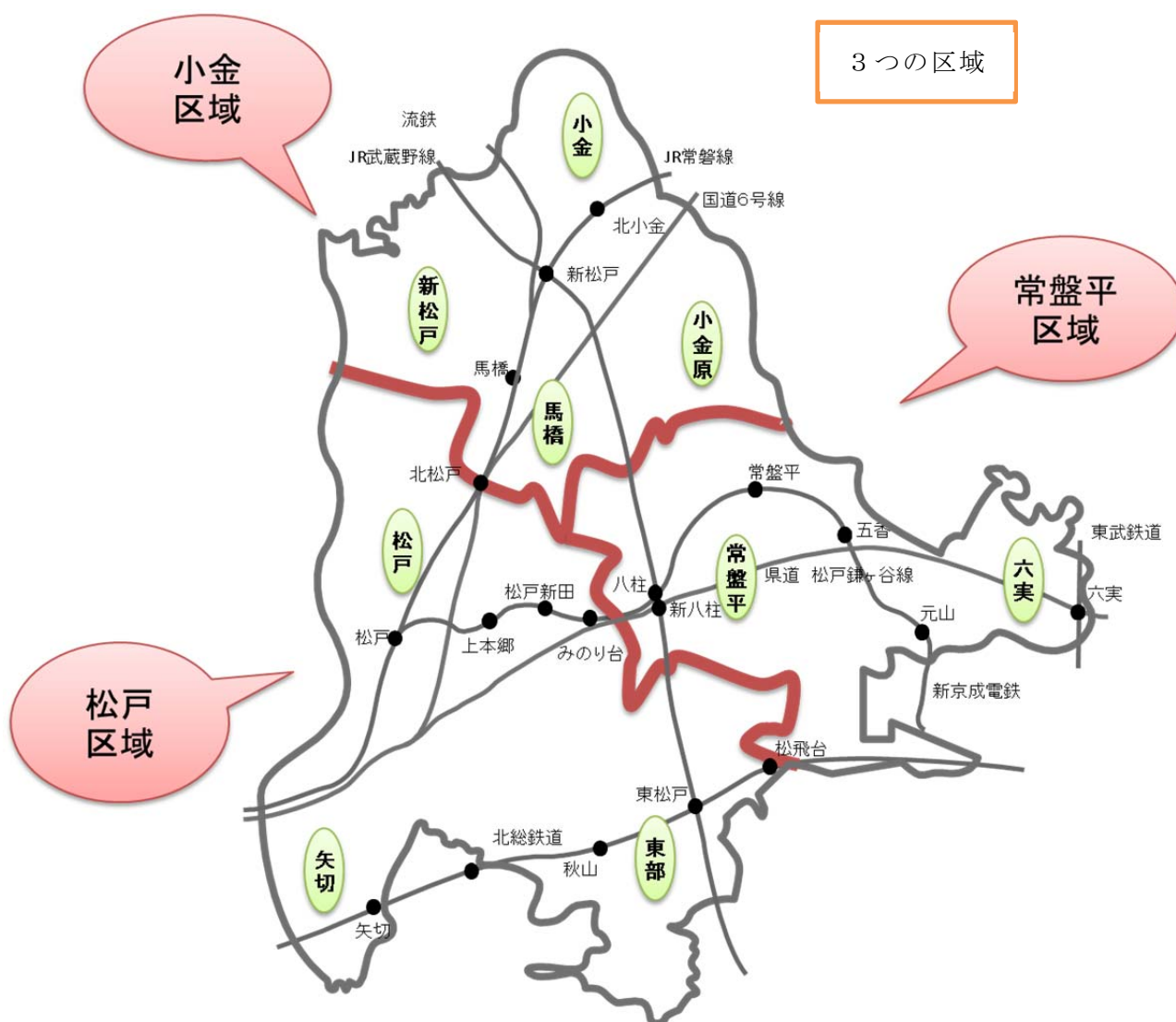
児童手当として給付

- 1、利用者支援事業
(子育てコーディネーター・利用支援コンシェルジュ)
 - 2、時間外保育事業(延長保育事業)
 - 3、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
 - 4、子育て短期支援事業(こどもショートステイ)
 - 5、乳児家庭全戸訪問事業
 - 6、養育支援訪問事業
 - 7、地域子育て支援拠点事業
(おやこDE広場・子育て支援センター)
 - 8、一時預かり事業(保育所・おやこDE広場・幼稚園など)
 - 9、病児・病後児保育事業(病後児保育事業)
 - 10、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
 - 11、妊婦健康診査事業
 - 12、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会)
 - 13、実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - 14、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ※ () 内は松戸市の事業名

第2節 区域の設定

幼稚園や保育所（園）などの「教育・保育」や地域子ども・子育て支援事業について、「区域」を設定し、区域の中で「量の見込み」と「確保方策」を定めます。この「区域」は、松戸市の人口や地理的条件、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、社会資源の状況などを総合的に勘案し、環境特性を生かした3つのまとまりを「区域」として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、本章5節のとおり、事業ごとに「区域」を定めることとします。



第3節 人口の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業について、想定する人口を基に「量の見込み」を算出します。

想定する人口は、現状を踏まえた「推計人口」の他、子育て支援、まちづくり、教育などにおける施策を講じることによる子育て世代の流入などの社会的要因を見込んだ人口増として、新たに設定した「目標人口」を定めます。

目標人口・・・松戸市総合計画において50万人都市を仮定した人口構成のうち、年少人口構成比を平成27年度の比率から補正（微増）した目標人口

推計人口・・・松戸市総合計画の推計人口（平成21年度推計）の算出方法を基に、平成22年度～平成25年度の実績を考慮した推計

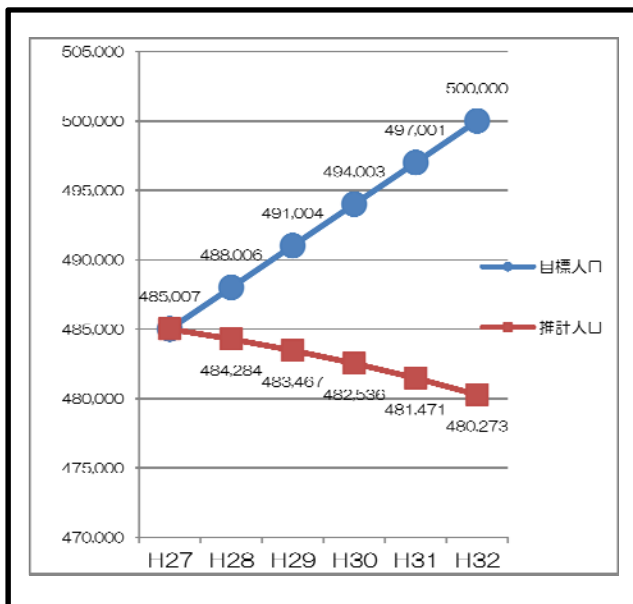
目標人口 (単位：人)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
0歳児	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
1・2歳児	7,834	7,995	8,174	8,288	8,339
3～5歳児	11,427	11,662	11,922	12,089	12,163
6～8歳児	11,762	12,005	12,271	12,443	12,519
9～11歳児	12,028	12,276	12,549	12,724	12,803
計	46,910	47,877	48,942	49,627	49,931

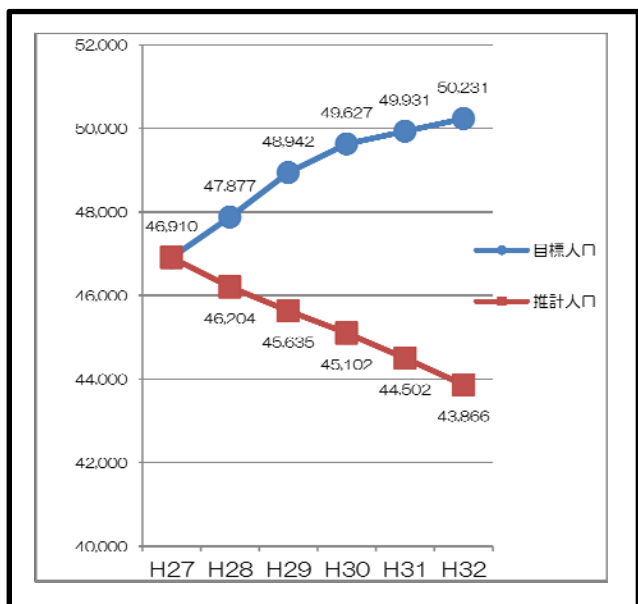
推計人口 (単位：人)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
0歳児	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656
1・2歳児	7,834	7,750	7,654	7,557	7,459
3～5歳児	11,427	11,226	11,097	11,117	10,993
6～8歳児	11,762	11,638	11,422	11,080	10,884
9～11歳児	12,028	11,778	11,699	11,634	11,510
計	46,910	46,204	45,635	45,102	44,502

〔 松戸市 全人口 〕



〔 松戸市 0～11歳人口 〕



第4節 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みについて

平成25年9月に実施した「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート」（以下「ニーズ調査」という。）の結果から「量の見込みの算出等のための手引き（平成26年1月 内閣府）」（以下「国の手引き」という。）に基づき利用意向率を算出し、設定する人口を基に教育・保育の「量の見込み」を算出します。2号及び3号の量の見込みについては、近年の保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年度の平成31年度に向けて潜在的な需要が一定割合で顕在化すると仮定し設定しています。

(2) 確保方策の設定について

教育・保育の利用状況及びニーズ調査などを踏まえ、区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、各区域の実情に応じた「確保方策」を定めます。計画期間中、区域及び認定区分ごとに、確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。確保方策の値は、目標人口を基にした「量の見込み」に対してのものとしており、推計人口における「量の見込み」に対しても、量的に充足した値となっています。

なお、施設整備にあたっては、社会資源や子ども数の変化、財政状況を踏まえつつ、市全体として柔軟に取り組むこととします。また、市の独自対策として、認可保育所の定員弾力化などを実施します。

※ 事業計画における施設名称や認定区分の内容

【施設名称】

- 特定教育・保育施設 … 認可保育所、認定こども園、幼稚園
 確認を受けない幼稚園 … 新制度に移行しない幼稚園
 特定地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業
 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

認定区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園などでの教育を希望する方	幼稚園、認定こども園 (幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園など	保育園、認定こども園 (保育園機能)
3号認定	3歳未満	での教育・保育を希望する方	保育園、認定こども園、 小規模保育事業など

※ 2号認定のうち「教育利用希望の強い2号」とは、保育の必要性がある子育て家庭のうち、幼児期の学校教育の利用意向がある児童を示します。「その他」とは、保育の必要性がある子育て家庭のうち、保育所や認定こども園の利用意向がある児童を示します。

【参考】

推計人口に基づく教育・保育の量の見込み

(単位：人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
1号認定（3～5歳）	6,390	6,265	6,177	6,174	6,096
2号認定（3～5歳）	4,254	4,179	4,135	4,149	4,146
教育利用希望の強い2号	705	687	675	676	682
その他	3,549	3,492	3,460	3,473	3,464
3号認定（1～2歳）	2,571	2,681	2,789	2,892	3,005
3号認定（0歳）	305	454	601	744	883

【1号認定 3～5歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		6,390	6,508	6,636	6,715	6,744
確保 方策	計	9,361	8,965	8,456	7,902	7,645
	特定教育・保育施設	33	5,320	4,811	4,257	4,000
	確認を受けない幼稚園	9,328	3,645	3,645	3,645	3,645
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
利用率 量の見込みの数/就学前児童数		55.92%	55.81%	55.66%	55.55%	55.45%

(単位：人)

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,801	2,886	2,976	3,045	3,091
確保 方策	計	3,693	3,523	3,418	3,227	3,149
	特定教育・保育施設	0	2,043	1,938	1,747	1,669
	確認を受けない幼稚園	3,693	1,480	1,480	1,480	1,480
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,098	2,094	2,090	2,069	2,034
確保 方策	計	2,774	2,684	2,439	2,149	2,034
	特定教育・保育施設	0	1,685	1,440	1,150	1,035
	確認を受けない幼稚園	2,774	999	999	999	999
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		1,491	1,528	1,570	1,601	1,619
確保 方策	計	2,894	2,758	2,599	2,526	2,462
	特定教育・保育施設	33	1,592	1,433	1,360	1,296
	確認を受けない幼稚園	2,861	1,166	1,166	1,166	1,166
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—

【2号認定 3～5歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量 の 見 込 み	計	4,254	4,342	4,442	4,512	4,587
	教育利用希望の強い2号	705	714	725	735	755
	その他	3,549	3,628	3,717	3,777	3,832
確 保 方 策	計	4,254	4,347	4,535	4,740	4,852
	特定教育・保育施設	3,505	3,925	4,230	4,540	4,652
	幼稚園の預かり保育	160	180	180	200	200
	市の独自対策	589	242	125	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
利用率 量の見込みの数/就学前児童数		37.23%	37.23%	37.26%	37.32%	37.71%

(単位：人)

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,910	1,918	1,928	1,924	1,924
	教育利用希望の強い2号	333	332	334	334	336
	その他	1,577	1,586	1,594	1,590	1,588
確保方策	計	1,910	1,918	1,928	2,024	2,044
	特定教育・保育施設	1,589	1,744	1,804	1,924	1,944
	幼稚園の預かり保育	60	80	80	100	100
	市の独自対策	261	94	44	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,337	1,409	1,487	1,555	1,623
	教育利用希望の強い2号	191	200	208	215	232
	その他	1,146	1,209	1,279	1,340	1,391
確保方策	計	1,337	1,409	1,487	1,566	1,628
	特定教育・保育施設	1,031	1,201	1,346	1,506	1,568
	幼稚園の預かり保育	60	60	60	60	60
	市の独自対策	246	148	81	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,007	1,015	1,027	1,033	1,040
	教育利用希望の強い2号	181	182	183	186	187
	その他	826	833	844	847	853
確保方策	計	1,007	1,020	1,120	1,150	1,180
	特定教育・保育施設	885	980	1,080	1,110	1,140
	幼稚園の預かり保育	40	40	40	40	40
	市の独自対策	82	—	—	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—

【3号認定 1～2歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,571	2,766	2,978	3,171	3,361
確保方策	計	2,571	2,766	2,978	3,189	3,399
	教育・保育施設	1,802	2,125	2,305	2,478	2,580
	地域型保育事業	144	227	439	711	819
	市の独自対策	625	414	234	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—
利用率	量の見込みの数/就学前児童数	32.82%	34.60%	36.43%	38.26%	40.30%

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		1,080	1,172	1,272	1,363	1,454
確保方策	計	1,080	1,172	1,272	1,380	1,460
	教育・保育施設	865	997	1,027	1,077	1,119
	地域型保育事業	62	88	177	303	341
	市の独自対策	153	87	68	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		875	953	1,038	1,117	1,194
確保方策	計	875	953	1,038	1,118	1,215
	教育・保育施設	516	656	756	852	892
	地域型保育事業	38	76	171	266	323
	市の独自対策	321	221	111	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		616	641	668	691	713
確保方策	計	616	641	668	691	724
	教育・保育施設	421	472	522	549	569
	地域型保育事業	44	63	91	142	155
	市の独自対策	151	106	55	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

【3号認定 0歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		305	470	643	818	992
確保方策	計	636	726	785	926	994
	教育・保育施設	608	686	710	781	824
	地域型保育事業	28	40	75	145	170
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—
利用率	量の見込みの数/就学前児童数	7.90%	11.93%	15.97%	20.03%	24.15%

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		132	220	312	406	500
確保方策	計	309	379	419	466	501
	教育・保育施設	296	354	369	390	406
	地域型保育事業	13	25	50	76	95
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		85	133	184	235	286
確保方策	計	182	202	202	274	287
	教育・保育施設	173	193	193	227	240
	地域型保育事業	9	9	9	47	47
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		88	117	147	177	206
確保方策	計	145	145	164	186	206
	教育・保育施設	139	139	148	164	178
	地域型保育事業	6	6	16	22	28
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、ニーズ調査による利用希望や利用状況を参考に定めます。なお、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出は、「第3節 人口の設定」において定める「目標人口」を基に算出します。

【参考】

推計人口に基づく地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業 / 年度			H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	
1	利用者支援事業	(か所数)	20	22	23	26	26	
2	時間外保育事業	(人)	2,091	2,165	2,243	2,333	2,405	
3	放課後健全育成事業 (放課後子ども総合プラン)	低学年	(人)	2,401	2,396	2,365	2,324	2,291
		高学年	(人)	718	702	707	695	685
		子育て短期支援事業	(人)	739	729	721	716	707
4	子育て短期支援事業	(人)	739	729	721	716	707	
5	乳児家庭全戸訪問事業	(人)	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656	
6	養育支援訪問事業	(人)	30	40	55	55	55	
7	地域子育て支援拠点事業	(人日)	130,608	149,463	167,652	185,316	202,282	
8	一時預かり事業	1号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	69,054	67,840	67,059	67,181	66,432
		2号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
		乳幼児一時預かり事業等	(人日)	81,087	80,125	79,112	78,166	77,082
9	病児・病後児保育事業	(人日)	5,048	4,974	4,914	4,887	4,825	
10	子育て援助活動支援事業	(人日)	4,200	3,850	3,500	3,150	2,800	
11	妊婦健康診査事業	(人)	4,234	4,182	4,128	4,074	4,011	

※地域子ども・子育て支援事業のうち、その他の事業

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業において、新たに「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が事業化されました。松戸市では、地域の子育て支援に資する事業として、事業の推進を検討してまいります。

事業名

利用者支援事業

(子育てコーディネーター・利用支援コンシェルジュ)

概要

おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。

量の見込みの算出について

子育てコーディネーターは、身近な場所で日常的に利用できる地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)のか所数とし、利用支援コンシェルジュは、各区域1か所とします。

確保方策について

子育てコーディネーターは、地域子育て支援拠点の整備に伴い配置し確保します。

利用支援コンシェルジュは、各区域に1か所ずつ配置します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(か所数)	20	22	23	26	26
確保の内容(か所数)	20	22	23	26	26
(うち子育てコーディネーター)	(19)	(21)	(22)	(23)	(23)
(うち利用支援コンシェルジュ)	(1)	(1)	(1)	(3)	(3)
需給状況(か所数)	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	10	11	11	12	12
確保の内容（か所数）	10	11	11	12	12
（うち子育てコーディネーター）	(9)	(10)	(10)	(11)	(11)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	6	7	7	8	8
確保の内容（か所数）	6	7	7	8	8
（うち子育てコーディネーター）	(6)	(7)	(7)	(7)	(7)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	4	4	5	6	6
確保の内容（か所数）	4	4	5	6	6
（うち子育てコーディネーター）	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

事業名

時間外保育事業(延長保育)

概要

保育所(園)へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。

量の見込みの算出について

ニーズ調査を基に2号・3号児童数のうち18時以降の保育事業の利用希望を基に算出します。

確保方策について

現在も、認可保育所、小規模保育事業等で時間外保育を実施しています。今後も現行の体制を継続していきます。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673
確保の内容(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673
施設数(か所数)	68	81	98	122	137
需給状況	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	744	794	848	896	945
確保の内容(人)	744	794	848	896	945
施設数(か所数)	31	37	42	52	60
需給状況(人)	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	818	891	971	1,046	1,115
確保の内容(人)	818	891	971	1,046	1,115
施設数(か所数)	22	27	35	45	50
需給状況	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	529	550	574	593	613
確保の内容(人)	529	550	574	593	613
施設数(か所数)	15	17	21	25	27
需給状況	—	—	—	—	—

事業名

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

量の見込みの算出について

利用意向率は、平成31年度の保育利用率目標に合わせて37.7%とします。

確保方策について

低学年高学年ともに見込み量全てを放課後児童クラブと放課後KIDSルームで提供できるようにします。

【放課後子ども総合プランについて】

KIDSルーム実施校全てで放課後児童クラブとの連携もしくは一体的運営を実施する

【市全体】		H27			H28			H29		
		低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み(人)		3,838	3,862	7,700	4,039	3,984	8,023	4,199	4,224	8,423
確保の内容 (人)	放課後児童 クラブ	2,401	366	7,700	2,396	368	8023	2,365	387	8,423
	放課後KIDS Sルーム	1,437	3,496		1,643	3,616		1,834	3,837	
放課後児童クラブ(か所数)		44			45			45		
(うち施設拡大するか所数)		(4)			(4)			(4)		
放課後KIDSルーム (か所数)		14			17			20		
放課後子ども総合プラン (か所数)		14			17			20		
需給状況(人)		—	—	—	—	—	—	—	—	—

【市全体】		H 3 0			H 3 1		
		低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み (人)		4,332	4,359	8,691	4,499	4,526	9,025
確保の内容 (人)	放課後児童 クラブ	2,324	367	8,691	2,291	385	9,025
	放課後K I D S ルーム	2,008	3,992		2,208	4,141	
放課後児童クラブ(か所数)		45			45		
(うち施設拡大するか所数)		(4)			(2)		
放課後K I D S ルーム (か所数)		23			26		
放課後子ども総合プラン (か所数)		23			26		
需給状況(人)		—	—	—	—	—	—

事業名

子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

概要

出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます。(夜間・休日養護もあり)

量の見込みの算出について

3か年の利用実績を基に算出します。

確保方策について

平成28年度に1日あたりの利用定員を最大2.5人とします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人日)	739	755	772	783	787
確保の内容(人日)	365	755	772	783	787
需給状況(人日)	-374	-	-	-	-

事業名

乳児家庭全戸訪問事業

概要

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児などの相談や、子育て支援の情報提供を行います。

量の見込みの算出について

事業目的が、乳児家庭に対し全数訪問をめざすものであるため、0歳児推計児童数とします。

確保方策について

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ、訪問率100%をめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
確保の内容（人）	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	1,721	1,756	1,795	1,820	1,832
確保の内容（人）	1,721	1,756	1,795	1,820	1,832
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	1,251	1,277	1,305	1,324	1,331
確保の内容（人）	1,251	1,277	1,305	1,324	1,331
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	887	906	926	939	944
確保の内容（人）	887	906	926	939	944
需給状況（人）	—	—	—	—	—

事業名

養育支援訪問事業

概要

育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。

量の見込みの算出について

母子保健事業の実績（こども虐待(疑いを含む)に関する支援の実施状況)に基づき算出します。

確保方策について

養育支援訪問事業の対象となる家庭へ、訪問率100%を目指します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	30	40	55	55	55
確保の内容（人）	30	40	55	55	55
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	13	18	25	25	25
確保の内容（人）	13	18	25	25	25
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	10	13	17	17	17
確保の内容（人）	10	13	17	17	17
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	7	9	13	13	13
確保の内容（人）	7	9	13	13	13
需給状況（人）	—	—	—	—	—

事業名

地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)

概要

乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。

量の見込みの算出について

利用者は増加傾向にあるため、これまでの実績値及び就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査に基づく、区域ごとの利用割合を参考としながら量の見込みを算定します。

確保方策について

乳幼児の保護者にとって、身近な子育て支援施設で事業を実施します。今後も現行の体制を維持し、乳幼児親子が集える場、子育てについて相談できる場を提供していきます。既存施設の開設日の拡大と新規施設を開設します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506
確保の内容（人日）	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506
地域子育て支援拠点(か所数)	19	21	22	23	23
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	63,509	73,705	84,444	94,860	104,703
確保の内容（人日）	63,509	73,705	84,444	94,860	104,703
地域子育て支援拠点(か所数)	9	10	10	11	11
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	38,631	47,378	56,560	65,588	74,271
確保の内容（人日）	38,631	47,378	56,560	65,588	74,271
地域子育て支援拠点(か所数)	6	7	7	7	7
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	28,449	33,174	38,136	42,965	47,532
確保の内容（人日）	28,449	33,174	38,136	42,965	47,532
地域子育て支援拠点(か所数)	4	4	5	5	5
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

事業名

一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

概要

- ① 通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、保育し、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
- ② 保護者の多様な保育ニーズに対応するため、園により、通常の教育時間の前や、土曜日、長期休業日にも希望する在園児の預かり、保育します。

量の見込みの算出について

1号認定による量の見込みは、国の手引きに沿った算出方法により算定し、2号認定による量の見込みは、教育・保育の量の見込み及び確保方策のうち、教育ニーズの強い2号認定児童数を基に算出します。

確保方策について

今後、私立幼稚園と協議するとともに、地域の実態や保護者の事情等を踏まえて確保していきます。最終的に、市内全幼稚園で実施していくことをめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	117,054	124,469	126,046	133,061	133,502
1号量の見込み（人日）	69,054	70,469	72,046	73,061	73,502
2号量の見込み（人日）	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
確保の内容 計	81,600	114,450	124,953	133,061	133,502
1号確保の内容（人日）	33,600	60,450	70,953	73,061	73,502
2号確保の内容（人日）	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
預かり保育実施施設数	33	40	40	40	40
需給状況（人日）	-35,454	-10,019	-1,093	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	52,401	59,110	59,893	66,399	66,616
1号量の見込み（人日）	34,401	35,110	35,893	36,399	36,616
2号量の見込み（人日）	18,000	24,000	24,000	30,000	30,000
確保の内容 計	29,700	54,000	58,800	66,399	66,616
1号確保の内容（人日）	11,700	30,000	34,800	36,399	36,616
2号確保の内容（人日）	18,000	24,000	24,000	30,000	30,000
需給状況（人日）	-22,701	-5,110	-1,093	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	38,979	39,409	39,891	40,197	40,333
1号量の見込み（人日）	20,979	21,409	21,891	22,197	22,333
2号量の見込み（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
確保の内容 計	29,700	34,500	39,891	40,197	40,333
1号確保の内容（人日）	11,700	16,500	21,891	22,197	22,333
2号確保の内容（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
需給状況（人日）	-9,279	-4,909	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	25,674	25,950	26,262	26,465	26,553
1号量の見込み（人日）	13,674	13,950	14,262	14,465	14,553
2号量の見込み（人日）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
確保の内容 計	22,200	25,950	26,262	26,465	26,553
1号確保の内容（人日）	10,200	13,950	14,262	14,465	14,553
2号確保の内容（人日）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
需給状況（人日）	-3,474	—	—	—	—

事業名

一時預かり事業（その他）

概要

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などを図るため、保育所(園)・おやこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。

量の見込みの算出について

国の手引きに沿った算出方法により算定し、現在、特に利用する必要がないと考えられている方の意向等について必要な補正を加え、量の見込みを算出します。

確保方策について

一時預かりを行う施設・事業所数を増加し、一時預かり事業を充実します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	81,087	82,780	84,654	85,866	86,388
確保の内容（人日）	73,985	82,780	84,654	85,866	86,388
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	4	6	7	7	7
預かりを行う保育所（か所数）	20	22	22	22	23
需給状況（人日）	-7,102	-	-	-	-

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	32,134	32,801	33,544	34,025	34,231
確保の内容（人日）	32,134	32,801	33,544	34,025	34,231
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	2	2	3	3	3
預かりを行う保育所（か所数）	12	12	12	12	12
需給状況（人日）	0	0	0	0	0

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	27,895	28,477	29,120	29,531	29,711
確保の内容（人日）	21,657	28,477	29,120	29,531	29,711
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	2	3	3	3	3
預かりを行う保育所（か所数）	3	5	5	5	5
需給状況（人日）	-6,238	0	0	0	0

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	21,058	21,502	21,990	22,310	22,446
確保の内容（人日）	20,194	21,502	21,990	22,310	22,446
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	0	1	1	1	1
預かりを行う保育所（か所数）	5	5	5	5	6
需給状況（人日）	-864	0	0	0	0

事業名

病児・病後児保育事業

概要

病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。

※松戸市では現在、病後児保育事業のみ行っています。

量の見込みの算出について

ニーズ調査に基づく病児保育の利用意向から、「日常的若しくは緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる方」を除き、より実際の利用に即すため必要な補正を行い算出します。

確保方策について

病院、診療所、保育施設等にて病児・病後児保育事業を拡大します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	5,048	5,151	5,267	5,341	5,373
確保の内容（人日）	4,584	4,641	4,693	4,782	5,373
病児(か所数)	1	2	3	3	3
病後児(か所数)	2	1	1	2	3
需給状況（人日）	-464	-510	-574	-559	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	2,251	2,297	2,349	2,382	2,396
確保の内容（人日）	2,251	2,297	2,349	2,382	2,396
病児（か所数）	0	0	1	1	1
病後児（か所数）	1	1	1	1	1
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	1,636	1,670	1,707	1,731	1,742
確保の内容（人日）	1,172	1,172	1,172	1,172	1,742
病児（か所数）	0	1	1	1	1
病後児（か所数）	1	0	0	0	1
需給状況（人日）	-464	-498	-535	-559	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	1,161	1,184	1,211	1,228	1,235
確保の内容（人日）	1,161	1,172	1,172	1,228	1,235
病児（か所数）	1	1	1	1	1
病後児（か所数）	0	0	0	1	1
需給状況（人日）	0	-12	-39	—	—

事業名

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

概要

地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。

量の見込みの算出について

ニーズ調査を基に、実績値を勘案して算出します。

確保方策について

子育て支援スタッフ養成講座の継続開催により、提供会員の増加を目指します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保の内容（人日）	1,600	2,250	2,900	3,550	4,200
需給状況（人日）	-2,600	-1,950	-1,300	-650	—

事業名

妊婦健康診査事業

概要

母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。

量の見込みの算出について

母子健康手帳交付数(妊娠届出数)に、0歳児人口の増加率及び受診実績を考慮し算出します。

確保方策について

妊娠届をした方は、妊婦健診受診の有無の把握が可能なため、未受診の状態であれば、地区担当保健師より受診勧奨をし、受診率100%をめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505
確保の内容 (人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	1,888	1,928	1,970	1,998	2,009
確保の内容 (人)	1,888	1,928	1,970	1,998	2,009
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	1,373	1,401	1,432	1,453	1,460
確保の内容 (人)	1,373	1,401	1,432	1,453	1,460
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	973	993	1,015	1,030	1,036
確保の内容 (人)	973	993	1,015	1,030	1,036
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

第6節 その他の事業の目標値

○市町村事業計画において、「区域」ごとに定めることとなっている、

(1) 幼児期の学校教育・保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

以外にも、重点的に取組む施策について、市として目標値を設けます。

事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	児童館機能施設の整備 (か所数)	3	3	4	4	5	5
2	こどもの遊び場の活用 (か所数)		2	3	3	5	5
3	生活困窮世帯の中学生の学習支援 (人)	30	60	90	90	90	90
4	中高生と赤ちゃんのふれあい体験 (校)	4	5	7	7	9	9
5	産後の支援 (人)	150	180	210	240	270	300
6	地域の子育て支援者の人材育成 (人)	70	140	180	250	320	360
7	地域の子育てボランティアの育成 (人)	20	70	120	170	220	270

(実績)

第6章 計画の評価と推進体制

第1節 評価指標と評価の公表

本計画の評価については、本計画の施策の推進により政策目的の達成度（市民満足度の向上）を測れるものとして、次の3つの視点を評価指標として設定し、毎年の調査結果の経年変化を分析するなどにより総合的に評価します。

- ① 第3章の施策の体系における「施策の方向」レベルでの子育て中の市民、及び、子どもの意識の変化についてアンケート調査を実施し、指標とします（アウトカム指標）。
- ② 第4章の施策の方向と計画事業のうち、重点的取組みの年度ごとの取組みの達成について指標とします（アウトプット指標）。
- ③ 第5章の事業の推進にかかる目標値を指標とします（アウトプット指標）。

また、実施した評価を毎年市民に公表することにより、本計画の進捗状況等を明らかにし、子どもと子育て家庭を支える地域、市民、支援者等が主体的にそれぞれの役割を担う判断基準を持てるようにします。

なお、平成29年（中間年）に見直しをはかります。

第2節 計画の推進体制

本計画を確実に推進していくためには、計画そのものの精度を維持するための仕組みを構築することが求められます。

- ① 本計画により支援される主体（利用者等）に意図が伝わらず、進むべき方向や対応が間違ってしまうことも少なくないため、多岐にわたる実施施策をわかりやすく利用者へ伝える「情報発信の仕組み」をつくります。
- ② 子どもと子育て家庭を見守り地域を支える人をつくり、その裾野を拡大するために、それぞれの立場や能力に応じた地域の子育て支援者の「人材の育成と確保の仕組み」をつくります。
- ③ 松戸市として責任を持って本計画推進するという意気込みを明確にするためには、本市行政内部において計画の確実な実行、推進、達成に向けて、全庁的に課題設定をし、事業実施及び事業評価を行える仕組みを総合調整する「組織」を設置します。
- ④ 松戸市子ども・子育て会議において、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

【資料編】

松戸市子ども総合計画策定経過

●松戸市子ども・子育て会議 協議経過

	開催日	議 題
平成 25 年度 第 1 回	8 月 20 日	(1)子ども・子育て支援新制度について (2)（仮称）松戸市子ども・子育て支援計画について (3)会議の運営について
平成 25 年度 第 2 回	11 月 18 日	(1)松戸市の子ども・子育て支援の取組み状況について (2)松戸市次世代育成支援行動計画の推進と評価について (3)松戸市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について (4)意見交換「地域でどのような子どもを育てたいか」
平成 25 年度 第 3 回	1 月 20 日	(1)計画策定の基本理念について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)放課後児童クラブに関する調査結果と事業評価について
平成 25 年度 第 4 回	3 月 25 日	(1)第 3 回松戸市子ども・子育て会議の承認事項について (2)意見交換 （基準制定、教育・保育の量の見込み、カンミテイング [※] について）
平成 26 年度 第 5 回	5 月 15 日	(1)子ども・子育て支援新制度に関する事項について (2)計画策定の基本理念について （体系の柱と基本目標の設定）
平成 26 年度 第 6 回	7 月 17 日	(1)第 5 回子ども・子育て会議承認事項（基準制定の条例制定について） (2)計画策定の基本理念について (3)区域別の事業量の見込みと確保量について
平成 26 年度 第 7 回	10 月 9 日	(1)子ども・子育て支援事業計画の確保策について (2)教育・保育施設等の利用者負担の考え方について (3)計画策定の体系案について
平成 26 年度 第 8 回	11 月 20 日	(1)松戸市子ども・子育て会議 教育・保育に関する分科会の報告 (2)松戸市子ども・子育て会議 放課後児童健全育成事業に関する分科会の報告 (3)（仮称）松戸市子ども総合計画の骨子（案）について
平成 26 年度 第 9 回	1 月 22 日	(1)地域型保育事業お利用定員等について (2)松戸市子ども総合計画（案）について (3)パブリックコメントの実施について

●松戸市子ども・子育て会議 分科会協議経過

	開催日	議 題
(1)教育・保育に関する分科会	平成 26 年 10 月 16 日	支給認定基準及び利用調整について ・支給認定の有効期間と保育必要量の区分について ・優先利用について
(2)放課後児童健全育成事業に関する分科会	平成 26 年 10 月 31 日	子ども・子育て支援制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

●市民・支援団体等との意見交換会

開催日	議 題	参加者数
平成 26 年 2 月 23 日(日)	『松戸子育てフェスティバル 2014』 ～市長と話そう！「みんなで考える 松戸の子育て」～ 多くの子育て中の保護者、子育て支援関係者が集まる場で「松戸の子育てについて」さまざまな意見を聴き、計画策定に役立てる。	74 人

松戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、松戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 事業者の推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子ども・子育て会議委員	日額 8,500円
----------------	-----------

松戸市子ども・子育て会議委員名簿

●設置期間 平成25年8月20日～27年8月19日

(50音順)

分野	所属	氏名
教育関係者	元教育委員	飯沼 誠
福祉関係者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会	石井 錦一
福祉関係者	松戸市おやこDE広場ネットワーク	石田 尚美
福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会	伊藤 奈美子
公募市民		海老原 寛子
教育関係者	松戸市子ども会育成会連絡協議会	大川 悦子
福祉関係者	児童養護施設晴香園	沖 和汎
保健医療関係者	一般社団法人 松戸市医師会	小野 元子
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	神谷 明宏
福祉関係者	松戸市立保育所	小松崎 京子 (H25) 細井 淑栄 (H26)
学識経験者	日本子ども家庭総合研究所	○斉藤 進
教育関係者	松戸市私立幼稚園連合会	鈴木 悦朗
福祉関係者	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	富永 文子
教育関係者	松戸市PTA連絡協議会	奈賀 綾子
公募市民		永瀬 春美
教育関係者	松戸市立小中学校校長会	成瀬 美重子
学識経験者	聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科	◎西 智子
公募市民		野中 美幾子
福祉関係者	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	文入 加代子
福祉関係者	松戸市保育園協議会	森田 等
経済関係者	公益社団法人 松戸青年会議所	山口 恵理子
保健医療関係者	公益社団法人 松戸歯科医師会	渡辺 勝久 (H25) 大熊 勉 (H26)

◎…会長 ○…副会長

●教育・保育に関する分科会

●放課後児童健全育成事業に関する分科会

氏名		氏名	
1	飯沼 誠	1	石井 錦一
2	鈴木 悦朗	2	海老原 寛子
3	◎西 智子	3	沖 和凡
4	野中 美幾子	4	◎神谷 明宏
5	森田 等	5	森田 等

◎…座長

松戸市子ども・子育て支援計画策定ワーキングチーム名簿

●設置期間 平成25年5月28日～27年3月31日

(順不同)

役職	所属	職制	氏名
座長	財政部 財政課	主幹	青砥 英一
副座長	総務部 IT推進課	主査	黒澤 聡史
委員	子ども部 子育て支援課	主査	佐々木 仁 (H25)
委員	子ども部 子育て支援課	主事	赤羽根 由章 (H25)
			百田 大輝 (H26)
委員	子ども部 子育て支援課	主事	今川 万理
委員	子ども部 保育課	主任主事	後藤 繁樹
委員	子ども部 保育課	主査	遠藤 博幸 (H25)
委員	子ども部 保育課	主査	田代 彰信 (H25)
委員	子ども部 子ども家庭相談課	主査	佐野 友賀里 (H25)
			齊藤 由美子 (H26)
委員	子ども部 子ども家庭相談課	副保健師長	西原 淳子
委員	子ども部 子どもわかもの課	主事	山田 哲伸
委員	経済振興部 商工振興課	主任主事	木内 貴之
委員	福祉長寿部 健康福祉会館	主事	平林 優子
委員	福祉長寿部 障害福祉課	主事	磯邊 麻美 (H26)
委員	健康福祉部 健康福祉政策課	看護師長	長谷川 明美 (H25)
委員	生涯学習部 教育企画課	主査	斉藤 政彦
委員	学校教育部 指導課	指導主事	雨宮 紀美子
アドバイザー	健康福祉部 健康福祉政策課	課長補佐	中沢 豊
アドバイザー	子ども部 保育課	課長補佐	松丸 政司 (H25)
アドバイザー	子ども部 子育て支援課	課長補佐	藤谷 隆
アドバイザー	管理局 市立病院総務課	課長補佐	高橋 一晃
事務局	子ども部 子育て支援課 子ども子育て政策室	室長	小島 博通 (H25)
			市川 明宏 (H26)
		課長補佐	堤 和子
		副保健師長	川鍋 愛美
		主任主事	三好 紗世 (H26)
	兼 幼児保育課	課長補佐	二宮 昭子 (H25)
			小松崎 京子 (H26)
		主幹	増山 京子
主任主事		石原 徹	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本 目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児~高校生)
I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる		<p>保育所(園)1、認定こども園3、統合保育室設置モデル事業4、児童施設等巡回相談6、児童発達支援8、通園保育9</p>	<p>幼稚園2、こども発達センターの保育所交流5、保育所等訪問支援事業7、就学接続期の保育に関する研究16、認定こども園の研究と推進18</p>	<p>幼・保・小の情報交換会15、年長児童の小学校見学17</p>	<p>放課後こども総合プランの策定と推進19、放課後KIDSルーム38,47、放課後児童健全育成事業39、</p>	<p>子どもの学習支援68</p>	<p>外来療育10 発達に関する相談・診療11、96 児童福祉館事業14、21、29、76 こどもの遊び場20、35、43 森のこども館事業22、30 博物館事業23、54 戸定歴史館事業24、55 都市公園25、34、42 21世紀と森の広場26、36、44 国際文化祭27、61 まつど国際文化大使28、62 スポーツ施設33 子ども読書推進センター37、45 子ども祭り58 家庭児童相談92 ふれあい相談室93 中核地域生活支援センターとの連携94 松戸市基幹相談支援センターCoCo95</p>
	<p>地域子育て支援拠点事業12、保育所(園)の地域交流13</p>						
				<p>青少年会館事業31、46、77、放課後等デイサービス32、松戸少女発明クラブへの補助57、青少年相談員活動59、75、青少年教室78、青年講座(18歳~)79、家庭教育相談員87、少年相談90、青少年の健全育成事業98、子どもの相談99、少年センター機能の強化100</p>			
				<p>外国人の子どもへの学習支援67、教育相談・就学相談86、こどもSOSカードの配布88、学校教育相談89、いじめ電話相談91、適応指導教室97、</p>		<p>海外ホームステイ体験63、72</p>	
				<p>職場体験活動51、64、80、農業体験活動52、65、81、職人の技体験活動53、66、82、ゲットユアドリーム事業60、71、85、こどもフォーラム事業73、こどもモニター事業74、地域への社会奉仕活動84</p>			
			<p>子ども会活動40、49、スポーツ少年団活動41、50、ボーイ・ガールスカウトへの補助56</p>				
					<p>市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務83</p>		
						<p>まつど地域若者サポートステーション69、若者就労支援事業70</p>	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児~高校生)	
Ⅱ 家庭育 の力が 向上し、 安心して 子育て ができる	ママパパ学級101、116、133、142、207、母子健康手帳の交付102、206、妊婦健康診査209、妊婦歯科健康診査210、産後ケア事業208、特定不妊治療費助成事業222					中学生と乳幼児のふれあい体験104		
	市立病院地域周産期母子医療センター203、入院助産制度195、出産育児一時金196、出産直後の育児支援事業217							
	乳児家庭全戸訪問事業124、188、212、育児教室123、134、145、211、離乳食教室146、健康推進員の家庭訪問213、小規模保育時事業229		わんぱく歯科くらぶ148、通園保育163、保育所等訪問支援事業168、225、口腔保健教室226、フッ化物洗口227、幼稚園就園奨励費補助金192、私立幼稚園児補助金193、私立幼稚園振興費補助金194、幼稚園の預かり保育の整備230、					
	子育て支援センターのサークル支援事業110、139、子育てサロン137、個育てサロン141、児童発達支援166、241、乳幼児健診215、利用支援コンシェルジュの設置231、一時預かり事業234、認定こども園の推進233、保育所の整備228、潜在保育士再就職支援事業232、時間外保育事業238							
	マイ保育所(園)・マイ広場105、135、143、地域子育て支援拠点事業106、121、136、144、保育所・保育園の地域交流107、138、利用者支援事業112、126、218、240、健康・育児相談119、184、219、家庭訪問125、185、220							
	健康教育149、221、子育て援助活動支援事業235							
	病児・病後児保育事業237							
	育児手当155、199、児童手当制度190、子どもの医療費助成制度191、市立病院小児医療センター202、夜間小児急病センター204							
	親のための性教育150、一時的介護164、							
	子育て短期支援事業236							
	心身障害児入学祝い金174							
	放課後児童健全育成事業239、放課後子ども総合プランの策定と推進245						子どもの学習支援159	
	放課後等デイサービス167、242							
	少年センターの機能強化127、外国人の子どものための日本語指導182、外国人の子どものための学習支援181							
	おやこっくクラブ113							
家庭教育学級140、151								
							高等学校修学資金・松本清英学金200、高等学校入学資金貸付制度201	
							就労支援事業	
							父親への育児情報の提供103、115 子育てホームページ108 子育てガイドブックの発行109 まつど子育て応援大作戦事業111 まつどまなびいネット 114 子どもから広がる地域づくり事業117 家庭児童相談118 市民健康相談室120(妊娠中～) 発達に関する相談・診療122、161 ゆうまつどのこころの相談128 児童家庭支援センターとの連携129、189 ふれあい相談室130、169 中核地域生活支援センターとの連携131、170 松戸市基幹相談支援センターCoCo132、171 食育の推進147、214 ひとり親家庭に対する相談支援の充実152 児童扶養手当153、198 ひとり親家庭等医療費等助成制度154、197 ひとり親家庭就労促進事業156、249 ひとり母子・父子就労促進プログラム157、250 母子家庭等高等訓練促進事業158、251 ジョイントワーク松戸160、252 外来療育162 日中一時支援244 障害児相談支援等165 心身障害児(者)一時介護料の助成172 心身障害児(者)及び付添人交通費の助成173 特別児童扶養手当175 障害児福祉手当176 心身障害児福祉手当177 障害福祉サービス等178 日本語学級学習支援179 庁内通訳180 養育支援訪問事業183、224(妊娠中～) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化186 要支援家庭の相談・支援体制の構築187 休日土曜日夜間歯科診療所205 予防接種事業216 市内産科医療機関とのネットワーク構築223 労働支援事業247 働きたい女性の就労支援コーナー248	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本 目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児～高校生)	
Ⅲ地域 の特色 と活力 を生か し、子 どもと 家庭を 支える	授乳おむつ替スペースの提供事業263、子育てフェスティバル事業269、子育てサロン278						<ul style="list-style-type: none"> ・こども110番の家253 ・自主防犯パトロール事業254 ・学校安全ボランティア255 ・青パト防犯パトロール256 ・町会・自治会の見守り257 ・商店会の見守り258 ・街頭補導259 ・防犯カメラの設置260 ・安心安全情報メール・不審者情報261 ・防犯・防災・災害についての講座262 ・松戸駅周辺のまちづくり264 ・聖徳・伊勢丹との三者協定270 ・子育て関係機関の情報交換会271 ・子ども・子育て会議272 ・こども祭り273 ・自立支援協議会(こども部会)274 ・子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度275、286 ・子どもから広がる地域づくり事業276 ・地区社会福祉協議会281 ・まっとう交際文化大使285 ・市民活動団体287 	
				子どもの相談267、少年センターの機能強化268				
				学校支援地域連携事業265、家庭教育支援の取組み266				
					中高生と乳幼児のふれあい体験277			
				子ども会活動279、283、スポーツ少年団活動280、284、青少年相談員活動282				

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる	I-1 子どもが心身ともに健康やかに成長することができる	I-1- (1) 全ての子どもがともに育ちあう場を充実させる	① 子どもが育ちあう保育環境を整える	1	保育所(園)	保育を必要とする乳幼児を対象に、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				2	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の学校教育を行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				3	認定こども園	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行ない、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				4	統合保育室設置モデル事業	心身に障害を持つ子どもを保育所へ受入れ、集団保育を実施し成長を支援しています。	幼児保育課
				5	こども発達センターの保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援しています。	幼児保育課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				6	児童施設等巡回相談(千葉県障害児等療育支援事業)	地域の保育所(園)、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童及び児童のいる施設職員に対して相談・助言を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				7	保育所等訪問支援事業	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	健康福祉会館 (こども発達センター) 障害福祉課
				8	児童発達支援(障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがりようできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっています。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				9	通園保育(児童発達支援)	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				10	外来療育	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				11	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
		② 乳幼児の施設による地域支援の充実	12	★地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課	
			13	保育所(園)の地域交流	保育所(園)の児童と地域の乳幼児との交流や保育所(園)の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課	
			14	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場)も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課	
		I-1- (2) 幼保小が連携し、子どもの育ちを支える	① 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携	15	幼・保・小の情報交換会	幼稚園、保育所(園)、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観などを実施します。	各学校(指導課) 幼児保育課
				16	就学接続期の保育に関する研究	地域の幼稚園、保育所(園)において、就学接続期の保育について研究を実施します。	幼児保育課
				17	年長児童の小学校見学	幼稚園、保育所(園)の年長児童の小学校見学の機会を作っていきます。	各学校(指導課) 幼児保育課
				② 認定こども園の推進	18	認定こども園の研究と推進	幼稚園と保育所などが就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。
		I-1- (3) 放課後に過ごせる場をつくる	① 放課後子ども総合プランの策定	19	放課後子ども総合プランの策定と推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等				
		I-1- (4) 子どもたちが自然や多様な文化に触れる機会をつくる	① 環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充	20	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課			
				21	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課			
				22	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課			
				23	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館			
				24	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館			
				25	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課			
				26	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター			
				27	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会			
				28	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会			
				I-1- (5) 子どもたちが自由に活動できる居場所をつくる	① 小中高生の居場所づくり	29	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課	
						② 子どもが主体的に遊べる安全な場づくり	30	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
							31	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
							32	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
							33	スポーツ施設	市内には、運動公園をはじめ、スポーツパークやテニスコート、野球場、プールなどのスポーツ施設があります。	スポーツ課
		34	都市公園				市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課		
		35	こどもの遊び場				こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課		
		36	21世紀の森と広場				樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター		
		37	子ども読書推進センター				子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館		
		38	放課後KIDSルーム				小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課		
		39	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課		

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				40	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
				41	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
		I-1-(6) 子どもの学びや体験の機会を増やす	① 多様な体験と交流機会の充実	42	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
				43	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課
				44	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
				45	子ども読書推進センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
				46	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
				47	放課後KIDSルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
				48	★放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第3者評価の導入等により、質の向上をすすめています。	子育て支援課
				49	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
				50	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
				51	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				52	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				53	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
				54	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
				55	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
				56	ボーイ・ガールスカウトへの補助	青少年の健全育成を目的として奉仕の精神を身につけ、人や社会のために貢献できる人格形成を目指し、市内のボーイスカウト団及びガールスカウト団の育成活動を支援しています。	生涯学習推進課
				57	松戸少年少女発明クラブへの補助	青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成を図ることを目的として、実施されている少年少女発明クラブに補助しています。	生涯学習推進課
				58	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じて楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課
				59	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課
				60	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				61	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
				62	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
				63	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
			② 学習支援、就労支援の充実	64	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				65	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				66	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
				67	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、お父さんが日本語で困っているなど、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
				68	子どもの学習支援（生活困窮者対象）	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。	生活支援一課
				69	まつど地域若者サポートステーション	働くことに悩みのある15歳から39歳までの人を対象に個人面談、スキルアッププログラム、職場体験を通して就職活動をサポートしています。	商工振興課
				70	若者就労支援事業	合同企業説明会やセミナーを開催し、若者の就労支援を行っています。	商工振興課
				71	ゲットニアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
I-2 子どもが自分を信じる力をもてる	I-2- (1) 子どもが積極的に参画、活動できる機会をつくる	① 子どもの参画の機会の推進		72	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
				73	こどもフォーラム事業	こども新聞の編集・取材・施設見学等や子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。その意見を活かし、行政に反映させる取り組みを行なっています。	子どもわかもの課
				74	こどもモニター事業		
				75	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課
				76	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課
				77	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
				78	青少年教室（小中高生対象）	青少年自ら、芸術・文化・スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会として、また親子・地域のかかわりを重視して開催しています。	生涯学習推進課
				79	青年講座（18歳～35歳対象）	青年に身近な課題をとりあげ学習することによって、自己表現力を高め、仲間作りを通して活力あるグループ作りをめざして開催します。	生涯学習推進課
			② 社会とのつながりの場・機会の確保	80	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				81	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				82	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				83	市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務	中学生や高校生などが夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	市民自治課
				84	地域への社会奉仕活動	社会福祉施設への訪問やクリーン作戦を実施します。	各学校（指導課）
				85	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
		1-2- (2) 子どもの不安や悩みを解消する	① 気軽に相談できる場の充実	86	教育相談・就学相談	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
				87	家庭教育相談員	子どもの悩み事（学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等）の相談について、電話で受け付けます。	子どもわかもの課
				88	こどもSOSカードの配布	家庭児童相談の連絡先をカードにして、子どもに配布します。	子ども家庭相談課
				89	学校教育相談	児童生徒の心の悩みの問題について適切な対応を図るため、教育相談担当教諭や養護教諭が相談にあたります。	教育研究所
				90	少年相談	非行問題について、本人・保護者からの来所・電話による相談を受けています。	子どもわかもの課
				91	いじめ電話相談	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめの電話相談を実施しています。	指導課
				92	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
				93	ふれあい相談室（おおぞら・ほほえみ）	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				94	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）との連携	千葉県が民間に委託して行なっている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課（千葉県）
				95	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども（者）やその家族からの総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
				96	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館（こども発達センター）
			② 社会適応の難しい青少年への支援の充実	97	適応指導教室	主に不登校について教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、学校復帰をめざして、支援する教室を運営します。	教育研究所
				98	青少年の健全育成事業（非行防止）	少年補導員の協力を得て、街頭補導活動を行い注意や助言を行ないます。	子どもわかもの課
				99	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応しています。また、相談員の質の向上に向けた研修を充実させていきます。	子どもわかもの課
				100	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
II 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てできる	II-1 子育ての充実感を持つことができる	II-1- (1) 子育てを楽しく感じられる機会を持つ	① 出産・子育てを想像できる機会の確保	101	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				102	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。（妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等）交付の際は、保健師が面接し必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				103	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
				104	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。	子どもわかもの課
				105	マイ保育所（園）・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
			② 親子の交流や情報提供の場の充実	106	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				107	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
				108	子育てホームページ（まつどあ）	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てホームページを管理・運営します。インターネットを活用して個人個人に必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課
				109	子育てガイドブックの発行	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てガイドブックを発行します。	子育て支援課
				110	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
				111	まつど子育て応援大作戦事業～まつどりーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるよう、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々などと連携し、子どもを温かく見守り、子育てを応援する取組みを構築します。	子育て支援課 市民課 IT推進課 商工振興課
				112	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				113	おやこクラブ	親子間のコミュニケーションを深める一助となることを目的に講座を実施しています。	生涯学習推進課
				114	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供しています。	生涯学習推進課
		II-1- (2) 父親の育児参加を促進する機会をつくる	① 父親参画の事業の充実	115	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
				116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 （母子保健担当室）
				117	子どもから広がる地域づくり事業（パパ講座）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動を行います。	子育て支援課
II-2 親の不安を軽減する	II-2- (1) 親が相談できる場所がある		① 相談体制の充実・連携	118	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
				119	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 （母子保健担当室）
				120	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の健康相談室に常駐し、母子健康手帳、育児相談、健康相談、健診等各種届出などを行っています。	子ども家庭相談課 （母子保健担当室）
				121	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				122	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 （子ども発達センター）
				123	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 （母子保健担当室）
				124	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課 （母子保健担当室）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				125	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				126	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				127	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
				128	ゆうまつどこころの相談	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる女性を対象に、専門の女性カウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
				129	児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け、対応します。他機関との連絡調整などを総合的に行います。	子ども家庭相談課
				130	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				131	中核地域生活支援センター(ほっとねっと)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
				132	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
		II-2-(2) 子どもの育ちについて学ぶ機会をつくる	① 子育ての悩みを共有できる機会の確保	133	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				134	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				135	マイ保育所(園)・マイ広場	地域の身近な保育所(園)・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
				136	★地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				137	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
				138	保育所・保育園の地域交流	保育所(園)の児童と地域の乳幼児との交流や保育所(園)の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
				139	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
				140	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
			② 親としての学びや子どもの育ちについての学習機会の提供	141	個育てサロン	親子で、個性を育む絵本や雑誌・図書をみたり、語り合ったりする場を設けています。	男女共同参画課
				142	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				143	マイ保育所(園)・マイ広場	地域の身近な保育所(園)・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				144	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				145	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんとお親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				146	離乳食教室	生後4～5か月頃の赤ちゃんをもつ親を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての説明と離乳食の作り方を実演します。	健康推進課
				147	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
				148	わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を2歳から3歳5か月までの時期に（3回）実施します。	健康推進課
				149	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。（保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				150	親のための性教育	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるよう取り組んでいきます。	子ども家庭相談課（母子保健担当室） 男女共同参画課
				151	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
		II-2-(3) 支援を必要とする家庭へのサポートを充実させる	① ひとり親家庭への支援の充実	152	ひとり親家庭に対する相談支援の充実	多様な相談に対して、各部署で実施する就業支援、学習支援、経済的支援がつながるよう、総合的な支援のための相談体制を整備します。	子育て支援課
				153	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				154	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				155	遺児手当	交通事故等により、両親又は片親をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				156	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
				157	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
				158	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
				159	子どもの学習支援（生活困窮者対象）	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。	生活支援一課
				160	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課
			② 障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実	161	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館（こども発達センター）
				162	外来療育	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館（こども発達センター）
				163	通園保育（児童発達支援）	就学前の障害を持つこどもを対象とし、日々通園する中で、生活や遊びを通して主に生活面を自立に向けていくために、保育を基盤とした支援を行います。	健康福祉会館（こども発達センター）
				164	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館（こども発達センター）
				165	障害児相談支援等	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 健康福祉会館（こども発達センター）

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等
				166 児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがよりできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっています。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				167 放課後等デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えています。	障害福祉課
				168 保育所等訪問支援事業 (障害児通所支援)	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				169 ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				170 中核地域生活支援センター(ほっとねっと)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害を持つ子ども(者)、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
				171 松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
				172 心身障害児(者)一時介護料の助成	障害を持つ子ども(者)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課
				173 心身障害児(者)及び付添人交通費の助成	障害を持つ子ども(者)及び付添人が福祉施設・学校等に通った交通費を助成します。(市内在住の方)	障害福祉課
				174 心身障害児入学祝金	障害を持つ子どもが小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
				175 特別児童扶養手当	20歳未満の障害の持つ子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
				176 障害児福祉手当	20歳未満の重度の障害を持つ子どもに対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当てが支給されます。	障害福祉課
				177 心身障害児福祉手当	20歳未満の一定の要件を満たす、障害を持つ子どもに対して手当てが支給されます。	障害福祉課
				178 障害福祉サービス等	自宅での介護(ヘルパー)や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守りなどを行う地域生活支援事業など、障害を持つ子ども(者)やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課
			③ 外国人の子育て家庭への支援の充実	179 日本語学級学習支援	松戸市国際交流協会(MIEA)で行う事業の1つで、昼・夜の部とあり、3学期制の初級日本語教室を開催しています。	国際交流協会
				180 庁内通訳(英語・中国語)	庁内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行います。	文化観光課
				181 外国人の子どものための学習支援	認定NPO法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みをもつ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
				182 外国人の子どもへの日本語指導	外国人児童生徒への日本語指導支援スタッフの派遣を行っています。	指導課
			④ 子どもの虐待予防・対策の強化	183 ★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				184 健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				185 家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等
				186 ★子どもを守る地域ネットワーク（松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会）機能強化	松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。	子ども家庭相談課
				187 要支援家庭の相談・支援体制の構築	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、虐待原因の排除に向けた相談などの支援の充実及び居所不明児の対応と地域の関連機関の連携による見守り体制を構築します。	子ども家庭相談課
				188 ★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				189 児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け対応します。他機関との連絡調整などを総合的にを行います。	子ども家庭相談課
			⑤ 生活基盤の安定のために経済的支援の充実	190 児童手当制度	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				191 子ども医療費助成制度	中学校修了前の児童の医療に要する費用を負担するその保護者に当該費用の全部または一部を助成します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				192 幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、保育料にかかる負担を軽減するために補助をします。	幼児保育課
				193 私立幼稚園児補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、教材等に係る負担を軽減するために補助をします。	幼児保育課
				194 私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助をします。	幼児保育課
				195 入院助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる人が、受けられる制度です。	子ども家庭相談課
				196 出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金を支給します。	国民健康保険課
				197 ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				198 児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				199 遺児手当	交通事故等により、両親又は片親をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				200 高等学校修学資金・松本清奨学金	経済的な理由で児童を高等学校等に修学させることが困難な家庭を対象に、修学に必要な資金を交付します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				201 高等学校入学資金貸付制度	経済的理由により高等学校（高等専門学校を含む）への入学が困難な家庭を対象に、入学資金をお貸しします。	子育て支援課（児童給付担当室）
	II-2- (4) 妊娠中から親と子の心身の健康づくりを推進		① 安心できる医療体制の充実	202 市立病院小児医療センター	新生児を含む小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科、新生児科の3本の柱に、平成23年4月に小児心臓血管外科、平成26年4月に小児脳神経外科を加え、院内各科や地域の医療機関と連携しながら、重症な状態のお子さんの診療を行う小児医療センターを開設しています。また、平成26年4月より、小児集中治療室（PICU）を一部開床しています。	市立病院）経営企画課
				203 市立病院地域周産期母子医療センター	現在、市立病院では、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応していますが、今後より総合的な体制のもとで、一貫した周産期治療が行えるよう、千葉県からの地域周産期母子医療センターの認定に向けて取り組んでいます。	市立病院）経営企画課
				204 夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立病院の協力のもとで、毎日開設しています。	地域医療課
				205 休日土曜日夜間歯科診療所	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛等の応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始等の夜間に開設しています。	地域医療課
			② 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実	206 母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。（妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等）交付は保健師が面接し、必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等
				207 ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				208 産後ケア事業	産後の親子の支援として、産科医療機関やファミリー・サポート・センターなどの関係機関と連携しサポート体制を充実します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				209 ★妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				210 妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託医療機関で無料で健康診査を受けられます。	健康推進課
				211 育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				212 ★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				213 健康推進員の家庭訪問	市から委嘱された健康推進員が、各担当地区の乳児の家庭訪問を行います。市民と市のパイプ役となって、市民の健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課
				214 食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
				215 乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				216 予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	健康推進課
				217 出産直後の育児支援事業	出産直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。	子育て支援課
				218 ★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	およこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				219 健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				220 家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				221 健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。(保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				222 特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、治療費の一部を助成します。国県の助成に上乗せを行うとともに、所得制限で対象となっていない方に助成を行うなど、さらに治療を受けやすい環境の整備をしていきます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				223 市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、医師・助産師との顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有や相談体制の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				224 ★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				225 わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防(歯と口腔の健康のため)の教室を2歳から3歳5か月までの時期に(3回)実施します。	健康推進課
				226 口腔保健教室	歯と口腔の健康のための歯科保健指導を行います。	健康推進課
				227 フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等での実施を進めています。	健康推進課
	II-3 子育てと仕事を両立することができる	II-3-(1) 保育・子育て支援を充実させる	① 待機児童の解消	228 保育所の整備	幼稚園・保育所(園)・およこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				229	小規模保育事業	0～2歳のお子さんを対象に、少人数（定員6～19人）で預かる保育事業で、新制度における「地域型保育」事業の一つに位置づけられています。	幼児保育課
				230	幼稚園の預かり保育の整備	在園中のお子さんを対象に幼稚園の通常の時間以外に別料金で保育を行なっています。在園児保護者の就労支援につながるよう事業を拡充していきます。	幼児保育課
				231	★利用支援 コンシェルジュの設置	多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた的確な施設等の利用案内を行ないます。	幼児保育課
				232	潜在保育士の再就職支援事業	潜在保育士の再就職に向けた研修を実施し、市内の保育所（園）での就労をサポートし、保育士確保を図ります。	幼児保育課
				233	認定こども園の推進	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23ヶ所の認定こども園への転換を図ります。	幼児保育課
			② 多様な保育ニーズの対応への充実	234	★一時預かり事業（保育所等、おやこD E広場等、幼稚園）	幼稚園・保育所（園）・おやこD E広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課 子育て支援課
				235	★子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。	子育て支援課
				236	★子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。	子育て支援課
				237	★病児・病後児保育事業	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。（※現在、病後児保育事業のみ行っています。）	子育て支援課
				238	★時間外保育事業（延長保育）	保育所（園）等へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。	幼児保育課
				239	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課
				240	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこD E広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				241	児童発達支援（障害児通所支援）	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 こども発達センター （健康福祉会館）
				242	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
				243	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 （こども発達センター）
				244	日中一時支援	障害を持つ子ども（者）の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設などで一時的に見守り等の支援をします。	障害福祉課
			③（放課後子ども総合プラン）再掲	245	放課後子ども総合プランの策定	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課
	II-3-(2) ワークライフバランスの啓発と就労支援を推進する		① ワークライフバランスの啓発と就労支援の充実	246	就労支援事業	若者や女性を対象にした就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。また、働く女性のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
				247	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラなど労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
				248	働きたい女性の就労支援コーナー	働きたいけど何をどうしていいのかわからない人から就職準備中の人までを対象に、幅広い情報を用意しています。	男女共同参画課
				249	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等				
				250	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課			
				251	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課			
				252	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課			
Ⅲ 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える	Ⅲ-1- 子育て家庭が暮らしやすい街づくり	Ⅲ-1- (1) 子どもを犯罪や災害から守る	① 安全対策の強化	253	こども110番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課			
				254	自主防犯パトロール事業	防犯団体・町会・ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	市民安全課			
				255	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時などに見回りを実施しています。	保健体育課			
				256	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを強化しています。	市民安全課			
				257	町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	市民安全課			
				258	商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校時の見守り、声かけなどを実施しています。	商工振興課			
				259	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員と少年センター職員が計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを込め補導活動を行います。	子どもわかもの課 少年センター			
				260	防犯カメラの設置	市では、住宅街などの治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を推進しています。	市民安全課			
				261	安心・安全情報メール不審者情報	火災・風水害などの災害情報や不審者・犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする「松戸市安全安心情報」のメール配信サービスです。	市民安全課			
				262	防犯・防災・災害についての講座	「地域災害に対する備え」「地域の防犯対策について」「わが家の耐震対策」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課 市民安全課 建築指導課			
				Ⅲ-1- (2) 子育てしやすい住環境をつくる	① 安心して外出できる環境づくり	263	授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぼけっと)の提供事業	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課 商工振興課	
						264	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成など、まちづくりを推進します。	街づくり課	
				Ⅲ-2 子どもからつながる地域づくり	Ⅲ-2- (1) 地域で子育てに関わるネットワークを充実させる	① 学校を中心とした家庭と地域の連携	265	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
							266	家庭教育支援の取組み	身近な地域で、家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加するさまざまな取組みや講座などの学習機会を提供したり、家庭教育に関する情報提供などのしくみを充実していきます。	生涯学習推進課
							267	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応することができるように研修を充実させていきます。	子どもわかもの課
							268	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
							269	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供ができるように子育てフェスティバルを開催します。	子育て支援課
							270	聖徳大学・伊勢丹との三者協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的とし、協定を締結します。	子育て支援課 政策推進課 商工振興課
271	子育て関係機関の情報交換会	それぞれの地域の支援者が集まり、情報を共有し連携することで、地域の子育て支援環境の整備を推進し、支援が必要な人に支援が行き届くようなネットワークを構築します。	子育て支援課							
272	子ども・子育て会議	保護者等を含む子ども・子育て支援の当事者の意見を聴く会議であり、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などを行います。	子育て支援課							
273	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じて楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課							
			② 子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実							

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等		
				274	自立支援協議会 (こども部会)	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。地域の子育て支援施設等と連携します。	障害福祉課	
		III-2- (2) 地域で子どもとふれあう機会を増やす	① 子どもを支援する人材の育成	275	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課	
				276	子どもから広がる地域づくり事業 (子育て応援団養成講座)	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動を行います。	子育て支援課	
				277	中高生と乳幼児のふれあい体験	高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児との触れ合い体験を市内の中学・高校で実施しています。	子どもわかもの課	
				② 地域の世代間交流の充実	278	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
			279		子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課	
			280		スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課	
			281		地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、お祭りや運動会などのイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会	
			282		青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。 (こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等)	子どもわかもの課	
			283		子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課	
				③ 豊富な知識・経験を持つ地域の人々が活躍する機会の充実	284	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
			285		まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会	
			286		子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課	
			287		市民活動団体	地域課題に取り組む市民活動団体の活動に対し、支援を行います。	市民自治課	

★ 子ども・子育て支援新制度に位置づけられた地域の子育て支援事業です。

用語説明

※50音順

用語	説明
NPO法人	NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みを基にした、必要な施設や事業の方策です。
家庭的保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。
高齢者人口	65歳以上の人口です。
子ども	本計画で示す「子ども」は、18歳未満の人をいいます。
子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援に関する新たな制度について規定しています。
事業所内保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行などを踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを定める法律です。

用 語	説 明
施設型給付	保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置です。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した特定教育・保育施設に支払います。
就学前の教育・保育	就学前児童が、特定教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所（園）や特定地域型保育事業である小規模保育事業などにおいて受ける、教育・保育を示します。
小規模保育事業	主に満3歳未満の児童を対象とした、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口です。
総合教育会議	市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議です。
第三者評価	福祉事業において、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものです。
地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額になります。
地域周産期母子医療センター	産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる、県により認定を受けた医療施設です。
認可外保育施設	認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。
認可保育所	認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。
年少人口	0歳から14歳までの人口です。

用語	説明
評価指標	本計画で示す政策目的の達成度を計る指標として、意識調査や経年変化、事業の計画目標量などを基に定めます。
放課後KIDSルーム	すべての子どもを対象として、放課後において学校の図書館などで、学習や様々な体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取組みです。
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室（松戸市での呼称「放課後KIDSルーム」）の計画的な整備などを進めることを目的とした地方自治体で定める計画です。
母体搬送ネットワーク連携病院	周産期に係る比較的高度な医療を提供し、24時間体制で患者を受け入れる医療施設のことであり、千葉県内の周産期医療センターとともにネットワークを組んでいます。
松戸市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する「審議会その他合議制の機関」であり、「松戸市子ども・子育て会議条例」により設置しています。
松戸市総合計画	「人」「地域」「都市」の視点から、市民一人ひとりがまちの主人公として「緑花清流」のある豊かな自然環境の中で、健康でいきいきした生活を営み、個性と活力ある新たなライフスタイルを創造できるまちづくりを進めることをテーマとした、松戸市においてより豊かな市民生活を実現するための市民本位の計画です。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。
幼稚園	施設や設備の構造など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事が認可し設置された教育施設です。
量の見込み	ある事業を、どのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数です。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としています。



松戸市子ども総合計画

発行 松戸市
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5
TEL : 047-366-7347
FAX : 047-365-1009
編集 松戸市 子ども部 子育て支援課